

目次

M-CR-★1-告訴状20200914.....	2
M-CR-★2-証拠20200825.....	11
M-CR-★3-1号証-反証書.....	15
M-CR-★4-2号証-反証書.....	37
M-CR-★5-3号証-反証書.....	58
M-CR-★6-4号証-反証書.....	68
M-CR-★7-8号証.....	72
M-CR-★8-11号証.....	75
M-CR-★9-5-6-7-9-10-12-13号証.....	77
★20171220GDPO_too vague remand.....	78
★20180814SPPO_too vague remand.....	84
★20210227TDPO_too vague remand.....	85
M-CR-★10-TDPO-2th-REMAND-20210916.....	86
M-CR-★11-TDPO-3th-REMAND-20220502.....	87
M-CR-★12-SPPO-2th-remand-20220627.....	88
M-CR-★13-SPPO-3th-remand-20220805.....	89

告訴状M

令和2年9月14日

前橋地方検察庁 御中

告訴人

〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告訴人

前橋地方検察庁の告訴告発担当の、タカハシ(20170401～20180331)、イチカワ、サトウ(20180401～)、に対し其々、犯人隠避罪(刑法第百三条)と公務員職権濫用罪(刑法第百九十三条)と脅迫罪(刑法第二百二十二条) なお、サトウはタカハシの後任です。

告訴の趣旨

被告訴人らの以下の所為は、次の罪状に該当すると考えるので、被告訴人らを厳罰に処することを求め告訴いたします。

他の各事件が公訴時効を迎えた主因は被告訴人らに有ること

被告訴人らの主な不当性は、訴えた内容に比し、事件性の無視(組織的隠蔽)による予見可能性に基く結果回避義務違反ということに尽きますが、内容以前に、告訴事実1から3のように、用いた三つの論理が卑劣です。

事案単純化の為、本件ではこの三つの論理の不当性に焦点を絞ります。

私は、2017年3月から2018年4月にかけ、告訴状の提出の為に、延べ20回以上も前橋地検に出向きましたが、結局一つも受理されませんでした。

この一連の告訴の妨害を打開すべく、2018年8月から各告訴状を延べ20件以上の民事訴訟に分け、前橋地裁に起こしましたが、萱家忠行裁判官が検察分(前橋地裁H30ワ359慰謝料請求事件)を含む5件を一年以上も送達しないまま握り込むなど、露骨な妨害に遭い、更に期間を徒過して現在に至っております。

事実経過

① 20150501午後、群馬県前橋市大手町3-2-1所在の前橋地検・一階ロビーのオープンスペースでトミザワに面会し、狙撃脅迫事件の被害を届出したところ、「脅迫はともかく殺人未遂としては立件の余地は有りそうです、本日の内容は担当検察官に報告しておきます」と言いました。

② 20171031 14:57、前橋地検一階の被害者支援室において、タカハシとイチカワは1号証反証書の通りの不当な対応をしました。

- ③ 一回目の不当な文面による差戻し 私が 20171114 15:00 に、前橋地検一階にて、タカハシとイチカワに提出した被害届 2018 と告訴状 7 通を、同人らは、過度に漠然とした文面(5号証)で、20171220 付簡易書留便で、差戻しました。
- ④ 二回目の不当な文面による差戻し 私が 20180117 15:00 に、前橋地検にて、タカハシとイチカワに提出した被害届 2018 と告訴状 5 通を、同人らは、一回目と同一の過度に漠然とした文面(6号証)で、20180130 付簡易書留便で、差戻しました。
- ⑤ 三回目の不当な文面による差戻し 私が 20180205 15:00 に、前橋地検にて、タカハシとイチカワに提出した被害届 2018 と告訴状 1 通を、同人らは、一回目と同一の過度に漠然とした文面(7号証)で、20180208 付簡易書留便で、差戻しました。
- ⑥ 20180216 15:00 頃、前橋地検一階の被害者支援室において、タカハシとイチカワは、2号証反訳書の通りの不当な対応をしました。
- ⑦ 四回目の不当な文面による差戻し(9号証) 私が 20180216 15:00 に、前橋地検にて、タカハシとイチカワに提出した被害届 2018 と告訴状 1 通を、同人らは、一回目と同一の過度に漠然とした文面で、20180226 付簡易書留便で、差戻しました。
- ⑧ 20180319 13:28、私が前橋地検において、被害届 2018 と告訴状 A～L 計 12 通を提出しようとしたところ、タカハシは提出済告訴状の審査が終る迄は追加や差替をしない、との取決めを私が破ったとして、執拗に私に抗議しましたが、これは継続中の事件ですから、被害者的人権侵害です。
- また犯罪事実の不備の有無について訊ねたのに無視しました。
- ⑨ 五回目の不当な文面による差戻し(10号証) 私が 20180409 14:58、前橋地検で、サトウとイチカワに提出した被害届 2018 と告訴状 12 通を、同人らは、一回目と同一の過度に漠然とした文面で、20180531 付簡易書留便で、差戻しました。
- ⑩ 20180720 13:23、前橋地検一階の被害者支援室において、サトウとイチカワは 3 号証反訳書の通りの不当な対応をしました。
- ⑪ 六回目の不当な文面による差戻し(12号証) 私が 20180720 13:23 に、前橋地検で、サトウとイチカワに提出した被害届 2018 と告訴状 12 通を、同人らは、一回目と同一の過度に漠然とした文面で、20180731 付簡易書留便で、差戻しました。
- ⑫ 20180802 10:30、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地検への通話において、サトウとイチカワは、4号証反訳書の通りの不当な対応をしました。
- ⑬ 七回目の不当な文面による差戻し 私が 20180803 付で、簡易書留便で提出した被害届 2018 と告訴状 13 通等を、最高検察庁の被疑者不詳 1 は、一回目よりも更に過度に漠然とした文面(13号証)で、20180814 付簡易書留便で、差戻しました。

告訴事実と罪名

告訴事実 1 「未だ事件性を判断する段階ではない」旨の虚偽を用いたこと

1-1 20171031 14:57(事実経過②)、前橋地方検察庁(群馬県前橋市大手町 3-2-1)一階の被害者支援相談室において、告訴告発担当のタカハシとイチカワは、包囲網として事前共謀し

て、私が告訴状C(郵便局員事件)などを提出すべく訴えたのに、(16:10頃、1号証P13上、発言5、タカハシ)「捜査を拒否という段階ではないんですよね、今。」との虚偽を用いて事件性の判断を回避し、その職権を濫用して、適正な捜査を怠り、脅迫被害を継続させました。

1-2 20180216 15:00(事実経過⑥)、前橋地検一階の被害者支援相談室において、告訴告発担当のタカハシとイチカワは、包囲網として事前共謀して、私が告訴状C(郵便局員事件)などを提出すべく訴えたのに、(15:50頃、2号証P9中、発言13、タカハシ)「完成していないのに事件性を判断していいという根拠も逆に無い」との虚偽を用いて事件性の判断を回避し、その職権を濫用して、適正な捜査を怠り、差別し、脅迫被害を継続させました。

また、(15:51頃、2号証P9中、発言13、タカハシ)「根拠は特段無い」と答えながら、それを敢えて適用した理由を示しませんでした。

1-3 20180720 13:23(事実経過⑩)、前橋地検一階の被害者支援相談室において、告訴告発担当のサトウとイチカワは、包囲網として事前共謀して、私が告訴状C(郵便局員事件)などを提出すべく訴えたのに、(14:00頃、3号証P5中、発言18、サトウ)「確率の話をする段階じゃないですよ。」との虚偽を用いて事件性の判断を回避し、その職権を濫用して、適正な捜査を怠り、差別し、脅迫被害を継続させました。

(上記事実に共通の説明)

これらの対応は「私の告訴状が未完成だから」という前提付きと思われますが、それでは緊急性の有る事件に対応できない為、捜査機関として用が足りない(成り立たない)こと、つまり、捜査機関としての事件性の判断は常に必要であり、段階論など有り得ないこと、は誰でも判りますし、一方で告訴状無しで職権探知によって捜査着手した実績も有ること(推定)から、論理破綻は明白であり、差別であり、公序良俗違反です。

上記により、タカハシ、イチカワ、サトウ、が其々、告訴状の提出を受けた前橋地検の告訴告発担当として、訴えた内容から生命への無言の脅迫の緊急性やその隠蔽を当然に感知すべき状況に在りながら、「未だ事件性を判断する段階ではない」旨の虚偽を用いて、私限りで社会的妥当性を偽ることにより、事件性の判断を回避して故意に感知せず、事件性の有無を第一次的に判断して適正捜査に繋げるべき職権を、故意に行使しないことにより濫用し、当該告訴を妨害し、生命に対する権利を侵害し、適正な手続を受ける権利の行使を妨害し、私に義務の無い本告訴状を作らせたことは、同人らの職務上の故意または過失です。

またこれにより、其々、提出しようとした告訴状に記載した被告訴人ら(例えば、告訴状Cに記載の、住居侵入罪と脅迫罪と私文書偽造罪の月夜野郵便局サイトウ、犯人隠避罪の沼田郵便局オオフジを、また其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪の、群馬県警沼田警察署の、マキシマ、タキタ、ナカジマ、を隠避しました。

これらを、3人の事前共謀による、包囲網としての一連の無言の威力脅迫とする根拠は、第一に、当り前の抗議を認めないことは公序良俗の偽装です

当り前の抗議を無視したことに正当性の余地は無く、それを強行したことは尋常ではなく、虚偽ないし事実の否定ということですから、包囲網の圧倒的な組織力によって、裁判所を含め、皆が確信犯として事前共謀して、当り前のこと認めないことによって、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を歪めて隠蔽せんとする、「お前の訴えなど認めない」との人格的生存

(生命、自由、名誉)への害意、も有るとしか説明が付きません。

第二に、全てが組織力の誇示と言え、その意図は、無言の脅迫の害意しか有り得ません

隠蔽するだけなら、警視庁のように、訴え事実自体を否認すれば簡単です。

形式的に受け付ける意図は、不起訴という結果によって恐怖させることに有ると思います。

公序良俗の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。

公序良俗の偽装の状況(国家的隠蔽による無政府状態)が齎す脅迫効果は絶大です。

(告訴事実 1 から 3 に共通の説明)

いずれも、当り前の抗議を認めようとしない点が尋常ではなく、職権濫用による公序良俗の偽装による犯人隠避であり、著しく信義則違反かつ侮辱的であり、「お前の訴えなど認めない」との包囲網としての私の人格的生存への無言の威力脅迫の害意としか説明できません。

公序良俗の偽装とは、裁判所を含め、皆が確信犯として当り前のことを認めないことにより、包囲網の圧倒的な組織力によって、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を偽ることです。

脅迫の意図の有無に係らず、公序良俗の偽装の状況が齎す脅迫効果は絶大です。

これらは検察庁職員としての故意または過失であり、職権濫用による手続(告訴)妨害であり、生命に対する権利(憲法 13 条)の侵害であり、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)の行使の妨害であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法 82 条)および信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、差別的取扱であり、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、著しく信義則(民法 1 条)違反であり、公序良俗(民法 90 条)違反であり、憲法遵守義務(憲法 13、99 条)違反です。

告訴事実 2 過度に漠然とした同一文面による延べ 6 回もの差戻し(偽計)

2-1 経過③ 一回目の不当な文面による差戻し 私が 20171114 15:00 に、前橋地検一階の被害者支援相談室にて、告訴告発担当のタカハシとイチカワに提出した、被害届 2018 と告訴状 7 通を、同人らは、包囲網として事前共謀して、「いかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。」との過度に漠然とした文面(5 号証)で、20171220 付簡易書留便で差戻し、告訴を妨害しました。

2-2 経過④ 二回目の不当な文面による差戻し 私が 20180117 15:00 に、前橋地検一階の被害者支援相談室にて、告訴告発担当のタカハシとイチカワに提出した、被害届 2018 と告訴状 5 通を、同人らは、包囲網として事前共謀して、「いかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。」との、一回目と同一の、過度に漠然とした文面(6 号証)で、20180130 付簡易書留便で差戻し、告訴を妨害しました。

2-3 経過⑤ 三回目の不当な文面による差戻し 私が 20180205 15:00 に、前橋地検一階の被害者支援相談室にて、告訴告発担当のタカハシとイチカワに提出した被害届 2018 と告訴状 1 通を、同人らは、包囲網として事前共謀して、「いかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。」との、一回目と同一の過度に漠然とした文面(7 号証)で、20180208 付簡易書留便で差戻し、告訴を妨害しました。

2-4 経過⑦ 四回目の不当な文面による差戻し(9号証) 私が 20180216 15:00 に、前橋地検一階の被害者支援相談室にて、告訴告発担当のタカハシヒイチカワに提出した被害届 2018 と告訴状 1 通を、同人らは、包囲網として事前共謀して、「いかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。」との、一回目と同一の過度に漠然とした文面で、20180226 付簡易書留便で差戻し、告訴を妨害しました。

2-5 経過⑨ 五回目の不当な文面による差戻し(10号証) 私が 20180409 14:58、前橋地検一階の被害者支援相談室で、告訴告発担当のサトウヒイチカワに提出した被害届 2018 と告訴状 12 通を、同人らは、包囲網として事前共謀して、「いかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。」との、一回目と同一の過度に漠然とした文面で、20180531 付簡易書留便で差戻し、告訴を妨害しました。

2-6 経過⑪ 六回目の不当な文面による差戻し(12号証) 私が 20180720 13:23 に、前橋地検一階の被害者支援相談室で、告訴告発担当のサトウヒイチカワに提出した被害届 2018 と告訴状 12 通を、同人らは、包囲網として事前共謀して、「いかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。」との、一回目と同一の過度に漠然とした文面で、20180731 付簡易書留便で差戻し、告訴を妨害しました。

(告訴事実 2 の説明)

問題の文面とは次の通りでした。

『上記「告訴状○」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。したがって、上記書面等は返戻します。』これを職権濫用とする理由は、

第一に、社会通念上、過度漠然性ゆえに無効な指摘であり、それによる手続(告訴)妨害です
この表現では、どこがどのように(不備箇所と不備類型)が全く特定できませんから、現実問題として修正に着手できません。

第二に、私の場合の特殊事情を無視しています

最大 12 告訴状で延べ 55 罪に及ぶ為、何の手掛りも無く全てを見直すのは大変な無駄です。
だからこそ上記の過度漠然性が問題となるのであり、著しく信義則違反です。

第三に、その過度漠然性に何度も抗議したのに、改めなかったこと(事実経過⑥, ⑩, 8, 11 号証, 2 号証反訳書 P4 発言 12、3 号証反訳書発言 16)。

言い換えると、本当に不備が有るのか?と訊ねたのに無視したということです。

第四に、審査期間の徒過

毎回、差戻しまでには平均 1 か月前後の審査期間を徒過しますから、足し上げると、その間に公訴時効が進行し、その後の訴訟活動上の選択肢が減る等の機会損失が膨らみます。

なお、預り方式に変える前は、何かしら具体的指摘をしてその場で差戻していました。

また最高検は、前橋地検分を含め 13 告訴状を訴えたのに、「具体的な犯罪事実が判然としな

い」旨の、更に漠然とした文面で差戻しており、共謀による組織的隠蔽を示唆しています。

上記により、タカハシ、イチカワ、サトウ、が其々、告訴状の提出を受けた前橋地検の告訴告発担当として、其々、提出した告訴状の事実経過の記載内容等から生命への無言の脅迫の緊急性とその隠蔽を当然に感知すべき状況に在りながら、「犯罪事実が未特定」の旨の、不備箇所と不備類型が特定できない、過度に漠然とした同一文面で、私が提出した告訴状の差戻しを重ね、私限りで社会的妥当性を偽ることにより、事件性の判断を回避して故意に感知せず、事件性の有無を第一次的に判断して適正捜査に繋げるべき職権を、故意に行使しないことにより濫用し、当該告訴を妨害し、生命に対する権利を侵害し、適正な手続を受ける権利の行使を妨害し、私に義務の無い本告訴状を作らせたことは、同人らの職務上の故意または過失です

またこれにより、其々、提出しようとした告訴状に記載した被告訴人ら(例えば、告訴状Cに記載の、住居侵入罪と脅迫罪と私文書偽造罪の月夜野郵便局サイトウ、犯人隠避罪の沼田郵便局オオフジを、また其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪の、群馬県警沼田警察署の、マキシマ、タキタ、ナカジマ、を隠避しました。

これらを、3人の事前共謀による、包囲網としての一連の無言の威力脅迫とする根拠は、第一に、当り前の抗議を認めないことは公序良俗の偽装です

当り前の抗議を無視したことに正当性の余地は無く、それを強行したことは尋常ではなく、虚偽ないし事実の否定ということですから、包囲網の圧倒的な組織力によって、裁判所を含め、皆が確信犯として事前共謀して、当り前のことを認めないことによって、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を歪めて隠蔽せんとする、「お前の訴えなど認めない」との人格的生存(生命、自由、名誉)への害意、も有るとしか説明が付きません。

特に「不備箇所や不備類型が特定できないので、現実問題として告訴状の修正に着手できない」との当り前の抗議をわからうとしない点が尋常ではなく、その手続妨害効果は明白であり、著しく信義則違反であり侮辱的です。

第二に、全てが組織力の誇示と言え、その意図は、無言の脅迫の害意しか有り得ません
隠蔽するだけなら、警視庁のように、訴え事実自体を否認すれば簡単です。

形式的に受け付ける意図は、不起訴という結果によって恐怖させることに有ると思います。
公序良俗の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。

公序良俗の偽装の状況(国家的隠蔽による無政府状態)が齎す脅迫効果は絶大です。

あとは告訴事実1の(告訴事実1から3に共通の説明))に既述の通りです。

告訴事実3 「告訴の窓口は我々しか無い」旨の虚偽を用いた内部牽制の妨害

20180802 10:30(事実経過⑫)、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から前橋地検への通話において、サトウやイチカワら告訴告発担当者達を告訴するべく、前橋地検長への取次ぎを要請したところ、交換手が説明を無視して、勝手にイチカワに繋ぎました。
また、サトウやイチカワらが被告訴人の告訴について、内部牽制の為の非常時ルートであることを強調して、他部署の者への取次ぎを要請したのに、

3-1 (10:40頃, 4号証P2中, 発言24, イチカワ) 「できかねます、今回、告訴告発に関する電話ということであれば、こちらのほうで承ります。」との虚偽により拒否し妨害しました。

3-2 (10:45頃, 4号証P3上, 発言25, サトウ) 「前橋地検ではこちらで担当することになりますから、他では担当はできません。」との虚偽を用いて拒否し妨害しました。

3-3 (10:50頃, 4号証P3下, 発言26, サトウ) 「そのルートは有りません。」との虚偽を用いて拒否し妨害しました。

上記を包囲網としての2人の事前共謀による、職権濫用とする理由は、

第一に、彼らが被告訴人の告訴状を本人達に渡しても、きちんと他部署に引き継ぐことが期待できません(適法への期待可能性が無い)

第二に、捜査機関に内部牽制の体制(非常時ルート)が無いことなど有り得ませんから、虚偽に相違無いです。

上記により、イチカワ、サトウ、が其々、前橋地検の告訴告発担当として、既述の「告訴の窓口は我々しか無い」旨の虚偽を用いて他部署への取次ぎと内部牽制を妨害し、「貴方がたの告訴状を貴方がたに渡しても内部牽制にならないし、捜査機関に内部牽制の体制が無いはずが無い」旨の私の当り前の抗議を無視して、2人が受け付けるべきではない(受理資格が無い)ケースで故意に受け取ろうとし、私限りで社会的妥当性を偽ることにより、本来のルートを塞いで当該告訴を妨害し、生命に対する権利を侵害し、適正な手続を受ける権利の行使を妨害し、被害を継続させ、私に義務の無い本告訴状を作らせたことは、同人らの職務上の故意または過失であり、職権の濫用であり、告訴状Mに記載の互いとタカハシの隠避です。また特に、上記の当り前の抗議をわからうとしない点が尋常ではなく、その手続妨害(遅延)効果はあまりにも明白であり、著しく信義則違反かつ侮辱的であり、包囲網としての公序良俗の偽装による、「お前の訴えなど認めない」との私の人格的生存への無言の威力脅迫の害意としか説明できません。

あとは告訴事実1の(告訴事実1から3に共通の説明)に既述の通りです。

タカハシ、イチカワ、サトウ、に対し其々、脅迫罪

(刑法第二百二十二条生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する)

告訴事実1から3により、3人は包囲網として事前共謀して、其々、「お前の訴えなど認めない」と私の人格的生存(生命、自由、名誉)への害意を示しました。

これらを、包囲網としての一連の無言の威力脅迫とする根拠は、

★いざれも公序良俗の偽装の確信犯であり、包囲網の組織力の誇示と言えます

告訴事実1から3はいざれも、当り前の抗議を認めないという態様で一貫しており、当り前に、故意の害意の証左であり、抗議をも無視してそれらを強行した意図は、裁判所ぐるみで、皆が確信犯として当り前のことを認めないことにより、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を歪めて隠蔽せんとする狙いであり、それによる、包囲網の圧倒的な組織力の誇示としか説明できません。

また、公序良俗の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。
組織力を誇示する意図は、無言の威力脅迫の害意としか説明できません。
意図の有無に係らず、公序良俗の偽装の状況が齎す脅迫効果は絶大です(不真性不作為犯)。
告訴事実1から3により、3人は包囲網として事前共謀して、其々、私への脅迫の意図を持って、後述の公務員職権濫用罪の各自の職権を装って、その職権を濫用して、告訴事実1から3を強行し、告訴を妨害し、「お前の訴えなど認めない」との私的人格的生存(生命、自由、名誉)への害意を表示し、もって、私への無言の威力脅迫を行なったとみなせ、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪ったので、脅迫罪です。

タカハシ、イチカワ、サトウ、に対し其々、犯人隠避罪

(刑法第百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。)

告訴の妨害ですから、当たり前に、国の刑事司法作用を阻害し、犯人隠避に直結します。

告訴事実1-1と1-2により、タカハシとイチカワが、また、告訴事実1-3により、サトウとイチカワが、其々、住居侵入罪と脅迫罪と私文書偽造罪の月夜野郵便局サイトウ、犯人隠避罪の沼田郵便局オオフジを、また其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪の、群馬県警沼田警察署の、マキシマ、タキタ、ナカジマ、を隠避しました。

告訴事実2-5と2-6により、サトウとイチカワが、

提出した告訴状Aに記載の、其々、殺人罪と脅迫罪の、告訴人の叔母の太田まり子の殺害者ら(被疑者および人数不詳)、其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪や脅迫罪の、警視庁の、サワダ、シンド、サトウ、ニシカタ、被疑者および人数不詳①～②、埼玉県警の、ニイムラ、ナガセ、カクタ、被疑者および人数不詳①～②、監察医、群馬県警の、ヤナオカ、タキタ、タカダ、ノグチ、被疑者および人数不詳①～⑥、

提出した告訴状Bに記載の、其々、殺人未遂罪と脅迫罪の、2015.1.11狙撃者、高橋和俊、被疑者および人数不詳、其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪や脅迫罪の群馬県警沼田警察署の、ヤナオカ、クロイワ、カワタ、タカダ、ワタナベ、ハギワラ、ノグチ、ハシモト、モギ、被疑者および人数不詳①～⑧、被疑者不詳A～B、

提出した告訴状Cに記載の、住居侵入罪と脅迫罪と私文書偽造罪の月夜野郵便局サイトウ配達員と犯人隠避罪の沼田郵便局オオフジ副部長、其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪の群馬県警沼田警察署の、マキシマ、タキタ、ナカジマ、被疑者および人数不詳①～②、被疑者不詳①～③、

提出した告訴状Dに記載の、住居侵入罪と脅迫罪の石井恵子、其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪や脅迫罪の群馬県警沼田警察署の、マキシマ、ナグモ、タカダ、ノグチ、被疑者不詳①～②、

提出した告訴状Eに記載の、其々、脅迫罪と威力業務妨害罪の、北村勇、五味武夫、五味静夫、亀川裕、其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪の群馬県警沼田警察署の、ナグモ、タカダ、ノグチ、被疑者および人数不詳①、

提出した告訴状Fに記載の、其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪のみなかみ町人

権擁護委員の石坂、同事務局(前橋地方法務局沼田支局)の原田、みなかみ町福祉課の、内田、高橋、

提出した告訴状Gに記載の、其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪のみなかみ町元町長の岸良昌、同元総務課長のハラサワ、

提出した告訴状Hに記載の、其々、脅迫罪と威力業務妨害罪の、利根沼田農業協同組合月夜野集出荷所長のトミザワ、東京シティ青果株式会社の被疑者および人数不詳、ぐんま県央青果株式会社の被疑者および人数不詳、東京青果株式会社の被疑者および人数不詳、

提出した告訴状Iに記載の、其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪の前橋地方法務局沼田支局長フクダ、同係長ハラダ、前橋地方法務局イシマキ、同トミオカ、

提出した告訴状Jに記載の、其々、脅迫罪の今井孝尚(タカヒサ)とその一家の被疑者不詳、提出した告訴状Kに記載の、其々、脅迫罪の、廣橋絹代、廣橋忠夫、

提出した告訴状Lに記載の、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪の前橋地方裁判所沼田支部裁判官の吉田達二、らを隠避しました。

告訴事実3-1により、イチカワが、其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪のタカハシとサトウを、また、告訴事実3-2と3-3により、サトウが、其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪のタカハシとイチカワを、互いに隠避しました。

同人らの罪状が、いずれも罰金以上の刑に当ることは明らかですから、3人は包囲網として事前共謀して、同人らへの刑罰を免れさせる為に、告訴事実1から3により、国家公務員である検察庁職員としての既述の各自の職権を装って、その職権を濫用して、正当性無く、私の告訴を妨害し、生命に対する権利を侵害し、適正な手続を受ける権利の行使を妨害し、同人らを隠避し、国の刑事司法作用を阻害したことは、犯人隠避罪です。

タカハシ、イチカワ、サトウ、に対し其々、公務員職権濫用罪

(刑法第百九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。)

犯人隠避罪や脅迫罪に既述の行為を行う為に、3人は包囲網として事前共謀して、告訴事実1から3により、既述の国家公務員である検察庁職員としての各自の職務を装って、その職権を濫用して、私の告訴を妨害し、生命に対する権利を侵害し、適正な手続を受ける権利の行使を妨害し、公務の公正という公益を侵害し、また、私に義務のない本告訴を行わせたので、牽連犯としての公務員職権濫用罪です。

立証方法 証拠説明書の1から13の全号証

添付書類 証拠説明書と1から13の全書証と被害届2018と恣意性一覧表

以上

告訴M証拠説明書 20200825

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
1号書証	20171031 14:57 私と、タカハシ、 イチカワ、との会 話録音の反訳書	USBメモリー プリント原本 私が作成	<p>立証すべきは、<u>事実経過②</u>です。 前橋地検(群馬県前橋市大手町3-2-1)一階にて。</p> <p><u>1</u> (P1中、P16中、P19下、タカハシ)録音をめぐり、説明した理由を無視して「検察が信用できないのか?」との旨を重ねたこと</p> <p><u>2★</u> (P6中、タカハシ)タクシー営業上の、日常的な顔パス(拳手した乗客の逃亡)の事件性を無視したこと</p> <p>超稀有な現象が毎乗務10回以上、数年間。</p> <p><u>3★</u> (P9中、タカハシ)「判断する仕事ではない」旨は虚偽</p> <p><u>4★</u> (P9下、タカハシ)包囲網について「貴方自身が見たことが無いのに、ネットで出回っているとは思えない」理由にならず 摘発されないように工夫しているだけ、恣意性一覧表の各事象の相互関連性からの包囲網の実在を無視</p> <p><u>5★★</u> (P13上、タカハシ)「あのね、検査を拒否という段階ではないんですね、今。」は虚偽</p> <p><u>6★</u> (P13中、P20上、P22中、タカハシ)告訴状不受理理由の告知要請を無視したこと 控制への妨害 刑訴法261条違反</p> <p><u>7</u> (P16中、P19下、タカハシ)警視庁サワダが、包囲網の摘発と脅迫殺人の究明の要請を隠蔽した事件性を無視</p> <p><u>8★</u> (P16下、P22上、タカハシ)「なぜ、信用できない検察への告訴に拘るのか?」は愚問 起訴独占機関だから</p> <p><u>9★</u> (P5中、P6下、P14下、P19中、タカハシ)脅迫殺人(無視された被害届と叔母の変死との関連)を無視</p> <p><u>10</u> (P20上、トミザワ)「私は検察庁の職員じゃないので」 既知(20150501午後の申出=獣銃脅迫事件の訴え)の証明</p>
2号書証	20180216 15:00 私と、タカハシ、 イチカワ、との会 話録音の反訳書	USBメモリー プリント原本 私が作成	<p>立証すべきは、<u>事実経過⑧</u>です。 前橋地検(群馬県前橋市大手町3-2-1)一階にて。</p> <p><u>11</u> (P3中、タカハシ)検査着手の要請を無視したこと 蓋然性(予見可能性)への違反</p> <p><u>12★</u> (P3上、P8上、P8下、(P11下、P12下、P13中、P17中、タカハシ)「それはイマイさんのお考え」は無根 信義則違反</p> <p><u>13★★</u> (P9中、タカハシ)「告訴状の完成までは事件性を判断しないことの根拠は無い」と答えながら、理由を示さなかったこと</p> <p><u>14★</u> (P10上、タカハシ)検査の職責の根拠に「心当たりは無い」は虚偽</p> <p><u>15</u> (P12上、タカハシ)心証確率を訊ねたのに、「お答えしようが無い」旨を重ねたこと 事件性の判断の回避</p>
3号書証	20180720 13:23 私と、サトウ、イ	USBメモリー プリント原本	<p>立証すべきは、<u>事実経過⑫</u>です。 前橋地検(群馬県前橋市大手町3-2-1)一階にて。</p> <p><u>16★★</u> (P2中、イチカワ)「それイマイさんのお考えですよね?」との無根の言葉を重ねたこと タカハシの模倣による威力</p>

	チカワ、との会話 録音の反訳書	私が作成	<p>「不備箇所が特定できない文面であること」は誰でも判りますから、抗議を認めない理由になりません。 無根 信義則違反</p> <p>17 (P5上、サトウ) 「それはまあ、イマイさんの考え方と、」との無根の言葉を重ねたこと イチカワの模倣による威力 警視庁による被害届の無視が法令違反であることは誰でも判ります 経験則違反 信義則違反</p> <p>18★★ (P5中、サトウ) 脅迫殺人を力説し見解を問うと、「確率の話をする段階じゃないですよ。」は虚偽 5の模倣</p> <p>19★ (P5下、サトウ) 猶鏡脅迫事件の違法性を無視したこと</p> <p>20 (P6上、サトウ) 人権相談所の違法性を無視したこと</p> <p>21★ (P6下、サトウ) 告訴状不受理の理由の告知を求めたのに無視したこと 差戻しへの抗議を無視 控制への移行の妨害</p> <p>22★ (P7下、サトウ) 抗告の要請を無視したこと</p>
4号書証	20180802 10:30 私と、サトウ、イ チカワとの通話録 音の反訳書	USBメモリー プリント原本 私が作成	<p>立証すべきは、<u>事実経過</u>⑭です。 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)。</p> <p>23★ (P1上) 交換手が抗告ないし内部牽制の要請を無視したこと 前橋地検長の見解を問うと前置き</p> <p>24★★ (P2中、イチカワ) 二人が被告訴人の告訴なのに、内部牽制としての他部署の者への取次ぎ要請を無視したこと</p> <p>25★★ (P3上、サトウ) 二人が被告訴人の告訴なのに、内部牽制としての他部署の者への取次ぎ要請を無視したこと</p> <p>26★★ (P3下、サトウ) 非常時対応を含め、告訴の窓口は我々しか無いと虚を言ったこと</p> <p>27★ (P4上、サトウ) 告訴状に記載する為と告知して、上司の検察官の名前を訊ねたのに、伝える必要は無いと断ったこと</p>
5号書証	過度漠然な同一文 面での差戻し① 20171220付	コピー 前橋地検 が作成	<p>立証すべきは、<u>私が20171114に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状7通を、20171220付簡易書留で不当に差戻したこと</u>です。</p> <p><u>問題の文面は以下の通り</u>、不明瞭過ぎて謎掛けに等しく、<u>不備箇所も不備類型も特定できません</u>。 ★社会通念上の過度漠然性</p> <p>『上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。したがって、上記書面等は返戻します。』</p> <p><u>私の特殊事情を無視していること</u> 最大12告訴状で延べ55罪に及ぶ為、現実問題として、不備箇所を捜せません。</p> <p><u>毎回、平均1か月前後の審査期間の徒過</u> 時効が進行し、その後の訴訟活動上の選択肢が減るなどの機会損失が膨らみます。</p> <p><u>何度も抗議したのに、改めなかったこと</u> 本当に不備が有るのか?との問い合わせは社会通念上、無視できません。</p>
6号書証	過度漠然な同一文	コピー	立証すべきは、 <u>私が20180117に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状5通を、20180130付で簡易書留で不当に差戻したこと</u> です。

	面での差戻し② 20180130付	前橋地検 が作成	①と全く同じ文面です。
7号書証	過度漠然な同一文 面での差戻し③ 20180208付	コピー 前橋地検 が作成	立証すべきは、私が20180205に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状1通を、20180208付で簡易書留で不当に差戻したことです。 ①と全く同じ文面です。
8号書証	20180216付 前橋 地検への抗議文書	プリント原本 私が作成	立証すべきは、事実経過⑧の抗議の内容です。「前橋地方検察庁の不当な対応と思われる点について」 <u>I 捜査に着手しないことの正当性についてお尋ねします</u> <u>II ★告訴状差戻しの理由が漠然としすぎていて社会通念上、差戻しの正当性を欠いていると思われます</u> <u>III 「既提出の告訴状の内容を検討中に追加提出されても困ります」との執拗な注文は不当です</u> 繼続中の事件です <u>IV 検察の職責の根拠について再度お尋ねします</u> 「職権認知(探知)の要請」に当る条文はありますか?等
9号書証	過度漠然な同一文 面での差戻し④ 20180226付	コピー 前橋地検 が作成	立証すべきは、私が20180216に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状1通を、20180226付で簡易書留で不当に差戻したことです。 提出前に「20180216前橋地方検察庁の不当な対応と思われる点について」を提示して抗議したのに、それを無視して、またしても ①と全く同じ文面です。
10号書証	過度漠然な同一文 面での差戻し⑤ 20180531付	コピー 前橋地検 が作成	立証すべきは、私が20180409に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状12通を、20180531付簡易書留で不当に差戻したことです。 ①と全く同じ文面です。
11号書証	20180720付 前橋 地検への抗議文書	プリント原本 私が作成	立証すべきは、事実経過⑫の抗議の内容です。「前橋地方検察庁・告訴告発担当の不当な対応に対する抗議」 <u>I 速やかに各告訴状の事件性を認識してください</u> <u>II 差戻した各告訴状について不備箇所をはっきり示してください</u> 本当に不備は有るのですか? これでは社会通念上、極めて不当な差戻し、つまり不法行為だと思います。
12号書証	過度漠然な同一文 面での差戻し⑥ 20180731付	コピー 前橋地検 が作成	立証すべきは、私が20180720に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状12通を、20180731付簡易書留で不当に差戻したことです。 ①と全く同じ文面です。

13号書証	更に過度漠然な文面での差戻し⑦ 20180814付	コピー 最高検が 作成	立証すべきは、 <u>私が20180803付簡易書留にて提出した被害届2018と告訴状13通を、20180814付簡易書留で不当に差戻したことです。</u> <u>文面は前橋地検より更に漠然とした、「具体的な犯罪事実が判然としません」だけです。</u> <u>やはり、どこがどのように不備なのか特定できません。</u>
-------	------------------------------	-------------------	---

20171031 14:57 前橋地方検察庁(群馬県前橋市大手町 3-2-1)一階の被害者支援相談室での、
私と告訴告発担当のタカハシ、イチカワの会話録音の反訳書

(タカハシ) イマイさん、今日はどうなんですか、録音はしてるんですか?

(私) ええと、それなんですけども、あのう、警視庁が、往訪によってサワダ氏にあの、被害の届出をした事実を前面否認しております、

(タカハシ) ううんと、今、録音してますか? 録音機で、

(私) それに関してご説明申し上げてます。捜査機関が、往訪による被害の届出を全面否認しております、まあ、そういう事実が有るもんですから、あのう、検察庁様も100%信頼申し上げるわけにもいかないもんですから、同じ捜査機関として。そういう事情が有りますもんで、録音をお許しいただきたいんですが?

(タカハシ) 録音しているということでいいんですか?

(私) はい、

(タカハシ)★ その、検察庁も信用ならないからという理由ですか?

(私) そう思いませんか? 普通の流れでは。

(タカハシ) いや、そう思いませんか? じゃなくて、そういう理由から録音されているということですか?

(私) いや、まず第一には議事録です。あの、メモ取るのが、まあ、たいへんなんです。

(タカハシ) いや、さつきおっしゃったのは、警視庁と同じ捜査機関だから、ええ、検察庁も信用できないから、というお話だったようですが?

(私) まあ、それも有ります。それは二次的な理由ですが、

(タカハシ) いや、二次的というか、一番最初おっしゃったから、そう、そうなんでしょうね? きっとね。これ、見ても大丈夫ですか?

(私) あ、お願いします。今回あの、新たな試みはですね、ま、告訴状と、その他の主要な事実毎に蓋然性を数字で示し、そうと試みました。全部はまだ埋ま、埋まってませんが。ええ、各告訴状にもその蓋然性を表示してあります。ええ、それからその次のあの、横の表は、これはあの、ま、証拠の一覧表です。これ、4枚か5枚有ります。ええ、他にも挙げればまだまだたくさん有るんですが、整理しきれませんので、主要な証拠だけが今、この一覧表なんなってます。

(タカハシ) これ何の証拠ですか? 前橋地裁沼田支部宛とあって、証拠説明書なんなってますけど?

(私) ま、色々な告訴状に跨ってる証拠を一つに集めてます。だから共有する感じです。

(タカハシ) もう提訴してるんですか?

(私) ええ、はい、します、

(タカハシ) ええ、今年ですかね?

(私) ええ、

(タカハシ) 地裁の沼田支部宛?

(私) はい、ご説明したほうがいいですか?

(タカハシ) いや、けっこうですよ、読ませてもらいますから。慰謝料、慰謝料請求事件で

すか?

(私) はい、

(タカハシ) このた、提訴の件は今までお話されたこと有りましたっけ?

(私) ええ、何度かしてますね、

(タカハシ) で、これはその民事の訴訟の為の証拠説明書なんですか?

(私) の為に作ったんですが、それは項番 30 まででして、そっから、10 個ぐらい、今日の為に追加してあります。最後の頁ですね。あの、番号が振ってない奴。

(タカハシ) そうすと、要するに今までのを時系列にずうっと追っているんですか?

(私) ううんと、そうでもないです、時系列にソートし切れてないです。

(タカハシ) そうすと、録音した媒体、USB メモリーが、ここにずらっと証拠に?

(私) そうですね、ほとんど、録音記録が証拠ですんで、時系列に並べられてないんで、いずれまた、あの、全部並べ直そうとは思ってます。完成版ではないんですけど。で、今日伺った趣旨はですね、被害届として、ええ、包囲網に対しての説明をしております。で、これに基いて、各パートでの、具体的要件事実の説明として、ええ、各告訴状がひついてるという構成なんなってますんで、ま、各告訴状も揃えて出さないと、まあ、被害届としてワンセットんじゃないもんですから、今日は全部揃ってないです。で、今日は、一つだけその被害届の冒頭でお訊ねすることを確認させていただきたいのと、すなわち、早急な検査着手の要請をしたいとゆうことと、ええ、告訴状のうち、まあ、完成してるんではないかと思われるものを三つほどお持ちしたんで、そのうち一つでも出して帰りたいと。少なくとも、ええ、書き方の問題について、あの、最終確認して帰りたいと考えております。

被害届の後に、あの、告訴状が三つつついてます。この間に五つ有ります、

(イチカワ) あ、これ、

(私) で、被害届のほうのご説明に入らしていただきます。ええ

(タカハシ) いや、これあの、読み上げるおつもりですかね?

(私) はい、

(タカハシ) うん、でしたら、あの、目え通させてもらいますので、読み上げなくてけっこうですよ。

(私) 読み上げさせていただきたいんですけども?

(タカハシ) や、こちら目で追えば、同じものですよね? これ、

(私) ええ、

(タカハシ) あの、理解できますから大丈夫です。

(私) それから USB メモリーも必要であれば、あの、持って来てますんで、

(タカハシ) 終わったら教えてください、

(イチカワ) はい、

(私) これが最初の最初のやつですけど、ご覧になる必要有りますか?

(タカハシ) 最初の最初とい、おっしゃいますと?

(私) 警視庁ですね、ええと、待ってらっしゃる間にでも、準備書面などでも、何が焦点なのかっての見ていただければ、

(タカハシ) これ準備書面てのは?

(私) あ? あの、民事のほうの、

(タカハシ) これ、12月12日判決ってなってますけど、それはもう予定されてるんですか?

(私) はい、

(タカハシ) 今、継続中なんですね?

(私) ええ、あの、この間、10月24日に二回目が終わりまして、

(タカハシ) これは誰を相手としているんですか?

(私) 東京都です、

(タカハシ) 東京都?

(私) はい、あの、元々、東村山市に住んでて、警視庁に色々、因縁が有るもんですから。県警の、ええ、不法行為は、各、各都道府県がその被告になる、該当するってゆうことなんで、国家賠償法上は。でその、答弁書、一回目の答弁書に対して、4点ほどの指摘に対して全部、これでの、反論したんですけども、それに対する反応は全く無かったです。二回目で一言も発言せず、二人の弁護士が、ただ来ただけで、一言も発言せず帰りました。で、証人尋問たくさん依頼してたんですが、全部必要無いということで却下されて、12日に、12月に判決だと。

(タカハシ) これ、三回目で判決なんですか?

(私) ええ、二、そうですね、三回目で判決です。だ、二回公判が有ったと。

(タカハシ) 二回目は、ABが来て、一言も話してなかつたと?

(私) ええ、向うもたしか準備書面出す予定だったはずだったんですが、いつの間にか出さないことなってまして、何も出て来なかつたです。

(タカハシ) 書面も出して来ないと?

(私) はい、そうすると、沈黙は擬制自白、沈黙に当るんであれば、ま、私の方が有利なのかな、と。

(タカハシ) で、証人請求も全部却下されたと?

(私) はい、まあ私も初めてなんでさっぱりわかんないんです、感触が。ただ、一つだけ治安回復の早急な是正措置なり命令をお願いできないかと裁判長に言ったところ、いや、裁判所にはそうゆう権限有りませんから、というお答えを頂いて、ええっ? と思いまして。それが何を意味するかなんですけども、まあ、判決前にそんな命令はできないよという意味であれば、それはそうなのかもしれないですが、実際の判決で何もは是正措置命令が付かないんだとすれば私の敗訴を意味するのかな? と。どう解釈していいのか、ちょっと、その裁判長の返事が理解しかねてます。裁判所に権限は有るはずなんですがね、問題が有るなら、警察だろうと何だろうと、裁判所が是正措置なり命令を出せるはずなんんですけど。

(タカハシ) はい、よ、ええとね、目を通さしていただきましたけれども、

(私) はい、

(タカハシ) まずね、いくつかお訊きしたいのは、これ蓋然性試算表というものなんですが、これはどういう趣旨のものなんですか?

(私) これですからあの、被害届の構成に沿ってですね、そのまあ、何だ、パート毎の、え

え、蓋然性とゆうか、まあ、ええ、何て言うんか、まあ、犯罪が有った確率を、まあ、あの、の高さを示して、わかっていただこうとしてるわけなんんですけど、

(タカハシ) はい、で、これは、民事の件の話なんですか？ それとも告訴をしたいという事案の話なんですか？ ここでの被告、被告人で書いて有るんですけど、被告訴人とかじゃないですか？

(私) あ、被告訴人です、はい、すいません。

(タカハシ) 被告訴人毎に分けて、そういう事実が起る確率をこう、示してることなんですか？

(私) そうですね、被告訴人だけではなくて、その、ええ、告訴状んなつてないようなその、何だ、ええ、タクシー時代のデータのその、に、ええ、蓋然性とかも盛り込んでます。そういうものが現れることが、あの、包囲網の存在を示す蓋然性に最終的に繋がると考えて作ってます。

(タカハシ) はい、そうしますとね、ここに偶然確率と表示されていますね？ で、ここに何分のいくつと示されてますよね？ それぞれに、

(私) だからこの欄は、その、まさに偶然確率が起る確率の低さを表し、表現してまして、その、ま、引き算としてこの欄に、ま、蓋然性 99. いくつとゆうような結論を書いてると。

(タカハシ) わかりました、だからその計算過程がここには示されてるわけですね？

(私) はい、

(タカハシ) で、この 1 はわかりますよ、この本件の事案ですからね、で、この分母とある、ね、例えばこれ 10,000 だとか、こっちへ来ると、まあ、何百万てゆう数字が分母んなつてますけども、これの根拠ってゆうのは？

(私) あ？ はあ、なるほど、これであれば日数だし、ううん、根拠？ 根拠、

(タカハシ) 切りのいいところでね、これは一万分の一とか、これは一億、うん、十億分の一ぐらいですか？

(私) これはね、あの、意味が有ります、一億分の一にしてるのは。

(タカハシ) 一億分の一ですか？ 他にも百万分の一とか、百分の一とか、

(私) 国民の中で私しか居ないだろうと、まあ、差別的取扱

(タカハシ) まあ、百分の一がいくつか出て来て、他に一万分の一、これも一億分の一ですか、こういう分母のね、根拠？

(私) 根拠？

(タカハシ) それが有って 99. 99% 以上と示してますよね？

(私) 根拠、

(タカハシ) 分母の根拠は何ですか？ 特に有りませんか？

(私) ううん、そうですね、概算とゆうか直感です、としか言いようが無いんですが、逆にあの、それを否定する根拠はありますか？

(タカハシ) いや、否定するもなにも、何も無い状態から、その計算を始めようとしているわけですから。

(私) ええ、大雑把にこんなもんじやないかとゆう、

(タカハシ) あの、否定するってゆうか、逆説的に言う話でもないと思うんですよ。

(私) ええ、まあ、経験的に判断できる確率ですかね、経験則ですかね。

(タカハシ) 経験則?

(私) あの、分母で表現できるものは分母に置き換えようと思いますが。例えば日数なんてのは擬似的にこれに近い数字なんなるはずですね。ワンジエネレーションを意味しますから、365日掛ける30、30年、一万ちょっとでしょ?

(タカハシ) まあそうなると、30年でゆう範囲ってゆうのも根拠の有る話なんなると思うんですけども、その30年でゆう根拠だとか、例えばそれ、一日に一回ってゆうのが前提ですよね?

(私) (苦笑)いやそこはですから、一日に一回しか無いでしょ? 死亡、その日に死亡する確率というの。

(タカハシ) 同じ人が亡くなるという意味では一日に一回しかないですけども、でも次の日はまた有るわけですよね? 一日に一回しか死亡の機会って無いんですか? 確率としたら。

(私) あ、いや、無いですよ、この場合はその、2月20日に死ぬ確率です。

(タカハシ) うん、わかりました、あ、その日に死ぬ確率って意味ですか?

(私) それはだから、回答期限日当日なんです、死んでると無回答だったのは同じ日なんです。

(タカハシ)★ あの、それは根拠になりえるか、ちょっと疑問ですね、ね、いつか死ぬわけですか。その何月、何年何月何日に死ぬ確率ってゆうのは。

(私) (苦笑)いやいや、これが、そこ疑間に思ってもらうと非常に困るんですけども?

(タカハシ) はい、わかりました、はい、じゃ、他もね、似たようなお話なんでしょうから、ちょっとそこはいいですか、で、ええと、これざつと読みますとね、結局のところこのね、総括している、ええ、被害届ですか、最初の、被害届でええと、書いてますけども、総論としてここにね、ええと、被害の概要、ええ、無断でネット上で肖像権を侵害され、それが国民的規模に拡がったもので不当な指名手配と言え、「包囲網」と通称します。被害はすべてこの包囲網による加害であり、個別告訴状となっているのはその一部です、と。

(私) はい、被害の一部です。

(タカハシ) ええ、こういうことが被害の概要だとおっしゃるわけなんんですけども、で、個別具体的なものが各告訴状に記載されているということなんんですけども、結局のところ、ええ、無断でネット上で肖像権を侵害され、というのはまず、どんな意味ですか?

(私) ええ、そうですね、携帯か何かで肖像をまず撮られ、それをまた携帯で流したんでしょうね。媒体はたぶん、ネットって言っても、携帯だと思います。

(タカハシ) それが、肖像権を侵害され、とゆうのは、ネットで出回ってるとゆうような趣旨なんですか?

(私) ええ、まさに指名手配されたんでしょうね。

(タカハシ) 携帯か何かで撮られ、貴方の顔写真とかそういう意味ですか?

(私) ええ、

(タカハシ) ネットに出回っている?

(私) はい、

(タカハシ) 出回っている、顔写真?

(私) でしょうね、顔、か、顔でパスされましたから顔写真でしょ、

(タカハシ) 顔写真がネットで出回っていると。それ貴方はネットで確認されてるんですか?

(私) (苦笑)いや、それが有れば苦労しないんで。それが無いんで、これだけ、あの、たくさんの状況証拠を揃えて、それに代えようと思ってるんですけど?

(タカハシ) 貴方自身は、その出回っているという顔写真を、ネットで見たことが有るんですか?

(私) (苦笑)自分のですか? それが有れば苦労しないですよ? それを警察に出せばいいんだから。

(タカハシ) そうすると、それを見たことが無いのに、ええ、ネットで出回っているとおっしゃるのはなぜなんですか?

(私) あ、それはですから、あの、被害届、最初に出した被害届に書いてある通り、通りの被害が

(タカハシ) うん、今、おっしゃってください、書いてある通りじゃなくって。

(私) え? 例えばあの、タクシーの営業で、乗客が、私のタクシーを停める為に手を挙げると、で、私はあの、乗せる為に停まると、そうすると乗客が私の顔見て逃げてっちゃうわけなんです。

(タカハシ) はあ、

(私) それが一日に何十回と有りました、ひどい時には、半分以上。一日にまあ、多ければ四十人近くの客を拾うんですが、その半分以上、だから20人以上に逃げられた日が有ります。そうなると全くもう、営業んならないです。特に深夜の一番稼ぎ時の時間帯にやられると打撃が大きく、あの、全く営業んならない。

(タカハシ)★ 要するに、貴方がタクシーの運転手をされてた時に、乗せようとした客が貴方の顔見て逃げて行くのは、ネットに写真が出回っていて、ええ、それを客が見ていて、その指名手配されている人間だと認識したからだ、ということなんですか?

(私) はい、指名手配した人間だと認識し、かつ、遠距離の客だったからでしょうね。近い客は逆に乗ってくると思います。それが営業妨害になります、結びつきますんで。

(タカハシ)★ はい、わかりました、ええと、それからね、ま、包囲網ということであって、ええ、もう一つはですね、この包囲網とは、というとこなんですけどね、ええ、2009.1.18付被害届において警視庁に摘発を要請したところのネット包囲網のことです。そしてそれが威力によって性的目的を達成しようという極めて強く明確な動機をもって組織されているということです、このね、一文の、威力によって性的目的を達成しようと極めて強く、っていうところに下線が引っ張ってあって強調されてるんですけど、この性的目的とゆうのは何なんですか?

(私) (苦笑)何か? まあ、セックスでしょうね。

(タカハシ) ううん、性的目的とゆうのはセックス?

(私) はい、

(タカハシ) これは、特にこの記載全体を見てもセックスに関するような事が出て来ないんですけど、な、何の事をこれは、おっしゃってるんですか?

(私) それはあまりにも自明だから書いてないだけですね、

(タカハシ) 他に一切書いてないのは?

(私) ああ、動機ですか?

(タカハシ) 動機というか、はああ、威力によって性的目的を達成しようという?

(私) ええ、つまり脅して、

(タカハシ) ちょっと、理解ができないということなんんですけど、私のほうが。

(私) いや、そら具体的にどうしようとしているのか、私だってわかりません。

(タカハシ) じゃ、何でそれが性的目的なんですか?

(私) じゃ、何で一晩中張り付いてる、一晩中どころじゃなくて、24時間張り付いてるんですか? 私に。何の為に?

(タカハシ) ちょっと待って下さい、他に一切触れてないのは自明だからということですか? ふうん、

(私) はい、まずそもそも始まりが、住友信託時代の社内の包囲網なんですよ。

(タカハシ) なぜ一晩中私に張り付いているか、ということですよね?

(私) ええ、ええ、

(タカハシ) 誰が張り付いているんですか?

(私) いや、男と女です。常にセットですけどね、何人かの男と何人かの女。

(タカハシ) 何人かの男と何人かの女?

(私) ま、張り付いているってのは、そらあの、物理的に、あの、肉体で張り付いているかどうかわからないです。あのう、声を流す装置が取り付けてあるのかもしれないけど、とにかく常に声がします。その声が少し録音されています。ですから最初は夜這いのつもりで張り付いてたんだろうと思います。それがいつの間にか、まあその、妨害とゆうか、脅迫とゆうか、その為に張り付く、目的が復讐に変わってるってことですね。もうその状態で十、だから叔母が亡くなる前からそういう状態です。もう24時間365日、全く休む暇無く張り付いてます。

(タカハシ) 叔母が亡くなる前の、何年前からですか?

(私) そうですね、二年ぐらい前からですね、だから2000、2007年頃からですね。

(タカハシ) 24時間365日って今、おっしゃいました?

(私) ええ、ええ、少なくとも意識は常に私に張り付いてますから、仕事に行ってないでしょうね、その張り付いてる人達は。だから組織としてそういう費用を貯ってると思われる。

(タカハシ) そうすとね、ま、男と女が出て来ましたけれども、ええ、それが何で、性的目的ということになるんですか? まあ、男と女って世の中には、いくらでも居ますからね。

(私) (苦笑)そら、わかんないです。あの、まあ、抱き込んだんでしょうね、女が。協力してもらう為に。他の男も包囲網に入れたほうが威力が増すから。

(タカハシ) ふうん、

(私) いつの間にか、それが定着してしまったつことでしょ。

(タカハシ) で、要するに、包囲網、誰か、どこの誰かわかりませんけども、その目的とするところは、貴方に対する性的な目的とゆうことなんですか？

(私) だと思います、はい。なぜそう判断するかというと、あの、群馬における獵銃事件が起ってる点です。

(タカハシ) そしてそのね、ええ、貴方に 24 時間 365 日、2007 年頃から張り付いてるというね、男ですか女は、その為にええ、色々な、包囲網、包囲網を使って、色々な事をこうに起こしてるとゆうことなんですか？

(私) そうですね、とにかくあの、応じさせようと。だから、何か仕掛けてるのは間違いないんですね。それを私が無視してる形なんってるから執拗に繰り返す。それはあの、最初からもう、行き違い、何だ、ボタンの掛け違いなんてるんですが、私は、組織する、その、徒党を組むこと自体が暴力だと、

(タカハシ) そうすと、そうすると、あの、ええ、相手としては、その貴方に 24 時間 365 日、張り付いてるという何人かの男、何人かの女が相手となるわけなんじゃないですか？

(私) いや、そら、相手は入れ、あの、交替で変わってると思いますよ、まあ、毎日かどうかわかりませんけども、

(タカハシ) うなうなでしようけど、包囲網がその、ええ、その人達が包囲網作ってるわけでしょ？

(私) ええ、

(タカハシ) そしてその人達が色々な事を仕掛けてくるわけでしょ？

(私) ええ、

(タカハシ) その具体的な事がこの告訴状に示されてる事なわけでしょ？

(私) はい、

(タカハシ) うなうなでしようけど、悪い事をしてるとゆうのは、その男とか女なんじゃないですか？ 例えばここにね、告訴状に被告訴人として書かれている、ええ、郵便局の人だ、警察の人だって人が、色々出て来ますけれども、その人達ってゆうのは、あの、貴方の包囲網をね、作っている男か女か、そこらへんの指示を受けてやっているということになるんですか？

(私) たぶん、

(タカハシ) じゃ、悪いのは、その男とか女じゃない、ないんですか？

(私) だと思いますが、捕まえる術が無いですね、今んところ。具体的な犯罪行為を、あの

(タカハシ) とすれば、こうやってね、うん、具体的な事の、色々な事象の相手をいちいち

告訴しても、それは貴方が考えてる事と違う事をしてるんじゃないですか？

(私) (苦笑)うなうなでしようけど、 だって、具体的な犯罪事実が無きや挙げてもらえないわけでしょ？ だから仕方無く、あが、うなうなでしようけど、 そうゆう具体的な犯罪事実が出たものだけを、今、告訴状にしてるわけなんです？

(タカハシ) うなうなでしようけど、 だったら、その通り書いたらいいんじゃないですか？ 私にね、張り付いてる複数のだん、男と女が、この人達を、ま、手足に使ってやっているということでしょ？

(私) ま、手足に使っているとゆうか、どっちが主だか共犯だかわかんないですけど、誰が

首謀者なかもわかりませんが、ま、彼らが、あの、単独で計画していることではないと思います、この告訴状の人達は、警察も含めて。警察だけが独走したわけではないと思います。包囲網としての共通の計画的な行動をしてるんだと。

(タカハシ) そしてまあね、今ここに記載されてますから、私は包囲網とか、そういう話を進めてましたけれども、あの、実際のところ、これを読んでもですね、ええと、この包囲網ですか、その貴方のおっしゃる、その24時間365日、張り付いてるとおっしゃる男性、女性というところについては私はちょっと理解ができないんですよ。

(私) いやいや、だから、こういう事象が起るのはなぜですか? そうすると。どうして起るんですか?

(タカハシ)★ それは私に訊かれても答える立場ないです。

(私) (苦笑)いやいや、答える立場にないって、それがまさにあの蓋然性という、あの、言葉の定義になりますけど、ええ、人為性とゆうか、あの、恣意性とゆうか、ええ、故意性とゆうか、そういう部分だと思うんですけど。偶然ではないってことです。私の周りにこういうことが起るのは偶然ではない、こういうのが揃うのは。そう思われませんか?

(タカハシ) うん? 思う思わないってゆうのはお答えできません。

(私) (苦笑)それ、思う思わないを判断するお仕事だと思いますよ?

(タカハシ)★ いや、そうゆう仕事ではないですよ、判断する仕事ないです。

(私) ううん、ううん、まず、ちょっと前提に戻りますけども、被害届の冒頭に書いてある事についてはどうなんですか? あの

(タカハシ) ちょっと私には理解できかねる所が多々有ります。さっき申し上げたね、被害の概要、無断でネット上で肖像権を侵害され、という部分ですけども、ええ、ご説明では、貴方自身では見たことが無いとおっしゃると?

(私) うん、見たことは無くても、例えば私は行きつけの呑み屋でね、写真取られて貼られてるなんてのはいくらもありますから、

(タカハシ) ネットで検索して、そういうのを見たことが、確認したことが無いとおっしゃるわけでしょ?

(私) はい、それが有れば、いちいちこんなの、こんなの出しませんよ、無いからこうやつてるん?

(タカハシ) それができないのは、普通考えられないな。

(私) はい?

(タカハシ) 他の人には見れて貴方には見れないってことですよね?

(私) そうですね、なぜでしょうね?

(タカハシ)★ だからそれは無いんじゃないかなと私は思うんですけど。他のね、貴方以外の全ての人が見られて貴方だけが見られないってゆうのは。

(私) どこかに有るはずだと?

(タカハシ) その点、私はちょっと理解もできませんし、

(私) いや、そういう目で見たこと、探したことも無いです。こういう現象を、あの、届出れば、当然に摘発せざるをえないと思って来ましたんで。

(タカハシ) では、ご自分でね、見たことが無いのに、なぜネットに流されるとおっしゃるんですか?

(私) だから、書いて有る通りの現象が起る、起るはずが無いでしょ? それ以外に説明が付かないです。被害届一から、あの、お読みしましょうか? あの、そんな、タクシーのその、顔パスだけじゃなくて、いくらも他に説明の付かないこと書いて有るんですよ? それがなぜ、私一人に集中して起るか、その説明がそれ以外に付きますか?

(タカハシ) それはなぜ、貴方一人に集中して起るとおっしゃるんですか?

(私) (苦笑)だから蓋然性で理解しましょ? そうゆう水掛け論に陥らないように数字を出してるんです?

(タカハシ) この数字の根拠はどこに有りますか?

(私) 根拠とは?

(タカハシ) この分母の根拠です、

(私) (苦笑)分母の根拠? じゃ分母、何が正しいとおっしゃるんですか? いくつが正しいとおっしゃるんですか?

(タカハシ) いや、私共が正しい正しくないかとかいうそういう話ではございません。

(私) いや、そういう話ですよ、あの、見積もった蓋然性のどこがおかしいってゆうんであれば、具体的に指定してください、指摘してください。

(タカハシ) いや、ここにはね、分母の確率の、計算の根拠が示されてないので、

(私) (苦笑)分母の根拠ですか? それ、根拠無く、逆に、無い場合だっていくらも有るでしょ?

(タカハシ) そしたら、いかようにも言えますよね? パーセンテージいくら、いくつにでも設定できますよね? 少なくとも数字だとかね、確率を示しているわけなんで、

(私) (苦笑)それだっていいんじゃないですか? じゃ、私はどう思うんだと、これについてどう思うんだっておっしゃってください、根拠無くてけっこうですから。あの、自分の考え、感じるところをおっしゃってみてください。

(タカハシ) いやいや、あの、相談を持ち込まれてるのは貴方なんで、私はこれはこうじやありませんかって言うことは一切有りませんよ。

(私) いやいや、否定する根拠が無かったら、この通りでいいじゃないですか?

(タカハシ) いや、そいつは全然話が違いますね、否定する根拠が無いと?

(私) ええ、数字で示してるんですよ、私。それに、そうゆうあの、何だ、誤解の余地が生じないよう。

(タカハシ) あの、私共にとっては何も無いところからお話を聞いてるんで、ある数字を掲げるんであれば、それはどこから持って来た数字ですか? とか、どんな計算をされたんですか? とか

(私) だから、だから、話戻ります。包囲網の存在を認め、認めたくないって言うと失礼ですが、あの、蓋然性が理解、現状、理解できないんであれば、個別の告訴状を一つ一つ、潰して行きましょう。それで自ずと蓋然性が明らかなんってまいります。一つ一つ消化して行きましょう。

(タカハシ) いやいや、順番が逆ですね、総論として、こちらに被害の概要が示されていて、ね、個別のものが告訴状に示されてるわけでしょ?

(私) だから、動機が理解できないから犯罪事実を認めないと黙ってると一緒ですね? それだと。

(タカハシ) いや、全く違います。

(私) 動機は、あの、吐かせればいいわけですよね? 極端に言えば。

(タカハシ) いや、告訴・告発ってそんなもんじゃないですよ。

(私) え、いや、犯罪事実が、あの、歴然と有る以上は、

(タカハシ) あの、私共はですね

(私) 動機はあくまで推測ですよ? 訴える人間の。

(タカハシ) 犯罪事実が有るとおっしゃるのは、ま、ご自由なんですけども、私共そういう立場でお話聞くわけにいかないわけですよ、相手も有るわけですから、必ずそこに、一方のね、当事者を、も、申立したことによって、必ず犯罪が有るとかその場で即断するはずがありませんし、

(私) (苦笑)いやいや、じゃ、要件事実の説明、一つ一つ告訴状の説明に移りましょ?

(タカハシ) いやいや、けっこうです、もうちょっと時間もねえ、1時間ちょっと超えてますんで、

(私) 時間はいくらかかったってしょうがないです。元々これ、特捜部立ち上げて専任で対処していただくような話ですから。申し訳ないんですけど、どれだけ時間かかったって思うがいいと思ってます。

(タカハシ) いや、あのね、イマイさん、この、私ねえ、この被害届の総論部分で今、お話してるんですよね、で、ええ、告訴、告訴と何通もお持ちなんますけども、ええ、おっしゃるところは、このね、包囲網、ね、このへんだとか、相手の目的が性的な、ええ、性的目的とか、ここらへんとゆうのは、はっきり言って私共ちょっと理解ができません。

(私) じゃ、置いときましょ、あの、動機はこっちに書いて有る通りなんで、私の推測です。少なくとも特別な目的が有った、動機が有つただろうことが推測できますよね?

(タカハシ) これはね、ちょっと待ってください。これは個別の話でしょう? そうじゃなくて、じゃあ、貴方がおっしゃるのは、裏で糸引いてるのは、貴方に24時間張り付いてる男と女と、声しかしない人々でしょ? うん、その人達が本来の悪人だということなん、おっしゃるわけでしょ?

(私) でも、それが一番挙げにくいですよね?

(タカハシ) 挙げにくい挙げず、挙げ易いとかじゃないんですよ、

(私) や、挙げ易いとこから潰して行く、いわゆる、外堀を埋めて行くことによって本丸に到達できると考えています。それしか方法が無いです。

(タカハシ)★ いや、そうは思いませんね。

(私) (苦笑)や、書いてますよ、

(タカハシ) まず、だって、背景が有るんでしたらその背景を、きちんと説明できない限り、

(私) いや、きちんと説明しますよ、理解しようとして、されないだけです。

(タカハシ) あのね、大きな声出されるんだったら帰ってください、お話を聞くつもりはありません、

(私) あ、すいません、はい。

(タカハシ) ね、あの、ここ検察庁ですから、ね、

(私) はい、あのう、最初に戻ります、戻りますよ、

(タカハシ) 包囲網と

(私) 個別に明確な違法行為が、こ、随所に見られます。これを放置、これはそれぞれ脅迫目的で行われてますんで、放置すればその間に脅迫内容が現実化するかもしれません。そういう状態で捜査の必要を認めないことは、独認官庁様の裁量の範囲を超えておりませんか？職権濫用に当たりませんか？ というのを今日伺いにきました。これ、この同じ質問は、こちらのかたに何度か、あの、言ったことは有ると思うんですが、今日は具体的に文書でまとめてみました。

(タカハシ) いや、職権濫用に当るとは考えておりません。

(私) 個別の違法行為が、どれだけ顕著なものであってもですか？ 違法行為の内容によるんじやないですか？

(タカハシ) 職権濫用に当たるのではないか？と、今、ね、ご質問なんで、当るとは考えておりませんとお答えします。

(私) そうすると脅迫内容が現実化した時にどうするんですか？ 結果責任はどう負うんですか？ ま、職権濫用には当たらないんでしょうね、だけど賠償責任は発生するでしょうね？

(タカハシ) それについて私はお答えする立場ではないんで、何もお答えすることはございません。責任をどうするのかとか、起きたらどうするのかというお話にはちょっと、お答えしようが有りませんね。

(私) ううん、よくわからないですね、では個別の告訴状に移りましょ。

(タカハシ) いや、あの、読まさせていただきましたんで、個別の告訴状は。うん、これは~~け~~っこうですよ、ご説明は。二人をして目を通してますので。

(私) ええ、で、何か問題が有るんですか？ 書き方とか。無いんでしたら受理してください。

(タカハシ) いや、そもそもこれの前提部分としてね、総論部分がね、理解しかねるという部分がありますんで、

(私) いや、総論、総論、こちらにも、あの、動機は書いて有りますよ、ええ、ちゃんと書いて有りますよ？

(タカハシ) いや、これが全てではないということですから、

(私) いや、切り離して考えたっていいでしょ？

(タカハシ) いや、そんなことはないです。

(私) 動機ってゆうのは、あくまであの、告訴人の推測ですから。捜査によって確定してください。 そういうもんじやないんですか？

(タカハシ) いや、そういうものではないですよ、

(私) 動機ができな、あの、理解できないからという理由で捜査を拒否していいんですか?
動機は自分達の職責として確定させるべきものではないですか?

(タカハシ) ★★ あのね、捜査を拒否という段階ではないんですね、今。

(私) どうゆう段階なんですか? 要件事実の書き方として、まだこれ、問題有りますか?

(タカハシ) 私が申し上げてるのは、さっきから告訴状にはまだ入りませんよと申し上げております。総論としてのこちらのね、ええ、包囲網ですとか

(私) あ、じゃあ、被害届は、一旦、あの、取り下げます。

(タカハシ) いや、これ引っ込めて済むって話じゃありませんよ、こちらにも包囲網ってのが一杯出て来るんですから。個別の告訴状ん中にも包囲網ってゆうのがたくさん出て来るわけですし、

(私) じゃあ、反論として申し上げます、

(タカハシ) 包囲網の説明っての、どちらにも

(私) 他にどうゆう動機が有りうるんですか? 推測してください。これ特別な

(タカハシ) 私共が、それを答える立場にあると思います?

(私) だから特別、少なくとも、特別な動機を持って行われた行動であることは確かでしょうね? そう思われませんか?

(タカハシ) いや、そう考えるのはご自由ですけど私共は、

(私) いや、ご自由じゃなくて、答えなくともいいですから、捜査してください。捜査しなくていい理由がどこに有るんですか?

(タカハシ) いやいや、何でも紙を出せば捜査を警察や検察庁はするのか

(私) (苦笑)紙を出せばじゃなくて、じゃ、読み上げさしてもらいますね。どこに問題が有るのか? 具体的におっしゃってくださいね。

(イチカワ) あの、一から全部読むんだったら、けっこうですよ。もう目を通してますんで。

(私) ええ、そらわかつてますよ、だから問題がどこにあるのか? おっしゃってください。不当な受理拒否なんりますよ? そうなると。

(タカハシ) ★ それはそれで、そうに理解するんだったらそれでけっこうですけど、大きな声出されるんだったら、お引取り下さい。うん、ここ検察庁ですから、今、録音されてるんでしょ?

(私) (苦笑)ええ、はい、大きな声出さざるをえないような不作為対応されてますよね? だから大きな声なるんですよ そう思いませんか?

(タカハシ) 貴方の理由だと大声を出してもいいんだということになるんですか?

(私) あ、失礼しました、じゃ、

(タカハシ) そしたら検察庁では対応しかねますよ? もう

(私) だから、理由を明らかにしてください。審判請求書に移りますんで。理由をはっきり告げてください。

(タカハシ) 何に移りますとおっしゃいました? 今、審判請求?

(私) 準起訴手続に移行します。不当な受理拒否は刑事訴訟法違反ですからね?

(タカハシ) 録音されてるんでしょ? 今

(私) それが何か?

(タカハシ) いやいや、今おっしゃった言葉は、不当な受理拒否は、とおっしゃったでしょ?
その通りでしようね。

(私) それを認めるんですか?

(タカハシ) いや、不当な、ということでしょ?

(私) いや、だから理由をおっしゃってください、不当でないんだったら、理由をおっしゃってください。

(タカハシ) 何度も申し上げてます。この被害届だけじゃなくて他の告訴状にも登場しているね、包囲網ですとか、性的な目的でですとか、各告訴状に示された各被告とゆうのは、結局のところ、この包囲網、貴方に 24 時間 365 日、付いて周ってるという男性、女性が、支配するかしてこうゆうことを行わせてるというようなお話を聞いてますので、

(私) ええ、ええ、

(タカハシ) 結果、この個別の告訴状をね、取り上げるとゆうことってのは適当ではないんじゃないですか?

(私) 他にどうゆう方法が有るんですか? こちら挙げる方法おっしゃってください。無いから個別の、個別、何度も言ってますが、あの、個別に尻尾を出したとこから潰して行くしかないですよね? そうゆう方法しか取れないでしょ? 非常にありえないお答えをされますよ? さっきから。

(タカハシ) 更に付け加えて、あの、蓋然性試算表という、ええ、表形式んなってる、確率を示す内容のものなんですけれども、この一万分の一ですとか、一億分の一、これだけ、ええ、確率が低いわけだから、という内容なんでしょうね?

(私) ええ、そうですね、

(タカハシ) だから事件なんだということでしょうかね?

(私) ええ、偶然の確率でない確率が蓋然性であると、はい。

(タカハシ) じゃ、一つね、さきほど貴方がおっしゃったことについて、更にあの、疑問なことを申し上げましょうか?

(私) はい、

(タカハシ) ★ 或る人がね、何年何月何日に死ぬ確率は、ね、日数と、その日、だから単純に計算して 30 年生きていれば三十分の一、あ、ええ、一万分の一だとおっしゃいますね、それって他の人に当てはめても全く同じ事じやありません? その確率って。

(私) そらそうですね、

(タカハシ) 何年何月何日に死ぬ確率って、同じ年数生きた人で、対象者が一人だったら、同じ確率なんなるんじやありませんか?

(私) ええ、同じです。

(タカハシ) そうすっと、比較したら同じじやありませんか?

(私) 何の事をおっしゃってるんですか? それ単独の事で蓋然性を述べてるわけではないんですよ それと同じ日に書面で提出した被害届の回答期限が無視されたことなんです。そちらのほうがむしろ、あの、確率として非常に有り得ないですよね?

(タカハシ) よくわかりませんが、さっきあの

(私) だからそれが一億分の一なんですか?

(タカハシ) さっきあの叔母、叔母さんがね、亡くなる確率はその日数だとかで計算されたってゆう根拠をお話されたんで、ふと考えると、ある人が、ね、三十年生きた人が、ね、さっきの計算式を聞くと、ええ、違う人に当てはめても同じ確率なんなるんじゃないかなと。同じ年数生きた人であれば。要するに日数分の一ですから。

(私) ううん、ご指摘が何か、的外れのような気がします。

(タカハシ) うん、的外れなのか?

(イチカワ) いえ、そうは思わないです。

(私) 同じ日に発生する確率が問題なんです。単独で死ぬんだったらそら一万分の一ですよ、誰だって。ええ、あの、たぶん、ワンジェネレーションの確率でしようから。それを問題にしてるんじゃないなくて、回答期限日に死んでることが問題なんです?

(タカハシ) まあ、死ぬことが根拠とされ、あの、確率として示されてるんですけども、それでは例えば、こちらにあるね、タクシーの乗車率が私だけ低いだとかってゆうのは相対的な話じゃないですか? そうすと他の人の乗車率ってのは、貴方は把握されてるんですか?

(私) もちろん、

(タカハシ) それはどこかに出て来るんですか?

(私) いや、だから売上に比例するんですよ、概ね。私の辞める直前の売上ってのは、平均の三分の一ぐらいに落ち込んでましたから、乗車率も必ずそのぐらいんなってます。それは確認するまでもない。

(タカハシ) だから、そ、その根拠となる資料みたいなものは有るんですか? 乗車率が他に比べて三分の一だとかってゆう

(私) だから、他ってのは無いんですよ、自分のしか貰えないから。他の人のデータは無いです。

(タカハシ) じゃ、自分が三分の一だとおっしゃる根拠とゆうのは?

(私) 人、人並み以上に走り回ってますから、だから、稼ぎは三分の一だけれども、走り回ってる距離は、他の人より常に多いんです、常に。

(タカハシ) 他の人の三分の一だと言う根拠は、他の人のを把握してなければ、比較が、比較対象を把握してなければ比較ができませんよね?

(私) や、多いです、常に多いんです、二割ぐらい多いんです私は。

(タカハシ) 多いんでしょうけども、他の人のを把握してなければ、その、二割ぐらい多いとも言えませんよね?

(私) いや、多いです、平均、平均から

(タカハシ) 全般的にそうゆう意味でも、これこれこうだっておっしゃるんですけども、その根拠とするところですとか、そういう部分が私共にはちょっと理解できないし、そのような部分ですね。

(私) そら、理解できないんじゃなくて、理解しようとしてないですね?

(タカハシ) まあ、そうお考えなんるのはしかたないんですけども、私共もね、

(私) あの、さきほど、申し上げた、脅迫殺人と感じるか感じないかは包囲網としての踏み絵です。今まで一人として感じるとおっしゃった方はいらっしゃいません。

(タカハシ) 居ないんですか? 要するに貴方の話に

(私) はい、ご安心ください、全部、包囲網です。

(タカハシ) ちょっと待ってください、貴方の話を受け入れてくれ、あの、色んなね、話をあちこち、ま、捜査機関ですとか、お話されるんだと思うんですけども、それをきちんと理解してくれた人って、今まで居たんですか?

(私) いや、居ないです。居ないから、今日初めて蓋然性を数字で示したんです。

(タカハシ) そうなるとあの、蓋然性とゆうかね、その統計的な面から言っても、私共が理解できないとしても、あんまり不思議じゃない、ありませんね? 貴方のお話を聞いたってゆうのは

(私) だからそういう詭弁に陥る前に、数字で反論してください。数字で反論しましょ。

(タカハシ) 貴方の話聞いたのは素人ではなくて、捜査機関の人間でもあるわけでしょ? 沼田警察だったり、群馬県警

(私) はい、だからその捜査機関の汚職だと申し上げります? 犯罪だと申し上げります?

(タカハシ) ★ 検察庁もさきほどおっしゃったように、包囲網の一部、まあ、冒頭でおっしゃったように、検察庁も信用できないとゆうことになるんでしょうね?

(私) どうしてそこにこだわるんですか? 当たり前じゃないですか? 捜査機関である、もう一つの捜査機関である警視庁が、往訪でですよ、被害者が往訪で被害を届けて、包囲網の摘発と脅迫殺人の再捜査を依頼、要請して来てるのに、それを全部否認してるんですよ? 往訪した記録から全部改竄して、全部無きものにしてるんです。そういう状況で検察だけ絶対それをしないってゆう保証がどこに有るんですか? じゃお訊ねしますが。

(タカハシ) だからそこまでおっしゃるんでしたら、検察がね、包囲網のね、包囲網の一部でない、包囲網の一部かもしれないとおっしゃってるわけでしょ?

(私) ええ、

(タカハシ) それなのになぜ、その検察に

(私) いや、やましいことが無いんであれば、どうして録音にこだわるんですか?

(タカハシ) ★ 私のほうがお訊きしたいのは、その信用できない検察庁、検察庁に対して、なぜ告訴することにこだわるんですか?

(私) 独占起訴、ああ、起訴独占機関だからです。

(タカハシ) いや起訴はだけど、捜査機関で検察庁だけじゃありませんしね?

(私) 起訴は独占機関ですよね検察。避けて通れないからお願ひしてるんです?

(タカハシ) まあ、それは告訴を受けるとか受けないってゆうのと、また別の話ですよ? 起訴ってゆうのは。

(私) いや、こ、告訴は起訴されないと意味が無いですよね? 起訴していただく為に告訴するんですよ?

(タカハシ) 仮に、仮に、一般論として申し上げますけども、仮に告訴を受理したとしても、事件の処分で、必ず起訴されるとは限りません。不起訴になることも当然有ります。まあ

当然とゆうか、中にはあります。だからこれ、あの、私供ね、あの、受理します、告訴を受理しますと言ったからといって、ストレートに起訴に繋がるわけではありませんよ。もし、
そうお考えなら、そこはちょっと、ね、ええ、そこはちょっと、頭に入れといてください。

(私) そうですね、ただあの、起訴率ってゆうか、ええ、有罪率が9割以上ってことは、まず、見込みが有るものだけ起訴するんでしょうね?

(タカハシ) 有罪率と起訴率ってのは全く問題が違います、有罪率つつのは起訴した後の

(私) 受理率とは全く違いますか?

(タカハシ) 全く違いますね、

(私) ふうん、ま、それは置いときまして、

(タカハシ) や、置いとかないで、もう一回いいですか? 考え違いをなさらないでくださいね。有罪率っていうのは裁判にかけた後に裁判所が判断することでしょ? 有罪って。

(私) はい、

(タカハシ) あの、起訴率ってゆう言い方で言えば、起訴率ってゆうのは受理した事件をじやあ全部起訴するかっていう計算なわけでしょ? だ、受理した事件のうちどれだけを起訴するかってゆうことでしょ? (私) はい、

(タカハシ) そしたらそれはもう有罪率とは全然話が別ですよ。あの、係ってる機関も別でしすし、裁判所はかかわっていませんし

(私) 話は元に戻りますが、

(タカハシ) 何でそうに、するっと行っちゃうんですか?

(私) いや、被害届を出した趣旨なんですけどね、あの、包囲網の摘発ってゆうのが、そもそも私の最初の目標なんですよ。それはあの、話の流れでもおわかりだと思いますが、

(タカハシ) 被害届、出してもらったのはね、こちらとしてもね、多少ね、この包囲網ってどうお考えのかってゆうのは、あの多少、ここに書いてもらったんで、あの、貴方がお考えなんてる事という意味では、ちょっと理解しましたよ、こうゆうことをおっしゃってるんだと。単に包囲網、包囲網ここでは言ってますけども、包囲網ってどうゆうことなのってのを、ここにちょっと書いてもらったんでね。ああ、そうゆう、あのう、包囲網ってのは意味なんだってゆうのはわかりました、はい。

(私)★ いや、あの、ですから、この郵便局員の行動について、何が動機だと思われるんですか? 特別な動機を持ってるとしか思われないんで、とにかく犯罪行為が明らかなんだから、それを摘発してから動機を確定させたらいんじやないんですか? 捜査として。私文書偽造は間違いないんです、筆跡鑑定していただければ、絶対間違ないです。

(タカハシ) 動機は何だとお考えですか?

(私) 脅迫でしょうね、いわゆる

(タカハシ) いや、動機です、

(私) うん、動機?

(タカハシ) 例えばその、郵便局の方の動機は、後から考えればいいっておっしゃいますけど、貴方の主観的な、主観としたら、動機はどうお考えなんですか?

(私) だから、ぎくりとさせることでしょうね、それを脅迫とゆうんじゃないですか?

(タカハシ) だからなぜ、ぎくりとさせる必要が有るんですか?

(私) なぜ? そりや威力でしょうね、

(タカハシ) だからなぜ、威力を示す必要が有るんですか?

(私) (苦笑)だから、包囲網

(タカハシ) だから、そうなんでしょう? 結局それは包囲網がやらせてるということ

(私) 他に無いでしょ? そう仮置きしないと他に無いでしょ?

(タカハシ) だからいざれもそうなるわけですよ、理由が、動機が。だから包囲網がちょっとと私共が理解しかねる状態で、それぞれの告訴を受付けますということにはならないですよ。

(私) それなんか

(タカハシ) いや、それが結論です、はっきり言って。

(私) (苦笑) じゃ、じゃ、どうしてこうゆうことするんですか? それが理解できないから否定するって、否定するから受け入れないわけですよね? あの、理解できないとおっしゃってますけど、あの、否定して受理拒否しようとしてるんですよ? 否定しようとしてるんですよ、結局。

(タカハシ) ん、何をですか?

(私) 理解しようとしないということは、

(タカハシ) 理解しないって、理解できないのと否定は全く違う話ですよね?

(私) いや、結果が同じですよ、

(タカハシ) 結果で話すことでもありませんから、

(私) だって、じゅ、そうでないと受理していただけないんですよ?

(タカハシ) これがね、あの、一般のね、通常の、ええ、まあ、私でなくてもね、他の人が読んだとして、理解できることであれば、まあ、次に進むこととなる、なるんでしょうね。

(私) いいですか、ええ、画面で出した被害届、こう、ええ、こうゆう形で簡易書留で出した被害届が、回答期限が冒頭に明記されております、本件の対応方針について一ヶ月以内に書面でご回答くださいと。こうゆう状態で届いた被害届を捜査機関が無視するってゆうことは有りうるんですか? その確率を一億分の一と見てるんですが?

(タカハシ) その一億分の一の根拠が私にはわかりませんが、

(私) じゃ、いくつなんですか? 具体的には。

(タカハシ) じゃ、いくつなんですか? って、貴方が一応、数字を示してたから、

(私) それを提示しないと、数字を

(タカハシ) じゃ、いくつなんですか? って、私に聞くことでもないでしょ?

(私) いや、聞くことですよ、だって私、一億分の一だって言ってるんですから。

(タカハシ) お答えしようがありません、私に聞くことでもないでしようから。

(私) それじゃ話になんないじゃないですか? すれ違い解消しようがないじゃないですか?

(タカハシ) いや、お話を、お話をしに来るのは、ね、イマイさんなんですよ?

(私) あ、だから蓋然性のすれ違いを、

(タカハシ) その話をしたくてここに居るわけではないんですよ。

(私) 認識を一致させようと思って蓋然性をて、ご提示してるんです? 反論するんだったら、その根拠を示してください。

(タカハシ) いや、反論ではありません、示されている内容が、あの、私には理解しかねますということです。

(私) だからなぜですか? どこが理解しかねるんですか?

(タカハシ) いやいや、今、今、直近でおっしゃった、その蓋然性を理解しろという話ですけども、その計算の根拠が私には理解できませんと。

(私) だから、理解できないじゃなくって、一万分の一掛ける一億分の一は、一兆分の一ですね、それに更にただの死亡じゃなくて、変死という態様なんです。変死の確率でまた更に百分の一掛けますから、百兆分の一が、偶然この同じ日に叔母が死ぬ確率です。すなわちその残りの確率が蓋然性です。つまり脅迫殺人の蓋然性です。これを脅迫殺人だと思わないことは、すなわち包囲網であることの、証明する踏み絵だと思ってます。

(タカハシ)★ そうなればですよ、それを否定することは包囲網の、包囲網側の人間だということになるわけでしょ?

(私) はい、

(タカハシ) そうすと私共がこれ理解できないということになれば、包囲網側の人間だということになるわけでしょ?

(私) 確率で考えてください、

(タカハシ) いやいや、そういうことじゃなくて、そういうことなんなるわけでしょ?

(私) ええ、ええ、もちろん。

(タカハシ) じゃあ、そういうことなんじゃないですか?

(私) (苦笑)まあいいんですけど、あの、包囲網のかたにも職責があるはずなんで。

(タカハシ) いやいや、包囲網と言わされたからには、ねえ、あのう、もうちょっと、お話はお聴きできませんよ。

(私) それ不合理ですよ、

(タカハシ) いやいや、そんなことありませんよ、

(私) 検察の職責放棄ですよ、

(タカハシ)★ いやいや、あの、冒頭もね、検察庁は信用できないとおっしゃるわけだし、

(私) それまさに、言葉尻を捉えていますよ?

(タカハシ) いやいや、踏み絵を踏まされて踏まなかつた側の人間ですから、

(私) 信用できるという人間の仕事しか受け入れないんですか? そういうお仕事じゃないはずですよ? 犯罪であれば社会正義の実現の為に等しく対応すべきだと思いますが?

(タカハシ) もう、何ともお答えしようがないですね。

(私) ではちょっと話を逸らします、

(タカハシ)★ あの、理解できるお話でしたら、あの、きちんと応じます、ただ、検察庁を信用してないとか、包囲網側の人間だとかやう言い方をされるんでしたら、まあちょっと、お話聞くのも、ね、

(私) じゃあ申し上げますが、私が言ったその、警視庁が全面否認しているという話を聞い

てもなお信用しろとおっしゃるんですか？ それ理不尽ではないんですか？ どちらが理不尽ですか？

(タカハシ) いや、それは貴方が感じたり考えたりすることなんで、私がどちらがって決めるわ、立場じゃないですよ。まあ、検察庁が包囲網側の立場に有るんだとお考えであれば、それはそれでけっこうですし、

(私)★ 受理拒否の理由はある、検察官のかたが告げるんじゃないんですか？

(タカハシ) 先ほど来、申し上げてる通りですよ、

(私) わかり、詳細はわかりませんが、規定は、あの、検察官に対して出す、検察官が受理拒否の理由を、請求されれば説明するというふうんなってるんですが、では、あそこにいらっしゃるのはトミザワさんですよね？

(トミザワ)★ 私は検察庁の職員じゃないので。

(私) そうなんですか？

(タカハシ) まあ、ちょっと、まあ、電話が終わってから話して訊いたらいかがですか？ じゃ、こちらの件は、よろしいですか？ 話は。

(私) (苦笑)いや、よろしいわけないじゃない？

(タカハシ) いや、ちょっと時間もね、イマイさん、もう1時間ほどね、超過してるんですよ、

(私) あの、何が問題なんですか？ あの、元々、個別の告訴状として出せるものなんですよ。それを包囲網を摘発してもらいたいが為に、被害届というものを作りました。包囲網の元々は告訴状です、それを手直しして作りました。だから、被害届、諦めたって、個別告訴状として単独で有効なものなんですよ、それぞれ。個別告訴状を受け入れてください。

(タカハシ) あ、それは無理ですね、あの、この状態で受けるということはしません。あの、包囲網とゆうのはこちらにも出て来る話ですし、元々この包囲網ってゆうのが

(私) じゃあこれ、一旦取り下げますよ、そういう詭弁に使われるんでしたら、被害届は取り消します。告訴状に移りましょう。

(タカハシ) いや、今日はもう、ちょっとね、先ほど来、申し上げてる通り、既に一時間半を超えてますんで。

(私) な、何時までなら、このままだって、何の理由も無く受理拒否しちゃったら、非常に問題だと思いますよ？

(タカハシ) 理由も無くとおっしゃるのは、繰り返し説明したじゃないですか？

(私) この告訴状のどこに問題が？

(タカハシ) 私のほうが理由が有ると申し上げてて、貴方は理由が無いとおっしゃるわけですから。

(私) 申し上げてるだけであの、どこも理由んなってない、理由んなってないです。

(タカハシ) 声に出てやりとりしても無駄ではありませんか？ だって、あの、こちらとしたらね、事情を説明して、これをお受けすることはできないって、貴方の考えだから

(私) 説明んなってないです。じゃ、もう一回繰り返してください。

(タカハシ) いやいやいや、もうしませんよ、もうこれ以上繰り返すことはしません。

(私) だって、意味の、意味の有ることをおっしゃってませんもん。説明になつてません。説明責任を果たしてません。

(タカハシ) どう受け止めるかは貴方次第ではありますけれどね、説明は繰り返しします。

(私) いや、してませんよ。だから、動機は、これでどこがおかしいんですか? 何を、じや、読まさせていただきますね、動機。はい、

(タカハシ) イマイさん、それ全部最初から読み上げるんでしたらそれは止めて下さい、もう時間もかかりますから。私共ももう目を通してますから。

(私) いや、私の主張が記録に残っていないんで、読まさせていただけなかつたもんで。記録に残したいと思いまして。

(タカハシ) 記録に残す残さないとかってやる場じやありませんから、これは。

(私) いやいや、残したいんですが?

(タカハシ) 紙はここに有るじやありませんか? これで充分じやありませんか? だって、貴方が読み上げよう、あの、録音すべきは私共の声なんでしょうから、貴方の声がそこに入つてようと入つてまいと

(私) まあ、その無言の脅迫の意図を言葉にすれば、「叔母を忘れなければ殺すよ、このように我々はいつでもお前の不意を突けるのだよ」ということだと思います。あるいは、これは東村山とは関係なく、単に包囲網としての動機かもしれません。二つの可能性をご丁寧にご提示申し上げてます。

(タカハシ) はい、そしたらその包囲網をね、包囲網とは何ですか? というお話を私は次にしますから、その包囲網の説明が必要んなつて来るわけですよ。そうすとその包囲網の説明には、先ほどの被害届にね、概要をあの、書いてもらつてるんで、それが私供には理解できませんと申し上げてる通りです。

(私) だから詭弁です、それは。他にどうゆう動機が有りうるんですか? 少なくとも犯罪行為が並んでますよね? 違法、あの要件事実に該当する行為が二つも並んでますよね? それでいいじやないですか? どうして捜査に踏み切らないんですか?

(タカハシ) あの、いいとお考えになるのはご自由ですけども、ここ検察庁ですからね、検察庁の職員として私共対応しますんで、ね、ええ、検察庁の職員が、ね、ええ、話をしてますんでね、うん、それを受入なければ、これ、話として受入なければ、平行線ですよね? これは時間の無駄になりますよ。

(私) だからなぜ受け入れないんですか? 理由んなつてませんけども?

(タカハシ) あのね、後で録音聞きなおしてください、同じ事をずっと繰り返してますから。

(私) はい、詭弁をね、

(タカハシ) ★ もう、だからそうにね、私共職員に向かって、詭弁だとか信用できないとか、そういう侮辱的な言葉おっしゃるんでしたら、

(私) いや、侮辱じゃなくて真実を申し上げてるんです、詭弁です。

(タカハシ) あの、いくらご説明してもね、そういう言葉しか返つてこないんでしたら、私共ももうこれ以上はちょっと口開くこともできませんのでね。

(私) 職権濫用です。

(タカハシ) ねえ、職権濫用とおっしゃるわけでしょ?

(私) 根拠無く受理拒否します。

(タカハシ) ううん、あのう、詭弁だ、職権濫用だ、信用できないとおっしゃるわけでしょ?

(私) いや、おっしゃるじゃなくて、その通りじゃないですか? 根拠を示してください。

(タカハシ)★ 不思議なのは、その、そこのね、検察庁に向かってそれを、どうしても差し出すとおっしゃるのがよくわからないですね?

(私) (苦笑)だって起訴したいんだから起訴独占機関に出しかないんじゃないですか? 他に道は、他の道をご案内してください、そしたら。行政機関なんですよ? 我々には受け入れられませんが、こういう道が有るよ、と案内するのが筋でしょ?

(タカハシ) どんな筋なんですか? わけがわからない、

(私) 説明になつてませんけども。受理していただきたいんですが? 理由が無いんでしたら。置いて帰りたいんですが?

(タカハシ) 置いて帰つても、郵便で送り返すだけですよ。

(私) (苦笑)だ、沼田郵便局じゃなくて、沼田警察署と全く同じですね? 貴方様の前任のかたは、職権濫用ではないか、と一言、私に示唆を与えただけで代えられてしましましたし? 最初からそうゆうことだとは思つてましたが。私がここに居座つたらどうするんですか?

(タカハシ) うん? 何をおっしゃってるんですか?

(私) いやいや、不当な理由で受理拒否されてるから、あの、受理していただけるまでここに居座るんですけども?

(タカハシ) そうゆうことは止めて下さいね。

(私) (苦笑)いやだから、ちゃんと理由を示して下さいよ、それなら。

(タカハシ)★ 後で録音した内容を聴いてください。何回繰り返して

(私) 聴いても無駄です。意味の有ることをおっしゃつてませんから。

(タカハシ) だ、それ以上の事はもう、申し上げる事も有りませんから、録音内容を聴き返してもらえますか?

(私) 要件は書いて有りますけどね、告訴状として何が不備ですか?

(タカハシ) 繰り返しです、

(私) 不備が無いんだったら受け入れてください。侮辱だの何だのという言葉を口にされる前に、ご自分達の不合理を考えてください。

(タカハシ) ちょっとね、他の業務に差し支えも有りますんで、しまってもらえますか? トミザワさん、ちょっといいですか? トミザワさん、トミザワさん、ちょっといいですか? あの退室しますんで、ちょっと録音してるんで、入っちゃうんですよ。ちょっとストップしといて貰つていいですか?

以上

20180216 14:57 前橋地方検察庁(群馬県前橋市大手町 3-2-1)一階の被害者支援相談室での、私と告訴告発担当のタカハシ、イチカワとの会話録音の反訳書

(タカハシ) 今、録音されてるんですか?

(私) はい、ええと、今日お持ちした物は前回と全く同じです。それをあ、ええ、差替えております。

(イチカワ) ええと、前回と全く同じとゆうことなんですか?

(私) 構成ですね、被害届 2018 と、ええ、告訴状Ⅲとゆうことですね。

(イチカワ) ええと、差替えてゆうよりは、もう、再提出ってゆうな理解でよろしいですか?

(私) はい、

(タカハシ) どこを修正とゆうか、直したとゆうか?

(私) はい、告訴状の、ええ、具体的犯罪事実が特定されていませんというご指摘を受けまして、ま、その手の本に則って修正をかけました。郵便局員の罪状については、もう、完成したと認識してます。

(タカハシ) 他はどうなんですか?

(私) 他は大きくは変わってないです。

(タカハシ) 大きく変わってないと言いますと、小さく変わったところはどこなんですか?

(私) 小さくですか? ええ、被害届については、ほとんど変わってないです。

(タカハシ) まあ、ほとんどとおっしゃるんですけど、要するに、どこが変わってんですか?

(私) ええ、早急な検査要請ですね、ええ、の内容をちょっと変えてますね。お願いする根拠三つを明示してると。前回も同じだったかしれませんけど?

(タカハシ) ここですか?

(私) あ、そうです、これ以下のこの部分ですね。

(タカハシ) どこが変わってるんですか?

(私) 変わってないかもしれません、この、この三つは前も乗っけてありましたかね? 理由を明記したってことです。

(タカハシ) それ以外にも変わっていますか?

(私) あ、変わってないです、日付を差替えた、訂正しただけです。あ、これは変わ、追加んなってます、中身の、記録ですんで。特にこれ補足すれば、あのう、関東圏以外からも、九州、福岡だの福山だの、え、秋田だの、ええ、色んなとこから来てます。多い日にはそれが二十台となる日もあります。

(タカハシ) これどちらが変わっていますか?

(私) あ、これはですからその、要件、ええ、具体的犯罪事実が特定、特定するように書きました。あ、ま、ご指摘の通り、全ての罪状について、多かれ少なかれ、問題点は有りました。その点は認めます。で、そういうご指摘の仕方としてですね、ええ、ちょっと、不当と思われる部分が有るので、あの、紙に纏めてみました。これについて、まずあの、認識を統一したいんですけども? 一応あの、三枚しかないんで、読み上げますね? ええ、基本的には私、素人ですんで、不当性といつても確信はございません。例によってご無礼の点は、

(タカハシ) 読ませていただきますから、ちょっと待ってください。これはどういう？ ここで文章はつながってるんですか？

(私) ええと、2番ですか？ ああ、このタカハシさんの発言は、

(タカハシ) ここです、と、唐突に、ここに出て来るんですけど？

(私) ええ、これはですね、ええ、まあ、何度も出してるよという意味ですね、あんまりあの、繋がり無いですね。

(タカハシ) 前後と繋がってないんですか？ この1行なんんですけど。

(私) ま、つながってないとゆうか、この欄を強調したいだけなんですけど、エピソードですね。

(タカハシ) ま、ここまで私は名指しで書かれてるんですから、私が今ここで対応したりとか、発言すべきではないんでしょうね？

(私) あ、まあ、あの、そういうふうにお感じになる余地も有りますね。あの、ただ、事実に即して書いただけなんですか？ まず一つ目ですね、書き方の問題としては確かに未完成かも、

(タカハシ) ちょっと、あの、この部分、私のね、名指しんなってるんで、言わせていただきますけども、この一行だけでは、これが、何を、どこの事を言ってるのか、わかりませんね？

(私) あ、これは、被害届の中の、早急な捜査着手の要請の欄のことです。

(タカハシ) あの、私自身は承知しておりません。

(私) あ、そうですか？

(タカハシ) ええ、ただ、この文章の流れからすると、この一行だけ、何の事を言っているのかってゆうのがちょっとわからないと思いますよ？ ということだけです。

(私) ああ、なるほど、うん。まあ、要するにあの、こ、こ、この、うう、被害届、2017でしたね、出した時は。それを出して、もう何回か見ていただいてるはずだとゆうことを言いたいわけなんですけど。

(タカハシ) ま、それを、何を今更、ということになるわけですか？

(私) ええ、ま、元々、その、宛名もですね、前橋地方検察庁御中なんってますんで、そういう意味も含めまして。

(タカハシ) まあ、ちょっと私の対応振りってのが、このように名指しされてこうゆうふうに受け取られているんだとしたらですね？ これまでたくさんね、機会が有って時間をかけてこちらのほう、説明してた通りなんですけれども、ま、非常に残念ではありますね。

(私) まずあの、1番について、あの、各罪状に共通する問題が存在するんであれば、こうゆう書き方も有りうるとは思います、と書いて有るんですが、確かにそうゆう問題は有るようです。直近の三回目の差戻し分を見ただけですが、大なり小なり問題はございましたんで。ですからこの指摘は、まあ、今後に向けての指摘だとお考えいただければ。今後も同じような表現で差戻しされるんであれば、こう考えざるを得ないとゆうことです。

(タカハシ) や、こちらへんの記載だと、もう、対応がもし事実であれば、ってなってますけども、事実としてこれ、お書きになったわけでしょ？ そうすと、甚だしい被害者虐待だ

と思います、とおっしゃるように、これらの対応がもし事実であればって、この対応が事実として書いてるわけでしょ？

(私) ただそれ、私の認識ですんで、ええ。

(タカハシ)★ で、おっしゃるように、イマイさんの認識と。ね？ ある事実が有って、それをどう捉えるんかとか、どう考えるかってゆうのは、人によってそれぞれですから、これはもうイマイさんのお考えなんだと思いますけども。私共の対応振りがね、うん、あの、こうゆうふうに受け取られてるとゆうことであればね、ええ、ちょっと検察庁としてもね、今までの対応、今後の対応ってゆうのは、もう、ま、こういった受取りかたをされてるんだとしたらね、うん、なかなか残念ではある。今後もちょっとね、ええ、対応ってゆうのがね、どう受け取られるかってゆうのが、私共、心配してしまうんですがね？

(私) ううんと、本質的な、あの、お話をしたいんですが？ その、感情論ではなくて。

(タカハシ) 感情論では全くないですよ、はい、あの、私共、あの、タカハシ、イチカワ、二人だけで仕事してるわけではありませんので、ええ、

(私) ええ、

(タカハシ) 当然、上司に報告して、

(私) ちょっと、書き方についてはですね、あの、そのように表現しないとあの、問題点、私の主張が伝わらないかな？ とゆう部分で書いてる部分があります。

(タカハシ) ああそうですか？ こうゆうことをお書きにならないと伝わらないと？

(私)★ 一番問題なのは、むしろあの、2番ですね。捜査着手しないことについて問題は有りませんか？ というとこなんです。これはもう、こちらに伺って三回目ぐらいから、あの、何度か申し上げてる点なんですけども。例えばですね、あのう、告訴状としては未完成であるのは認めますが、事実経過欄や要件事実欄のその、事実記載を見れば、掲げた犯罪が推定できるはずだと思うんですよ？ 更には、個別に明確な違法行為とゆうのを最近掲げてますんで、それらも目を向ければ、まあ、この、理由の三点ですね、公益の侵害がまず強く懸念されるのではないか？ と。それから、元から言ってますように、ええ、生命の、切実な生命の危機に直面しておりますんで、まあ、ええ、反射的利益を超えて、ええ、生存権の侵害に当るのではないか？ と。それから第三に、ええ、職権によって認知、認知して、してくださいとゆう要請がどこかに有るのではないか？ と思うんで、それにも違背するのではないかと思われます。で、それで、あの、まあ、事件性の認識については何度かお訊ねしますが、まだそれを判断する段階ではありません、とゆうお返事をしばしば頂いておりまして、ええ、ま、それについて、そのように明確に段階分けして割り切る事が通常の取扱なんでしょうか？ とゆうことですね。ま、言葉を変えると、告訴状が完成するまでは事件性を判断しなくてもよいという根拠が有りますか？ とゆうことなんですけど。ま、仮定の話として今回ですね、今回、あの、少なくともいくつかの罪状について要件事実が確定したと思っておりますんで、今後、捜査が開始されないとゆうことになると、また次のじ、ステップとして、一部のつ、罪が要件事実を満たしているだけでは捜査は開始されないのでしょうか？ と、それについてもやっぱり正当性を、ええ、確認させていただきたく思います。

(タカハシ) ちょっと待ってください、

(私) はい、

(タカハシ) これちなみに、何と読むんですか?

(私) あ、1対nと書いてあるんですが、

(タカハシ) 1対n構成とかって言うんですか?

(私) はい、

(タカハシ) この告訴状の提出とこれってゆうのは、まあ、別々の事なんでしょうけれども、今日の用向きとしてはどちらが本来のご用件ですか?

(私) いや、ですから告訴状のまあ、各罪状の動機の説明として主にこの、ええ、被害届2018、あ、こっちの話ですか? 質問状ですか?

(タカハシ) 質問状です、

(私) ええ、ま、ど、どちらというか、あの、今日、できればあの、お返事伺って帰りたいのは、こちらですね。あのう、告訴状のほうは、またあの、お預かりいただきて検討していただくことなるんでしょうから?

(タカハシ) あのう、犯罪事実の特定がってお話がね、ま、メインの話と思われるんですけどね、それでよろしいですか? 今、ぱっと見てもですね、あのう、ま、こちらとも絡みますけども、私共が、ええ、返戻をする際に付けている文書ですけれども?

(私) あ、送達状? 持って来てます、はい、

(タカハシ) まあ、あの、差別です、ここで差別だと、イマイさんに対してのみの差別だというような言い方をしてますけれども、

(私) はい、ではないかと疑っておりますとゆうことなんですが?

(タカハシ) ★ また文面も同じだとゆうことなってますけれども、あのう、これは別に差別じゃなくって、あの、イマイさんに限らず、ま、内容に応じて、ええ、この書面の書き振りってゆうのは、あのう、ま、内容に応じてね、当然、あの、こちらの書面も内容が変わりますけれども、特別、イマイさんに対する差別の意識ですか、内容的にも漠然とし過ぎているとか、そういうことはありません。

(私) まあ、普段も使ってることですね? この表現を。

(タカハシ) まあそうですね、あ、その上でね、例えばこの告訴状一つ見せていただくと、例えば群馬県警本部長、ね、これ、例えばの話ですよ、一つ、それだけがという話じゃなくて、パッと見て、すぐわかるのは、群馬県警本部長、これね、ええ、わざわざここに説明を付けてもらってますけども、県警の組織の長としての監督責任を問うものですっておっしゃってると。その上で、群馬県警本部長に対し共同脅迫、ええ、公務員職権濫用、犯人蔵匿、とゆう三つの罪を掲げてらっしゃるんですけども、監督上の措置、あ、監督上の責任を追求すると、ああ、監督責任か、監督責任を問うとゆうことんですけども、この罪名、三つ掲げた罪名の中に、監督責任を問うて、この罪名を適用できるものなんでしょうかね? 例えば、ま、ほとんどの場合ね、刑法犯なんかは、これこれこうした者は、要するに当事者を主体としているわけですよね? それを罰するとしているわけですよね?

(私) ふうううん、そうしますと?

(タカハシ) まあ、場合によったらね、直接その当事者でなくとも、共犯ですとかね、そう

いう関係をもって罪に問える場合も有るには有ります。ただここで明確におっしゃってるのは、監督責任を問うとおっしゃってる。すと明確にもう共犯だとかそうゆう話ではないと思えるんですよね?

(私) ううん、ですからどつかで民法 715 条の使用者責任を説明しなきやいけないんでしょうけどね? あの、この宛名もたぶん、沼田署なり群馬県警が適切なんでしょうね?

(タカハシ) うん、今、ちょっと、それに絞って話しますよ。群馬県警本部長のね、監督責任を問う事が、この罪名でね、この罪名をね、群馬県警本部長に適用して、その趣旨とゆうのは監督責任を問うとゆうことですから、当てはまるのかどうか? ということですね。

(私) 要するに、組織的な犯行であるとゆうことが言いたいわけなんですけど。それを隠

(タカハシ) 私が言いたいのは、そうじゃなくて、刑法の犯罪見た時に処罰対象になるのか? ってゆうことを言いたいわけです。繰り返しますけれども、ほとんどのね、ここに掲げられてる罪ってゆうのは、犯人がという言い方をしてますよね? まあ、条文では犯人とは言いませんけども、要するに当事者がこれこれしたら罰するよという構成になってますよね? そこに当てはめられるんでしょうね? ということ申し上げてるんです。かつその趣旨としたらね、監督責任を問うと明確におっしゃってるわけですからね。なもんで、共犯だとかそういうことを言っているわけでもなさそうです。

(私) はい、なるほど、相手と罪名が合ってないということですね?

(タカハシ) だからそもそもこの群馬県警本部長ってゆうのが、こういうことを目的として、この罪名を適用できるのか? ということです。

(私) なるほど、はい、わかりました。あのう、か、警察に関してはそれだけではなくてですね、

(タカハシ) それからですね、続けますよ、群馬県警本部長に対し、こういう罪だということなんですけども、この中に、群馬県警本部長が犯罪事実を行ったとする具体的な犯罪事実って、記載が有りますか?

(私) あ、一つだけ有ると思います。あの、本部長宛の内容証明を 2016 年に送ってまして、それが無回答だとゆう事実ですね。

(タカハシ) ここ 2017 年しか、から始まっています。

(私) ああ? そうでしたか? ええと、じゃ、落としたのかな?

(タカハシ) あの、例えばね、公務員職権濫用って、条文を見ていただければわかるように、公務員が義務無き事を行わせ、人に、人に義務無き事を行わせ、または、権利の行使を妨害したっていう条文なんですけども、まあ、それに当てはまるような事が書かれて無いんですよね?

(私) まああの、本に載ってたのは義務無き事を行わせた例しか無かったもんですから、その

(タカハシ) まあ、あのね、必ずしもあの、きちんと整理してくださいとゆう話ではないんですけども、したらここにね、あの、群馬県警本部長は、がやった事ってゆうのが出て来ないんですよ? これ沼田警察署のマキシマラ警察官 4 人はってゆう書き出しなわけですよ? 沼田警察署がどうゆう事をしたと。

(私) なるほど、

(タカハシ) だ、群馬県警本部長は出て来ないわけですよ？ いずれにも。そうゆうところからして、あのう、よくよく検討していただく必要が有るのかな？ とは思います。

(私) ええと、すいません、警察の事が、話に出たんで、ついでにお訊ねしたいんですけどね、書き方の問題です、ええ、ここには事実がいくつか羅列してあるんですが、それぞれ一つ一つがあの、脅迫罪に当ると思って書いてるんですが、要件事実としては、例えば、としで最初の一つだけを例示して罪状に当てはめるように試みてまして、この一文を以って、他の事実も以下同文として、このように罪状に当てはまるよ、ということが言いたいんですよ。そうゆう解釈はしていただけないんですか？ 一つ一つの事実に対してこういう書き方をこう、繰り返さなきやいけないんですか？

(イチカワ) イマイさんがそのように思ってこう書いたとして、それを見た別の者がそのように捉えられるかどうかっていいたら、それは別問題ですよね？

(私) ううん、それは審判するかたの判断だとゆうことですか？ そうではなく、それ以前に？

(タカハシ) 本来的には、それぞれ書いてもらうはずですよね？ それを省略した形にして、それを他人が見た時に意図したように読み取るかどうか？ って問題んなって来ますよ。

(私) はい、ですからあの、私としては、

(タカハシ) それを本人でない他者が見、読んだ場合に、ね、ええ、必ずしもそれが通用、通じるとは限らないとゆうことですよ。

(私) なるほど、じゃ全部そうゆう書き方しといたほうが無難だということにはなりますね？

(タカハシ) あの、犯罪事実を書いてもらうってゆう話であれば、基本的にはこれ罪数って別々ですから、一つ一つ、例えばこれが脅迫だってことで、全部、日を変えてね、別々の脅迫だってことであれば、一つづつの罪ですから。仮に連續してて、一連の行為で一つの脅迫だってことであれば、書きようがちょっと別にね、そんな、あのう、続いてるんだってゆう書き方してもらう場合も有りますけどね、ま、それは本人のお考えですから、こちらがね、この場合はこうしてください、って事も無いわけです。

(私) ま、例えばですね、あのう、猟銃脅迫事件なんかはこの、一つの事実に当る部分が、へたすると、十個も二十個も有る場合が有るんで、それについて一つ一つをこうゆう表現で書いていくと、冗長になるなど、それだけを危惧してるんですけど。や、それ、そ、冗長になつても、そう書いといたほうが間違ひが無い、紛れが無いとゆうことですか？

(タカハシ) まあそれは、お考えによります。後は内容によります。あの、具体的な事実関係ってゆうのはどういうことなのかってゆうのを、あの、ご本人がね、把握して、それをどうにするかってゆうのはご本人のお考えなので。どっちがいいとか、どうしてくださいって話とは違うんですよ。私、今ね、群馬県警本部長に関してのお話をしましたけれども、それはいかがですか？ 自分でのお考えは。私が今お話をした通り、

(私) いや、それはたぶんご指摘の通りおかしいと思います。ただ警察関係は、この告訴状だけではなくて、全部同じ罪があの、全ての告訴状に対してあの、言えることなので、ま、す

ぐに完成できるとも元々思ってないんで、ま、今日、お訊ねしよう、すべく伺ってるわけなんんですけども。少なくとも言えるのがその、脅迫罪と職権濫用罪と犯人匿匿なんですよ、その三、三、基本三セットなんんですけど。

(タカハシ) ううん、ちょっと、その基本セットってゆうのが私には理解できないんですよ。確認しますけどね、イマイさん、私がこうやってお話するんで、よろしいんですか?

(私) あ、かま、かまわないですよ、

(タカハシ) さっきのね、おっしゃった書面でね、あそこまで、あの、私、名指しで言われてるもんですから、ね。

(私) いやその、あそこまでと取られるのが心外ではあるんですが、

(イチカワ) 心外? 誰が見てもそう捉えますよ、この書き振りですと、

(私) そうですか?

(タカハシ) あの、イマイさんが心外とおっしゃる内容とは、ちょっとね、ギャップかな? と思ってますけども。

(イチカワ) あれ、これ何ですか?

(私) え? いや、これ、直近でお送りした時の送達状なんんですけど?

(タカハシ) もしかして、イマイさん?

(私) 入れ忘れた?

(タカハシ) うん、ここで言っているのって、そのことですか?

(私) (苦笑)入ってなかつたですか?

(タカハシ) ええ、

(イチカワ) いただいた書類全部、こちらで写しを取らしていただいてますんで、何なら今、確認して来てもいいですけど? あの、これは無いですよ、これは。

(私) (苦笑)ああ、そうですか? それだったら、たいへん失礼しました。これを付けたつもりだったもんどうゆう書き方になってるんですけど。

(タカハシ) まあ、私もちよつと、あの、そうゆう文書を見落としてるのかな? と、あの、何か一文、どっかの文章に入つたのかな? と思ってたんですけど、それが一枚だったら、まあ、気付きますよ、うちも。

(私) これとセットでその、差替えのそつた、ああ、告訴状をお送りしたつもりだったんですけど。入つてなかつたら大変失礼しました。

(タカハシ) 入つてないですね、私も目にしてないですね? この話ですよね? この、差替え願います、と送達状に明記したのに、追加で送られた事自体に腹を立て、差替分であることに気付かず、おそらく内容を見ずにそのまま差戻したものである。

(私) ううん、まあ、何を送つたかまで、ちょっと控えを残してないんで、ま、そうだとすれば

(タカハシ) 私共、受け取つた物は間違ひなく写しを作成します。

(私) それはたいへん失礼致しました。そうするとまあ、ちょっとこれは、あのう、当然、内容を修正しないといけない。ううん。ええ、ま、今後の問題としてですね、ええ、例えばこの告訴状は、郵便局員の罪状についてはほぼ、完成しているんではないか? と思うんで

すよ? つまり要件事実を満たしてゐる罪名が有るとゆう状態だと思うんですが、こうゆう状態で、まあ、たとえば警察に対する罪状が未完成だからといって、捜査にお、踏み切つていただけないものなのでしょうか? というのがまあ、3頁目の中段の質問なんですけど。こちらですね、

(タカハシ) ここですか?

(私) ええ、

(タカハシ)★ これ、要件、一部の罪が要件事実を満たしてゐるってゆうのは、それはイマイさんのお考えですよね?

(私) (苦笑) それはそうですよ。だけど、本を見ながらあの、一字一句吟味したんで、おそらくは、そ、そ、う、うだと思うんですが?

(タカハシ) この文章ってゆうのは、満たしてゐるだけではって、これがもう前提なんなってますけど、満たしてゐるということが、うん、この前提の部分がもうイマイさんのお考えなんで、ええ、

(私) だからそれは確認していただきてからでけっこうですよ、今日お答えいただかなくても。

(タカハシ) 他は何ですか? この書面とゆうのは、結局のところ、このクエスチョンマークが付いてるとゆう部分について答えを求めてゐるってゆうことなんですか? このクエスチョンマーク、ね、4箇所有りますけど、この前半部分はクエスチョンマーク無いですね? これはずっとご自分のお考えだとかを書き記して、ね、思われますとかね、こう思いますとかで結語なんなってますんで。

(私) ええとまあ、私が書いてあることがその通りなのかどうか、ちょっとあの、確認させていただきたいんですが?

(タカハシ) それと、私共、告訴告発担当でありますのでね、ええ、あの、告訴告発担当以外の事についてはね、あの、特に、お答えできるかどうかってゆうのはまた別ですから。

(私) あ、はい、ええ、例えば書いて有りますね? 無言の脅迫と言える為には、こういう観点も必要ですよ、というようなご指摘とゆうのは?

(タカハシ) これはあの、イマイさんがご自分の考えをここに並べてもらいましたけれども、ま、私共は私共でね、内容に応じてケースバイケースで対応しますので、ここに掲げた例示みたいなやりかたを、やるかどうかってゆうのは、まあ、こちらの判断でりますんで。

(私) ああ、それはそうなんですが、私としては、それは、あの、差戻しする場合には避けて通れないような、あの、回答になるのかな? と思って例示してゐるんですが?

(タカハシ)★ このような例示をすることが避けて通れないということですか? 私共への告訴なんで、その避けて通れない範囲っていうのも、そこはイマイさんのお考えですよね?

(私) はあ、はあ?

(タカハシ) だって、ね、ええ、いっそ被害届として作り直して提出されてはいかがですか? そうすれば要件事実の確定は検察の仕事になりますよ、そうすればお互いの仕事が効率化できると思いますよ、ま、お互いの仕事っていひたって、共同して仕事してゐるわけじや有りませんから。

(私) ただ、受けるほうの手間ってのが有ると思うんで?

(タカハシ) あの、完全にね、あと、要件事実の確定は検察の仕事になりますってゆうのも、これもちょっとね、私には理解できないんですけどね?

(私) あ、違いますかね?

(タカハシ) あのう、まあ、ここはね、避けて通れないへんの指摘だと思いますとおっしゃってますけども、ま、ここはもう、検察庁で判断させていただきます。

(私) はい、

(タカハシ) ★★ ね、で、クエスチョンマークが付いているとこ、ね、さっきのここ、ね、これはもうこの前提となる部分がね、あの、満たしているというとこが、ね、ちょっと疑問なんで、ええ、告訴状が完成するまで事件性の判断を保留する根拠は有りますか？ と、これは根拠は有りますか？ となってますけども、じゃあ、完成してないのに事件性を判断していいという根拠も逆に無いわけなんですね？ これはっかり言って、はっかり言うともう、告訴状が完成するまで事件性の判断をしなくてもよいという根拠は特段無いですね、これは。こんなに細かい事まで定めているってゆうのは、ね、条文だとか規定だとかそういうのは無いですね、告訴状の完、完成だとか。だから通常、ま、これ一般的な常識の話としてね、告訴状ってのが完成しないうちにね、あれやこれやってゆうのは、まず考えられないんじゃないでしょうかね？

(私) ですからそこがまあ、第二に挙げた理由として、特殊なケースであると。

(タカハシ) うん、次、行っていいですか？ ええ、職責の根拠、職責ってゆうのは、これはどうでしょう？ 職責ってゆうのはあの、一般的な意味と、あのう、まあ、公務員が使う場合と、ちょっと意味合いが違ったりしますんでね、先にその、お考えんなつてことをお訊きしたいんですけども？

(私) ううん、

(タカハシ) ちょっとやっぱりわかんないんですよ、この下、読んでも。職責ってあれですか？ 私共の職務の権限の話ですか？

(私) ええ、あの、け、検査機関も二つ有るので、まあ、検察庁として、検査機関のうち、検察としての職責としてですね、お訊ねしてるわけなんですが？

(タカハシ) 要するに、要するに、私共のその、検察庁として仕事する上での根拠みたいなものをゆ、おっしゃってるんですか？

(私) はい、

(タカハシ) そうゆうのはまあ法律が元々有りますしね、内規も有りますし、検察庁ですかね、検察法とかね、お調べになれば。

(私) そのあたりは組織について規定しているだけで、その、このあたり触れてないような気がするんですけど？

(タカハシ) 検察法ですか？

(私) ええ、検察の理念という、まあ、ホームページに有るように、その部分に当る条文が有るんでしょうか？ ということなんんですけど。理念はその、法的根拠にならないはずですよね？

(タカハシ) で、このクエスチョンの、検察の理念以外に職権認知の要請に当る条文はありますか? これもちょっとねえ、理解しづらい話なんですかけども、職権認知の要請?

(私) ええ、ええと、ええ、事件事務規定だったかな? なんか(5)番にあの、自ら犯罪を認知して捜査を開始する時、という一項が有ったと思いますんで、それを指してるんですけど。

(タカハシ) まあ、検察官、あらゆる、あらゆるってゆうか、まあね、情報に接して、それを犯罪と認知してということですね?

(私) ええ、要請なり義務が無ければ、いくらそのような、あのう、条文が有っても、認知のその義務が生じないですね? 義務と言うか、何だ?

(タカハシ)★ ま、条文は有りますか? ということなんで、ちょっと私は今のところ、心当たりは無いですね。まあ、②にしても、ね、どのような場合に捜査の必要を認めるか? について犯罪捜査規範に当るような条文は有るか? という話なんですが、ま、これもちょっと心当たりは、ね。

(私) 犯罪捜査規範そのものは、

(タカハシ) またこれは、告訴告発と違う話なんですね、あのう、私の答える範囲ってゆうのは限定的になりますけれども? まあ、たとえね、あの、どんな理由でとか、どんな必要性が有って? というのがちょっとわからないんで、それに応じて、適切なね、対応っていうのも、ちょっとこれだとよくわからないんですね。

(私) そうしましたら、今日、お出しした告訴状のですね、ええ、についてなんですが、警察部分は不備が有る事がわかりました。とりあえず、いわゆるそこはあの、修正しますんで撤回しますが、郵便局に関しての罪状に関してだけ提出したいんですけども?

(タカハシ) あの、私、パッと目に付いたところだけ今、ご指摘しただけなんで、あのう、他は大丈夫ですかと言つつもりも有りませんし、他もね、ええ、まあ、脅迫の意図を持ってですか? これは。

(私) とにかく、意図について触れる必要が有ると書いてあったんで、

(タカハシ) ああ、なるほど、理由とか目的とかそういうことですかね? おっしゃってるのは。まあ、ちょっとその、脅迫の意図を持ってというのも色々有りますよね? 脅迫されるとゆうのもねえ、これがなぜ脅迫なのか? っていうのが、オオフジ副部長が、サイトウの犯行を知ってたってゆうことか? まあ、ちょっと、ざっとね、今、目を通して見ましたけれども、住居侵入、まあ、脅迫の意図を持ってとゆうあたりが、私にはちょっと理解できないのと、私文書偽造のところでね、ええ、真正に作成されたもののように装って手渡して、格納係を欺いて誤信させて格納させたわけですよね? そうすると、この郵便局長、あ、副部長なんかはサイト、犯人蔵匿になるんですか?

(私) うん、ですから、どのタイミングでどうなったか、ってゆうのは確定しないんで私の推測で書いてます。それは沼田署が隠蔽してるから書けないです。

(タカハシ) その脅迫ですけれども、これはあの、まさに犯罪事実みたいなものが無いですよね?

(私) (苦笑)だから、その、その脅迫は、ちょっと難しいかな? と思いながらも、載つけてます。

(タカハシ) うん、どうなんですか?

(私) 難しいかな? と思いながら載つけてますが、

(タカハシ) その、無理やり捻り出すみたいな感じでは、こちらとしてもね、

(私) いや、無理やりじゃないんですが、全てあの、告訴状なんなってるのはすべからく脅迫だと、

(タカハシ) そういう意味合いからすると、あの、各被告訴人のね、罪名毎に書かれている事に、それぞれちょっと、不確定要素とゆうか、ちょっと理解が及ばない要素ってゆうのが散見されますね。

(私) ええ、それはだから、本来捜査によって確定されてるべき話なんで、そこを言われてもちょっと困るんですけど?

(タカハシ)★ まあそこのね、本来捜査によって確定されているべきってゆうのも、ちょっと私、理解できないんですよ。

(私) 沼田署は通報を受けて現場まで来たんですよ。来たんですが、なぜかあの、通報した私をパトカーに押し込んで、1時間ぐらいに亘って、どうでもいいような話をした挙句、現場検証しないでそのままに、うやむやにしてる。翌日私は、まあ、今とほぼ、変わらない形の告訴状も提出してますが、それも無視してると。

(タカハシ) これは今日お出しになります? 置いてかれます?

(私) いや、出すつもりで持つて来てるんで、あの、出したいんですが? 動機については、理解でき、まあ、理解できないとおっしゃいますが、じゃあ、どのような動機がありえますか? 事情が。住居侵入と私文書偽造とゆうのが事実だとすれば。

(タカハシ) イマイさんはどうお考えですか?

(私) だから、脅迫以外有り得ないから脅迫だと主張しているわけなんですが?

(タカハシ) だからどのようなお考えで脅迫になると考えてらっしゃいますか?

(私) (苦笑) ジャ、読み上げましょうか? ええ、ですから、その脅迫の意図は、ええ、説明が先か? ええ、2009.2.20のさいたま市での告訴人の叔母太田まり子の変死の真相が実は殺害であると、で、その殺害が、当時の東村山郵便局が年賀状の内容を漏洩させたことによって引き起こされた疑いが強いと。したがって、サイトウ配達員のこれらの一連の犯行はその真相の隠蔽、組織的隠蔽を目的とした無言の脅迫行為と思われます。

(タカハシ) なぜ、そこにつながるのか? 私ちょっと理解が及ばないんですよね。

(私) 他に動機が有りますか? 説明できる理由が?

(タカハシ) いや、私あの、全てを知っているわけではないので、私がどうだの、理由をそんな申し述べることはできないです。

(私) いやいや、そこに事件性は感じないわけですか? 極めて重大な事件性だと思いますが? 他に動機に当るもののが有り、思い浮かばない以上、書かれている通りの脅迫だと思って進めるしかないんじゃないですか?

(タカハシ)★ いや、そんなことはないですよ、ええ。それはイマイさんがおっしゃるお考えですから。

(私) じゃ、何%で脅迫で、何%で脅迫じゃないと思ってらっしゃるんですか?

(タカハシ) なん、何のパーセンテージの話ですか?

(私) いや、確率です、思ってらっしゃる心証の確率です。

(タカハシ)★ あのね、先ほど来ね、あの、私の考えだと、どう思ってるか? って訊かれますけども、私あの、こ、イマイさん側でね、全ての事情把握してるわけじゃないんで、お答えしようが有りません、そうゆうのは。

(私) いやいや、そこを判断しないと、そもそも捜査って着手できないんじゃないですか? そうゆう事ばかりだから。

(タカハシ) おっしゃってる意味があんまり私、よくわからない。

(私) 重大な事件性のポイントだと思うんですが?

(タカハシ) そこがわからないと、とおっしゃるんですけども、そこ、ってのがよくわからない。

(私) (苦笑)他に、他にあの、脅迫以外に説明していただけるんなら、してみて下さい?

(タカハシ) 私のほう、説明だとかそういうのってできないですよね? 事情を把握しているわけじゃないんですから。

(私) 説明しようが無いような事をなぜするのか? というところに事件性をお感じなんりませんか?

(タカハシ) だから、何ともお答えしようがありませんよ。繰り返しです、さっきの。

(私) それに答えるべく、捜査が必要なんじゃないでしょうか?

(タカハシ) いや、そういう理屈ではないですよね? 答えるべく、捜査が必要とか。

(私) 重大な不審点ですよね? 答えようが無い事態とゆうのは?

(タカハシ) じゃ、イマイさん、私のほうからちょっと一つ申し上げておきますけれどもね、抗議とおっしゃってるから、ここにね、こう、これはもう、はつき、全くもって失当と理解してよろしいんですか?

(私) それなんですれどね、私あの、目の前でね、内容物、確認しながら封入してるんで、中間段階でね、

(タカハシ) じゃ、それも私共が受け取ったのを隠してるとか?

(私) いや、そうゆう意味じゃないんですよ、これを介在してるのは郵便局ですからね、郵便局が途中で開封して、その送達状だけ抜いたとかね、そうゆう可能性を考えてるんです。

これ、やってるのは郵便局です、この告訴状の、相手が。

(イチカワ) これだけ抜く理由って、何が有るんですか?

(私) あまり無いんですけどね、

(タカハシ) まあ、これはじゃあ、維持するとおっしゃるわけですね?

(私) まあ、確かに私も、私もちょっとボケてる、抜けてるところが有るんで、それは絶対無いとは言い切れないんですけども、まあ、目の前で二つ、たった二つ、抜いてしまったんかなあ?

(タカハシ)★ それもまあ、郵便局の犯罪につながるのかもしれないんですけどね? イマイさんのお考えだとね? まあ、まあ、郵便局の犯罪かどうかは別として、私共ね、受け取ってはいないと思いますよ。

(私) わかりました、それであれば、蓋然性の問題として、おそらく私の過失の可能性が9割以上有ると思いますんで、とりあえずあや、謝つとります、たいへんご無礼いたしました。

(タカハシ) いえいえ。はい、じゃ、これはよろしいですかね? これは特に告訴告発に直接かかわるもんでもなさそうなんで?

(私) はい、で、告訴状、こっち向いてるのが気になるんですが? あの、

(タカハシ) あの、今ね、ええ、ずっとお話をしましたんで、ね、あのう、毎回録音されてるんですから、ね、これまでも、ほぼ同様のね、お話をのは、繰り返してきてるはずです、ね。ええ、告訴状の作成に関して、の参考の為に録音されてるってことですから、ね、あのう、聞き返したりとかそうゆうこともされて、あと私共がここに書かれてる事で理解できないとか、ちょっと対応ができないとかそうゆうことも申し上げてるはずですから、そういうことも聞き返してみたらいかがですか?

(私) 意味がよくわからないんですが? あの、そうすると、ここに書かれている?

(タカハシ) 今、お話、今日お話したような事ってゆうのは、これまでも繰り返してお話ししていますよ、ということです。で、これまで、イマイさんはずっと録音されて来てるわけで、それは、告訴状の作成に関して、ね、後の参考にする為だゆうことおっしゃってるわけですから、その通りにされたらいかがかな? と思ってるだけです。

(私) ええと、この共通事項説明書の位置付けについては、元々、10月末ぐらいの、お二人の、ま、動機が理解できないとゆうご指摘に対応して創った物なんですが、これを読んだ上で、ここに書いてある動機が理解できないとおっしゃるんですか? 脅迫の。

(タカハシ) ちょっと私には理解が及ばないですね。

(私) はああ? そうすると、またあの、その時点にもど、戻って、堂々巡りをしてますね?

(タカハシ) ★ うん、それはこれを読めば全てわかるというイマイさんのお考え方か、を前提にし、お考え方を前提にしてるわけでしょう?

(私) ううんまあ、全て書いて有るかどうかわからんけど、主要な事は書いて有りますんで、ここに書かれてある事項がなぜ私に対して起こっているのか? という蓋然性を考えれば、完全に、包囲網の存在を認めざるをえないだろうな? と思ってます。

(タカハシ) まあ、結局のところね、その包囲網の存在ってゆうことをおっしゃるんでしょうね?

(私) ええ、当然、これらの告訴状、この告訴状だけじゃなくて全ての告訴状は、包囲網の脅迫と隠蔽の目的で起っております。それが動機ですね。という動機を理解していただけないから、脅迫罪については認められない、とゆうお立場なわけですね?

(イチカワ) あの、そういうことではないと思います、ええ。あの、よく見てくださいね? ご覧になりました? これ。ご覧になりましたか? で、ここで触れられているのは、ええ、イマイさんの言葉で言う、要件事実ですか、ま、告訴状に対応するものという意味では、ま、告訴事実ということになるわけですね? うん、その告訴事実が、ま、特定できませんよ、とゆうことが書かれてるわけですよ、うん、それ以外何も触れてないですよね? で、公開してることの理由ってのは、ここに尽きるわけじゃないですか? うん、それと先程の事が何か関係してくるんですか?

(私) 先程の事?

(イチカワ) うん、これ、これをもって、その、脅迫だと思えない、だから脅迫罪は成立しないんですみたいなことを、さっきおっしゃってたじやないですか? うん、そういうことではなくて、要はその、告訴事実として特定できるかできないか? って話なわけですよ。わかります?

(私) うん、で、告訴事実ん中に脅迫の動機は書くとこ無いでしょ?

(イチカワ) ん、だって、動機、動機の話なんて一切出て来てないですよね?

(私) うん、

(イチカワ) うん、ちょっと意味がよくわからなかつたんですけど?

(私) 今、脅迫罪に関してを問題にしてるんですよ? 今。サイトウの脅迫罪。

(イチカワ) うん、脅迫罪にしても、他の罪にしても、要はその、告訴事実が特定できるかできないか、って話をしているわけじやないですか? こちらは、うん。

(私) だから、私文書偽造、私文書偽造と、ええ、住居侵入に関しては、これで出来てますでしょ? と思うんですが。や、そこね、頷いていただけないんでしたら、その点を検証してください。最低その二つは、

(イチカワ) な、何を検証するんですか?

(私) え? いや、要件事実、この、ええ、犯罪事実が特定されていることを確認したいんですけど?

(イチカワ) え? 何をですか?

(私) 読み上げましょうか? どこに問題が有るのかおっしゃってくださいね?

(イチカワ) あ、けっこうです、読み上げなくて。

(私) はい、てゆうことは問題無いんでしょう? ええ、

(タカハシ) あのう、事実が特定できないってのは、いくつかの部分で、もう、ご自分でもお認めんだったんじゃないですか?

(私) それは前回までの話でしょ?

(タカハシ) いやいや、きよ、今日のこの場で、

(私) え? ああ、いくつかはね、はい、だから告訴状全体としては完成してないですよ。だけど、一部の罪状が要件事実を満たしている以上は検査しない正当性は有るんですか? と私は、はっきり指摘申し上げてるんです?

(タカハシ) いや、検査うんぬんじゃなくて、私共、告訴状の話をしているんであって、

(私) ええ、だから告訴状が完成するまでは検査して、しなくていいんですか? 犯罪性が充分、疑われるケースでも?

(タカハシ) またそれは別の話なんですよね。私共が今、集中してお話してるのは、告訴状の内容の話であって、イマイさんが

(私) はい、だから全部が、全部があの

(タカハシ) これはさておき、検査しなくていいのか? ってお話じやないですか?

(私) はい、ですからここに書いてあるとおり、告訴状の中の一部の罪が要件事実を満たしているだけでは検査は開始されないのでしょうか? というのを繰り返しお訊ねしてるんで

すが?

(タカハシ) 繰り返し、じゃ、お答えすることになりますけども、要件事実がみた、要件事実を満たしているという前提での、それは文章ですよね?

(私) だから満たしてないと言うんだったら、具体的におっしゃってください、どこがどうなのか。

(タカハシ) さっきも、いくつかの部分で、罪名で、事実が特定できていないとか、あの、これはちょっと無理だったみたいな話もしますよね?

(私) いや、それは、この二つ以外の罪状ですよね? 私文書偽造と住居侵入については、問題有るんですか?

(タカハシ) それはね、今、はな、これが例えば十、罪が有るとしたら、絞って来てのそういう話なんですよ、ただスタートの時点では、十だったうちのいくつかをご自分で認めになってるわけですよ。これは不備が有るっていうことを。

(私) だ、それが何なんですか?

(タカハシ) だから話が進んだから今、こう絞り込んでやって来てますけども、この席に着いた時には、もう十有るうちのいくつかが、どんどんどんどんこう削られて来たわけですよ。その絞られた先の事だけをお話されても、じゃあこの告訴状全体が生きてるのか? といつたら、もうご自分で不備を認めてる部分も有るわけだから。

(私)★ ですからね、最初から、最初の最初から、私は生命の危機、命を狙われてると、脅迫として。それも複数の脅迫に、あ、生命を害する旨の脅迫に遭ってるとゆうことを主張して、その中で起っている事件、これも脅迫である疑いを全く否定できないわけですね? それについて、私文書偽造と、それから住居侵入とゆう要件事実が、を満たしている段階で、捜査を開始しない理由、正当性が有るんですか? と言ってなんですが。状況的に考えれば、これも脅迫である可能性を全く棄てきれないどころか、まあ、99%ぐらいはそう思っていたくべきケースなんですが? そういう状況において捜査に着手しない正当性が有るんでしょうか? と。それは裁量の問題を超えてるんじゃないか? と私は指摘してるわけです。個人の生命まで犠牲にしていいなんて裁しよう、裁量は、たとえ国家であろうと、有るわけがない。それからついでに言いますと、あの、弁護士にも、立て続けに11人に断られ続いている状況で、いつまで経っても引き受けて貰える相手も居ない、相談しても、全く示唆を与えないという対応を受けてます。そういう状況によって、あの、どこにも相談しようがないという状態で、普通の取扱ですって言って普通に突っぱねられても困るんですね? 私の場合は。そういうご事情も理解していただくべきかと思いますが?

(タカハシ) イマイさんが弁護士11人に断られ続けているという事情ですか?

(私) という事情から推測すれば、弁護士自体が包囲網として、途を閉ざしているというのが容易に推測されますよね?

(タカハシ) 弁護士11人がいずれも包囲網側に居るってゆうことですか?

(私) 残りのね、全ての弁護士も、

(タカハシ) 全ての弁護士、弁護士は全て包囲網の側に居るってことですか?

(私) そう推測されますね? 何人に当ったら組織的と言い切れますかね? 百人ですかね?

群馬に在籍するのは二～三十人しか居ないんですが。

(タカハシ) 弁護士ですか？ 群馬で？

(私) はい、二十何人しか居ないです、登録は。

(タカハシ) いや、もっとたくさん居るでしょう？

(私) はい？ まあ、見てる団体が違うのかもしれません。とゆうか何度も、戻りますけども、ま、とゆう二つの罪状に加えて、沼田、沼田署の対応がまさに異常ですよね？ 現場検証を放棄した上に告訴状まで無視してるんですよ？ そういうありえない対応もあわせて考えましたら、書いて有る通り、郵便局の異常と、沼田署の対応の異常とを考え合わせれば、蓋然性として何か有ると、脅迫の動機を推定していただけるんではないかと思うんですが？ ま、脅迫と言い切れなくても、少なくとも隠蔽ですね、明らかに、事実として。沼田署の対応は隠蔽を示唆してます。何の為に隠蔽するか？ それは、もっと大きな前が有るからです。無視することが必ずしも違法とは言えないと前、おっしゃってましたが、その点の違法性について詳しく、あ、そこを改訂してますね、説明し直しております。まず、ええ、行為面から言うと、ええ、少なくとも私と同様に無視されたら、誰もその機関を利用できなくなりますから、ま、ええ、私限りの不公平など、差別的取扱として平等権の侵害に当ると思います。それから結果面から言うと、ええ、そもそも警察法2条等の明確な作為義務に基いて訴えを起こしてるのであって、それに対して何も連絡が無ければ、当然、期待した作為がいずれは実現されるものと思って待ち続けますと。それをしなかったということは、ああ、そういう可能性を意図的にいつまでも繋ぎ止めておいたということであって、機会損失として、控制への移行を妨害したことになり、ええ、告訴の妨害でありますから、ええ、根拠法や刑事訴訟法に基く生存権の侵害に当ります。

(タカハシ) 無視ってゆうかね、告訴を無視したとゆう無視のことなんですか？

(私) ま、告訴状もありますし、被害届もありますし、まあ、色んなアクションですね。内容証明の場合もありますし、何らかの

(タカハシ) それ、あれですか？ あの、失笑を買うようで、また失笑を買うかもしれないけども、検察庁が無視したってゆう部分の事じゃなくって、沼田署の話されてるんですか？

(私) 主に、主に、主に警察組織ですね、三県警の対応を全部、念頭に置いて言ってるわけなんですけど。これ一般論としてここに書いてますんで、警察だけでなく、あの、例えば人権擁護機関もこれ念頭には置いてます。だからあの、警察法と言わず根拠法と書いてるわけなんですけど。で、第二に、こっちのほうが重要ですが、特に捜査機関が被害届を無視すればその後も当然に被害は続きます。これはあの、考える余地が無いですね？ で、ですから職責、ええ、例えば警察法第2条に犯罪の予防というのが明確に謳われてますが、それに基く予見義務違反である、ないしは結果回避義務違反でありまして、これももう争う余地無いと思います。人権侵害であることは自明です。

(タカハシ) 今、何の説、説明をしてるんですか？

(私) え？

(タカハシ) 何の説明をしてるんですか？ 今。

(私) いや、だから、無視することの説明です、不当に無視することの違法的、

(タカハシ) だからその、ね、今、対象として考えてるのは警察なんですか？ 檢察庁なんですか？

(私) 今、問題にしてるのは警察、警察、警察です、主にね。ま、一般論ですから警察に限ってないんですが。

(タカハシ) うん、警察に限ってないってのはどうゆう意味なんですか？ はい、わかりました、はい、無視の話ですね。

(私) 予見義務だの危険回避義務というのを、ああ、犯罪の予防という言葉から、あの、要請されているとみなしております。そこ、そこ、そこはあの、議論の余地無いと思っておりますんで、そういう点から考えると、アクションを全く無視するとゆう行為に正当性は無からうと。で、無視してるんです、沼田署がこの告訴を。現場検証の要請も放棄し、告訴状も無視し続けてるんです、今日まで。それがこのサイトウの犯行と重なってると。とゆうか、これを隠蔽するべくそうゆう行為に及んでいると、うう、無視に及んでいるとゆうことを考えますと、脅迫の罪が非常に推定されるわけなんですか？ 動機の説明です。

(タカハシ) はい、もうね、あのう、1時間40分ぐらいになりますんで、お話もね、まあ、繰り返し聞いてきましたんでね、うん、これはあのう、ご自分でもう、いくつかの犯罪事実が無いってゆうのを、あの、認めてるわけなんですか？ それでも、置いて行かれます？ 今日、出していかれます？

(私) はい、ですから何度も申し上げてますが、まだお答えいただいてないんですが？ それを返送されるとゆうことで、お答え、もってお答えとしていただいてもいいですよ？ 一部の罪が要件事実を満たしているだけでは捜査は開始されないのでしょうか？ というのを、本日の提出をもって見極めたいと。

(タカハシ)★ うん、そこで言っている、要件事実を満たしているのでは？ というのは、これを前提にお話してるわけですよね？ ね？ それはもうイマイさんのお考えなんで、あの、それにはちょっとお答えできません。満たしているというのをイマイさんのお考えなわけでしょう？ うん、それは満たしてるかどうかってゆうのはこちらの判断でゆう事もありますんで。

(私) はい、それは意味がよくわかりませんが、もちろんこれから見ていただくことなるんですけど？

(タカハシ) でも、もうこれ、明らかに、ご自分でも犯罪事実の記載が、特定がなされていないってゆうのを、ご自分でもおっしゃってるわけですから、後はなんか、これは無理だったってゆうのも、おっしゃってるわけですから、うん、明らかにちょっと、不備とゆうかね、そうゆうことが、あの、明らかですか？ この時点でね。

(私) ですから、告訴状としては不備でも捜査を開始しない理由に当らないんじゃないですか？ と言ってるわけなんですか？

(タカハシ) まあ、それは検察の判断ですからね。

(私) ええ、それは提出しなくてよろしいんですか？ 持ち帰って

(タカハシ) それは別にけっこうですよ、

(私) そうですか？

(タカハシ) あ、もう提出されたいんだったらどうぞ。

(私) え? はい、

(タカハシ) あの、特段これに回答は、もうこの場で対応しましたから、回答するってことはこれはないですよ。訂正とかしてませんから。

(私) はい、それはかまいません。私はあの、提出すべきものとゆう

(タカハシ) かつね、あの、これを置いてがれるんだったら、ここで名指しされてるのは私とね、ええ、あの、もう一人の者ですから、その、名指しされてる対象者がね、あの、これを扱っていいですか?

(私) (苦笑)いいですよ、いいですよ、好きにしていただいて、

(タカハシ) あと、かつね、これをこのまま置いて行かれるんだったら、この部分はどうされます?

(私) ううん、それはあの、私の誤解は有るようですが、だけど、送られて来た、来た物を見て差替えだとわかりませんでしたか? 同じ番号なんですよ? 告訴状の番号は。

(タカハシ) そういう話じゃありませんよね? それは事実とはまた離れた話じゃないですか? これは、ね、あの、ちょっとそれは無茶を言ってませんか? イマイさん。

(私) (苦笑)そうかな?

(タカハシ) 送達状に明記したと、これはこのまま置いてかれるんですか? それならそれだけっこうですけども。

(私) うん、まあ、そ、そういうところで大いなる誤解が有ったとは露知らず、

(タカハシ) あの、その部分については、先ほどイマイさんから、私、謝罪の言葉が有ったような気がするんですけどね?

(私) はい、まあ、相当執拗にあの、食い下がられたんで、私もおかしいな? とは思ったんですが、自分で蒔いた種かも知れないと。

(タカハシ) なおさらそれが証左なりますから、それはお任せしますよ、ただ、私共が名指しされてるわけですから、そもそもその対象者である私共がそれを扱うのはどうなのかな? とは思いますけど。

(私) 文章は修正致します、はい。ただ、疑問に思ってるところはこういうところなんで、

(タカハシ) もう今日、この場で対応しましたんで、もう一回書面で回答することはありますから、それはご了解済ですから、うん。それはまあ、差し出してもらってもね、特段の回答を要することも無いですから、そのままねお返しするなりすることになるかも知れないです。あと、じゃあ、提出とゆう、提出しつ放しでいいんであれば、こちらで受け取ってそのままってことになりますけど? それはよろしいですか? だ、これ置いてかれるってことなんですね?

(私) はい、これもう、提出しつ放しでいいですよ、お好きにしていただいて。

(タカハシ) うん、いや、この部分どうしますか? と私、申し上げたじゃないですか? このまま維持するんですか? とゆうことです。ご自分で謝罪なさったんじゃありませんか? 内容が事実に反しているとゆうことに関して。

(私) この部分の事実はそら、はい、認めました、でも他の部分、他に言ってる部分も有る

んですよ?

(タカハシ) そしたら、じゃ、その部分を、提出じゃない、訂正されたらいかがですか? うん、あ、いやいや、あの、置いて行かれるんでしたら。だって事実に反する事がここに書いてあれば、

(私) わかりました、持ち帰ります、はい。

(タカハシ) そのまま置いて行くのはちょっとおかしな話になりませんか? うん、あの、決して私共それ受け取らないって話じゃありませんよ。私共の立場から受け取らないって事じやありません。あの、イマイさんのお考えがよくわかるから、あの、こちらに出してもらってもいいですよ、ね。あ、しまわなくてもいいですよ、出してたらいかがですか? 訂正しないというんであれば、それはそれでけっこうですから。

(私) いや、訂正の必要は認めます。

(タカハシ) うん、私共はあの、事実関係はわかってるわけですから、ま、それはそれで出してもらってもいいですよ。必要なね、あのこちらで対応すればいいだけですから。ね、あ、引っ込めないで出しちゃつたらいかがですか? じゃあ。

(私) ですから先ほど謝った部分は、訂正の必要が有ることは認めますが、他の事も書いてあるんですね。その点をわかっていただくためにお出ししようかな? と思っただけで。、

(タカハシ) じゃ、置いてかれます?

(私) はい、

(タカハシ) だ、これに関しては、イマイさん、この場で対応しましたから、あのう、ここにね、お訊ねしますってゆうような文言が入ってますけど、あの、告訴告発とも内容が異なりますから、これに対しての回答とゆうようなことはいたしませんよ。それは承知しといてくださいね。

(私) わかりました、はい。

(タカハシ) で、どうします? これは出しつ放しにします?

(私) はい、出しつ放しにします。好きに処分していただいてけっこうです。

(タカハシ) じゃ、こちらで適宜扱わせていただきます。もしあのね、お返しするような時に、私共が考えるんであれば、お返しさしていただきますし、

(私) 要りません、返却不要です、

(タカハシ) それでいいですか?

(私) はい、ただ、先ほど私が謝った部分を訂正したうえで、別の部署にあの、問合せするかもしれません、それはお許しくださいね?

(タカハシ) 何ですか?

(私) はい、別の課に対して、あの、根拠をお訊ねするようなことも有るかもしれませんので。

(イチカワ) 予定が有るんであれば?

(私) いや、予定は無い、無いですよ、とりあえず。可能性としては有るんで。

(タカハシ) これ、ちょっと一筆書いて貰ってもいいですか? いや、あの、扱いがちょっと告訴告発と直接か、あの、繋がってないじゃないですか? で、こうゆう対象者ってことで、

あの、名指しされてるんで、ここに、返却・回答不要です、って書いといて貰えません?

(私) はい、

(タカハシ) で、このへんに、返却・回答は不要です、とゆうような。いいですか? ちょっと、書類の扱いをね、明確化しておきたいんで。重要ですよね、書類の扱いはね?

(私) そうですね、送達状が入ってないなんてこともありますからね?

(イチカワ) そうですね、それ一枚でね、

(私) 電話ん時も長々とね?

(タカハシ) ああ、あのう、告訴告発担当のタカハシ、イチカワが扱うことは差し支えありませんで書いてもらったほうがいいかな? 事実上、私共が相手にしてるからさ、そこまでしてもらう必要も無いんだけども、その内容からすると、どう考へてもね、

(私) なるほどなるほど、

(タカハシ) その、念書みたいな感じでね、ちょっと申し訳ないけれど、そういう趣旨じやありませんから。

(私) あ、こんな感じでいい?

(タカハシ) まあ、そななんだけど、これ自体は引き続きね、例えまう、タカハシ、イチカワに扱ってもらっちゃやだ、という話であれば、私共ね、あの、この場に他の者、他の者とかそうゆうことをね、何か考えなきやいけないことになりますから、そうゆう意味で今、言ったんですよ。あ、これね、提出されますと、日頃、まあいいか、じゃ、それはそれでいいすね、告訴告発に關して私共が扱うというの?

(私) はい、それは、はい。

(タカハシ) あのね、イマイさん、申し上げときますけども、私共二人だけで考へて二人だけで判断とかしてるわけでは当然ないんですよ。組織ですから、ええ。あの、当然、上司、検察官の判断を仰いで対応してますから、そこをね、あの、承知しといてください、はい。個人的な考へでな、何かしてるとかそういうことじやありませんから。ま、これ書いてもらったの、ここちょっと、ハンコ押しといてもらってもいいですか? この人達に抗議をするみたいな話に見えちゃうんだよね。

(私) 持って帰りましょうか? 持って帰りましょうか?

(タカハシ) その文言だと、まるでこの二人に抗議します、みたいな、突き出した、みたいなイメージんなっちゃいません?

(私) (苦笑)なんか、複雑骨折してきたんで、

(タカハシ) まあいいか、私共はどちらでもいいんですよ、だから、一旦出そうとしてたものを引っ込めちゃったから、それはねえ、後々あの、まずい、本人の意思に反するのかな? と、ま、思ったんですけど。

(私) た、お二人にもし、代わっていただいたところで、代わったかたが同じような対応すれば、また更に別の人にお聞きすることとなるんで、そこは一緒なもんですから。万が一そうゆうことになった場合でも、あしからずということなんですが。私としてあの、その、疑問が解消されてないとゆう、感じるんであればそうゆう可能性も有るということです。

(タカハシ) あの、基本的には私共二人が対応しますんで。あの仮にね、担当者が嫌ですと

言ったところで、役所として私共二人を置いてるんであれば、あの二人が対応しますってことで、になるかもしれませんよ。うん、ご本人の希望が必ず通るとも限りませんし、ね、(私) ええ、それはわかつております。もし万が一、お二人が包囲網として対応なさってるんであれば、別の人代わっていただいたところで、事情は変わらないでしようから。あの、代っていただく意味も無いと。

(タカハシ) ね、その意味では、何で、私共が包囲網に入つてないと? イマイさん、

(私) ええ、そうゆう可能性は常に有ります。

(タカハシ) 今ね、そうおっしゃつたんで、あれだけど

(イチカワ) そういったお考えが有るんだと、今日、これを出すこともなんか?

(私) いや、それは前にも申し上げたように、包囲網であったとしても、職責は持つてはるずですから、それぞれ。

(タカハシ) ちょっとね、何かね、これ、どうせ心残りんなるんでしょうから、置いてつたらどうですか? セットで。

(私) (苦笑) じゃあ、何て書きましょうか? もう1通有るんで、そちらに書いたらいいんですが?

(タカハシ) 不要です、まででいいですよ。まあ、引き続き私共が窓口んなるのはもう、あの、明らかなんで、で返戻・回答は不要ですだけでいいですかね。じゃ、ここにね、本書のって書いてもらえます? こっちも一緒に見ると、こっちまで含まれちゃうように見えるから。あ、それね、一緒にそうですね。

(私) はい、

(タカハシ) と、じゃあ、確認しますよ? 被害届でしょ? 蓋然性一覧でしょ? 証拠一覧でしょ? それから他府県ナンバー一覧でしょ? で、ええと、告訴状と、証拠の47、じゃそれでよろしいですかね?

(私) はい、お時間取らせました。

(タカハシ) で、ええ、また同じ事ですけども、これ検討して、その結論とゆうかね、あの、それがわかるまで、他の告訴状の送付ってゆうのは、

(私) 控えます、

(タカハシ) 控えますか? はい。差替はどうですか? 差替は?

(私) はい? あの、差替の予定も無いです、はい。

(タカハシ) はい、じゃ、よろしいですかね?

(私) はい。

以上

20180720 13:23 前橋地方検察庁(群馬県前橋市大手町3-2-1)一階の被害者支援相談室での、
私と、告訴告発担当のサトウ、イチカワ、の会話録音の反訳書

(サトウ) じゃ、今日は、新しい告訴状を持って来られたってことで?

(私) とゆうか、あの、既にお戻しいただいた分について、ええ、抗議に参ったんですけども。

(サトウ) はい、あ? ええと、昨日の話だと、告訴状の差替だとゆう話を聞いたんですけども、今日はそういったことではないとゆうことです?

(私) ええ、差替えとゆうよりは、既に戻していただいてるものを撤回して、もう一回出そうかなとゆう趣旨で参りました。

(サトウ) えと、同じ物を? 別の物をじゃなくて、同じ物をまた出すってことですか?

(私) ええ、直しようが無いんですよ。私は完成したつもりで出してるのにあの、どこが不備なのか判らないような戻し方では直しようがないもんですから。それでとりあえず、古いまま持って来ました。

(サトウ) なるほど、わかりました。

(イチカワ) イマイさん、今日も録音はされてるんですか?

(私) はい、ま、今までと同じ、議事録として録音しておりますが、その、お訊ねなんなる趣旨を伺いたいんですけども?

(イチカワ) 特にお話する必要は有りません。

(私) (苦笑)いやいや、そ、そういう質問をされるのもおかしな話ですね? ま、答える気が無いということで進めます。

(イチカワ) うん、じゃ、お答えしますけれども、まあ、庁舎のね、管理上、まあ、うちのですね、取決めの中でも、こちらはですね、えと、原則、う、許さないとゆうことになって
おるんですね。

(私) そうなんですか?

(イチカワ) ええ、それでね、

(私) そのような規定が有る? 今までそれ、言われたこと無いですが?

(イチカワ) ああ、そうでしたか? で、イマイさんのほうでどうしても、とゆうことなのでその都度ですね、理由をお訊ねしているとゆう話です。

(私) そうですか?

(イチカワ) はい、よろしいですか?

(私) はい、ですから、議事録として、後である、告訴状の訂正に使う為です、直接的には。但し、その背景には、例えばあの、警視庁が、私が直接往訪して脅迫殺人を訴えているとゆう事実を全面否認しているという背景が有ります。これも同じ捜査機関がやっている事です。ですからそれを考えますと、やはり、ま、自衛策という意味も有るということです。ええと、お渡しした物をしばらく読んでいただいてもいいですし、あの、説明から先にさしてもらつてもかまいませんが?

(サトウ) ちょっと待ってください、

(イチカワ) ひとまず今日のところは、古い告訴状をお持ちしたということですかね?

(私) 古い奴ですね、

(イチカワ) で、イマイさんのご希望としては、同じ物を再提出したいとゆうことですか？

(私) いや、それは、あのう、差戻しの理由を示されれば、持ち帰りますよ？

(イチカワ) 差戻しの理由？

(私) ええ、二ヶ月近く預かって、差戻しの理由が全くわからない状態で戻されたら不当としか言いようが無いですね？

(イチカワ) えと、書類を添付しておりますけども？

(私) ええ、ですからそれを読んでも判りませんが？

(イチカワ) ★ うん、あの、理由はそちらに記載した通りですよ。

(私) いやいや、ですから理由んなってません。どこが不備なのかがわからない。

(イチカワ) ★ だ、イマイさんとしては理由んなってないと、で、それに対して抗議文を出して、ええ、さらに告訴状を出すということですかね？

(私) はい、それを元に、全ての要件事実を見直すとゆうのも、また、無駄な話ですからね、私としては完成したつもりで出している物ですから。

(イチカワ) うん、それイマイさんが提出、希望されるんであれば、今日、提出されてはいかがですか？

(私) いやいや、それだと、あの、何の為に、ええ、そちらで握っておられたのか、意味が無いと思うんですが？

(イチカワ) うん、こちら二枚にも、二枚目にも書いて有りますけど、担当者と話しても無駄だと思いますってお考えなんですね？

(私) いや、それはお返事が無いんであればね、然るべきお返事が無いのであれば。

(イチカワ) うん、こちらとしては然るべきお返事をした、とゆう認識でおりますよ。

(私) ですからその然るべき認識に、返事んなってないと言ってるんです。不当性を指摘しております。

(イチカワ) ★ うん、それイマイさんのお考えってことですよね？

(私) いやいや、世間一般にそうなるでしょ？ 当然に。単純にその場でわけのわからない文面で戻したんと違うんですよ？ その間に2ヶ月預かってるんですよ、物凄く不当だと思いますが、いかがですか？

(イチカワ) そしたら、これと告訴状お預かりするってゆう形でよろしいですか？

(私) ええと、だ、理由が有って戻されたんですよね？

(イチカワ) ですからそれは、書面に記載して有る通りですとお答えしております。

(私) ですからその、一般論で、告訴状は、告訴とはこのようなものであるとゆう、そういうような話を書かれても、何の指摘にもならないわけなんですよ。それはおわかりでしょうか？

(イチカワ) それはこちらに記載していただいている通りですよね？ うん、ですので、これと改めてそれをお預かりして、再度検討するということでよろしいですかね？

(私) もう一つ、はい、もう一つ、第一番目に書いてある通り、事件性の認識というのは、告訴状が完成しているか否かとはまた別の判断のはずです。それを今まで私はあの、わかつ

てはいましたが、いちおう受け入れて来ました。だけども、生命の危機にある状態で、あのう、まだ事件性を判断する段階ではありません、などという論理は通用しません。正当性は無いです。なぜなら、国民の生命を犠牲にして成り立つ国家は無いからです。それは中学レベルの常識です。だから、私が生命にあることを認識してらっしゃらないのか、もしくは個別の事件性を認めようとしてらっしゃらないのか、いずれかだと思うんですが、それをはっきりさせたいなと。

(イチカワ) うん、そういった要望がこれに書かれているわけですね？ はい、わかりました。じゃ、こちらと訴状ですか？ もしお出しになるんだったら。

(私) いや、同じ形でまた返されるんであれば出しても無駄なんですけども？

(イチカワ) そのあたりこちらに記載していただいているわけですよね？

(私) ええ、あのう、不当性はここに書いてある通りですが、はい、それを認めないで同じ事を繰り返されるんであれば、お二人に相談してもしょうがないという話になるんですけど？

(イチカワ) うん、まあ、二人にとゆうか、あの、今までの返戻もそうですし、前橋地検としての判断になるわけです。そんな我々二人だけで勝手にやってるわけではないので。

(私) いや、それはそう信じたいんですが？

(イチカワ) ですので、イマイさんからこういった書面をね、今日提出されたとゆうことも含めて、ま、改めてお預かりして、で、こちらのほうで検討させていただくとゆうことでもろしいですか？

(私) はい、あの、つまらない指摘を一つしますが、私が出す時は各告訴状に署名捺印させておきながら、差戻しの文面にはあの、担、名前も、要するに署名も捺印も一切無いわけですが、それはあまりに一方的ではないですか？

(サトウ) ま、それはでも、告訴状とはまた違いま、意味が違いますから。

(私) まあ、意味、違うんですが、少なくともあの、ただの紙っぺらですかね？ 後日それを、あの、そんな物、作った覚えは無い、出した覚えが無いと否定されるのを一番惧れています。

(イチカワ) でも、あの、前橋地検の告訴告発担当って名前でちゃんと出しますよね？

(私) だけど、ハンコも何も無いんですよ？

(イチカワ) うん、それだけ見れば、ああ、客観的にね、誰かが見た時に、前橋地方検察庁の告訴告発担当というところが作ったんだということがわかりますよね？

(私) わかりますかね？ お前が勝手に作ったんだろ？ と言わ、言いかねない惧れを感じるんですが？

(イチカワ) うん、そうかもしませんね、

(私) あの、いつもと同じ取扱いですか？

(イチカワ) はい、

(私) 他の人に出す、返す時も、ハンコも無ければサインも無いんですか？

(イチカワ) ハンコも無ければサインも無い？

(私) 誰が戻しているかがわからないですね？ あれだと。ま、告訴告発担当だっていうこと

だけはわかります。

(イチカワ) うん、それで充分じゃないですか?

(私) ええと、今までの内容からして、私は当然に、あの、ま、検察官殿、告訴告発担当の検察官殿に、話は当然、伝わってると認識してますが、それは担保されますか? 一度ぐらい会わしていただきても一向に不思議は無いと思うんですが?

(サトウ) 会う会わないか、会わせないかってゆうのは、ええ、それはイマイさんの要望だとしても、それが通るってゆうものではありませんので。

(私) いや、そうしますと? あの、まず一番目の指摘、ええ、事件性の認識を持っていただきたいんですが? この場で一つ一つ説明を始めさせていただきてもよろしいですか? どうも今までの流れから見ると、ただ受け取っているだけで、読もうとしていない。

(イチカワ) あの、中身はですね、きちんと読ませていただいております。

(私) それは形式チェックだけじゃないですか? 中身を内容を把握しようとされますか?失礼ですが。

(イチカワ) しますよ、

(私) そうですか?

(イチカワ) あの、それしなければ、こちらからも文書を添えてお返しするとゆうこともできないですよね?

(私) それで事件性が認識されないはずはないんですが?

(イチカワ) うん、あの、そういった説明であればね、今まで何度もね、していただきてると思いますし、その書面の中にも、あ、出て来ておりますので、うん、そのあたりはね、えと、今ここでというわけではなくて、お預かりして、まあ、改めて見させていただくということでおろしいですか?

(私) 端的に顕著な事件性だけ、ちょっとこの場で指摘させていただきてよろしいですか?

(サトウ) あの、書いてあるものであれば、読んでますから。

(私) いや、読んでるということが信じられないでご説明させていただきたいんですが?

(イチカワ) うん、でも、説明したとして、それを我々がね、じゃあ、きちんと聞いているかどうかって、またそうゆう話になった場合に、それはどうされるんですか?

(私) ええ、いや、お訊ねします。この点についてはどう思われますか?という、

(イチカワ) こちらが読んでるってことに対して、読んでないってゆう話をされるわけですよね?

(私) いや、そうではなくて、この点の事件性について、どの程度お感じなんていらっしゃいますか?ということをいちいち伺いますが。

(イチカワ) うん、今日この場でお話すべきことではありません。

(私) いやいや、それが最も肝心な話です。

(イチカワ) 書類をお預かりするということでよろしいですか? こちらも含めて。

(私) ですから、それが私の主張の妨害だと感じておりますが?

(イチカワ) うん、主張はその書面の中でなさっているわけですよね?

(私) ええ、この書面はあの、いち、う、その都度コピーを取られているということなんで、

そちらに控えが有ると考えてよろしいんですね？この内容を把握されてるという認識でよろしいんですね？

(イチカワ) もちろん把握しております。

(私) たとえば、脅迫殺人の存否についてですね、警察が、被害届、回答期限を切られている被害届を無視して、本人に全く連絡を取らずに勝手に結了させるということが、そもそもありますか？ 慎意性ないし蓋然性の問題として。そこには大きな特別の意図を感じるのが普通ですよね？ 事件性の指摘ですけども？

(サトウ)★ それはまあ、イマイさんの考え方と、

(私) 考えではないです。標準的な取扱ではないってゆうのは自明ですよね？ 犯罪捜査規範65条、内容が不明であれば本人に連絡を取るという規定なんってます。その通り、まず規定通りのハンドリングではないとゆうことですね？ 更には回答期限求めてるんですよ？ はっきり、冒頭頁で。それを無視するって何事？

(サトウ)★ それはイマイさんが求めただけですよね？ 警察が了解したわけじゃないですよね？

(私)★ 了解が要る事なんですか？ 納税者がきちんと書面で求めてるんですよ？ それを無視するってどうゆう事なんですか？ そうゆうことが有り得るんですか？ そんな前例が有るんですか？ 私の他に。有るわけ無いでしょ？ そんな事考えればわかるでしょ？ そら一億分の一の確率しか無いんですよ、そんなことは。まずそうゆう蓋然性の上に、さらに、その回答期限日に一万分の一の確率で叔母が亡くなってるんです、変死してるんです。それを事件性が無いと判断できますか？ 99.99999%は脅迫殺人ですよね？ どうゆう確率を見積もってらっしゃいますか？ 皆さん、

(サトウ)★ 確率の話をする段階じゃないですよ。

(私) いや、確率の話でしょ？ 全部。だって事実でないんでしょ？ 捜査機関の仕事は全て確率の話ですよね？ 事実だけを拾うんだったらそら楽ですけども、それじゃ仕事なんないですよね？ 捜査機関は。全て確率で判断してらっしゃるわけでしょ？ まずそれが大きな一つ目の事件性ですね。それから二つ目は、猟銃脅迫事件の事件性です。

(イチカワ) うん、あの、そのあたりも、きちんと読んでね、あの把握しておりますので、あらためて

(私) いやだからね、まず狙撃自体、直線距離30m、相対で、いきなりズドンという行為が普通の行為ですか？ それも蓋然性一億分の一の、ええ、確率の問題ですよね？ 私の他に誰もそんなことされる人は居ません。一億分の一だか七十億分の一だかわかりませんが、そう思いませんか？ そんなことが有ったとゆう話を聞いたこと有りますか？ そうゆう絶対やらないような事を敢えてやったのはなぜですか？ そこ、そこにまず蓋然性を感じてください、慎意性、犯罪であると。更にその16日後、私の通り道が血だらけになりました。その現場検証をして帰った、わずか1時間あまりの後に、今度は猪の死骸が二匹置かれてました。夕暮れの帰り道に。それに、それらの血痕と死骸の件について全く人為性を排除してる警察とはいったい何なんですか？ 当然、人為性が一番高いわけなんですよ？ それを完全に排除する根拠は何も無いのに、排除して判断し、それを指摘しても全く見直さない。更に指

摘すれば、もうあとは無視、一方的に無視の状態に陥ってます。その圧倒的な事件性とゆうか犯罪性の高さを認識してください。少なくともその二つがメインです。更に、今度は事件性ではなくて人権相談所については完全にこれ事実です。事実として違法な事をやってます。虚偽の理由を二回用いて受付拒否してます、不当に。これは事実です、100%の。私はそれを犯罪だと主張します。それをきよ、あの、否定する根拠が有るんであれば示してください。というような事を今まで訴えて来たにもかかわらず、相変わらず5回同じ文面でお戻しななっているというところは意図的な脅迫だと思っております、皆さんのがたの。つまり犯罪です。それを改めようとなさらないんであれば、このまま要件事実として取り込んで告訴を進めます。一つだけ教えて下さい。もし、皆さんのが今後も同じ対応を続けた場合、私は誰に対して告訴したら、すべきなんでしょうか?

(サトウ) 檢察庁に告訴を希望するのであれば、私のほうで預ります。

(私) いやいや、窓口を変えなきゃ話なんないでしょうね? その窓口のかたを訴えようとしてるんで。

(サトウ)★ 檢察庁の窓口はここしか有りませんので。

(私) いやいや、そんなはずはないでしょうね? 担当検察官はどなたでも、あの、受付ける機能は有るはずですよ? 檢察官は。

(サトウ) 前橋地検で告訴告発を担当する、受付事務を担当する係は私達になりますので。

(私) そのこそ、告訴告発担当の、ええ、を告訴したいんですが、どうしたらいいんですか?

(サトウ) 前橋地検に告訴したいのであれば、こちらに持つて来てもらうしか有りません。

(私) ええと、もう一度、繰り返しますが、ええ、対応を変えられるおつもりは有るんですか? 無い、無いんでしたらこの最後の結論に移らざるをえないんですが?

(イチカワ) うん、あの、対応というのは、今ここでですね、どうします、こうしますってことは伝えられません。てゆうのも、我々二人での対応ではありませんので。なので今後どういった対応を取るかについてはですね、今ここで明言はできません。

(私) そうしますと、今まであの、一年半近く通っておりまして、非常にあの、まあ、はつきり言えば皆さんのがたの時間稼ぎにお付合いして来ると、充分お付合いして来ると感じておりますが、それに対してどれぐらいの期間で対応していただけるおつもりなんですか? これだけ時間を浪費しておきながら。

(イチカワ) 浪費ってゆうのもいかがなものかと思いますよ? 例えばその都度ね、イマイさんがこちらにいらっしゃった時に時間を設けてね、対応しているわけですよ?

(私) それはそうですね。ですから受理拒否するんであれば受理拒否してほしいんですよ。それはそちらのご勝手でしょう? 受理拒否にしたくないから、そうやって預かって宙ぶらりんにしているだけですよね? 次の段階に移行を阻止したいと、そうゆう趣旨ですよね?

(サトウ) あの、少なくとも次の段階に行くのを阻止したいとか、そういうた気持ちは有りませんので、イマイさんのほうで次の段階に行きたいのであればご自由にやってもらってけっこうです。

(私) いやいや、ですから、受理拒否の通知を下さい。通知して下さい、理由を。その番号を発番して下さい。

(サトウ)★ それはここに書いて有る通りです。

(私) え? いや、そうじゃなくて、

(サトウ) 返送している理由はここに有る通りです。

(私) いや、理由んなってないと言ってるんです。日本語んなってませんよ? 理由んなってないんです。じゃ、どこが? じゃあ、この文書で示して下さい、出した物で。どこがどうなんですか? 理由んなってません、日本語んなってません。

(イチカワ) うん、あの、そのやりとりをしてもですね、結局ね、あの、今日の冒頭からもそうですけど、平行線になるんでしょうから。

(私) いや、平行線にな、するつもりなんでしたら上司を出して下さい。

(イチカワ) 書類を出したいとゆうことであれば、お預かりします。

(私) 上司には相談してるとおっしゃってますが、それが信用し切れないとゆう面も有ります。相談なさっている、相談を受けているかたが居らっしゃってるんであれば、そのかたの意見を聞きたいし、そのかたも同じ意見なんであれば、組織の長としての意見を聞きたいです。見解を質したいです。不当性を指摘しておりますが、何らお答えをいただけませんが、どういうことなんでしょうか?と。

(イチカワ) うん、ま、イマイさんがそういったね、主張をされてるということで、この書類をお預りするということでおろしいですか?

(私) 可及的速やかに対応していただけるんですか? これあの、私が訴えている内容は公益侵害そのものですよね? 当然、優先順位を最大限上げて対応していただくべき案件だと思うんですが? 包囲網が存在するってゆうことは、とりもなおさず公益侵害ですよね?

(サトウ) うんと、手続的には、ええ、検察庁ん中の事務手続ん則って手続を行うって形になります。

(私) どの組織もそうなんですが、肝心の実権者を出さない、あるいはトップを出さないとゆうのは必ずお決まりのパターンなんですよ。 担当者レベルでその、トカゲの尻尾切りをされても困るんですよ?

(サトウ) まあ一つお答えできるのは、私達以外の担当者がイマイさんとお会いする事はありません。

(私) (苦笑) それはおかしな話ですね? それはおかしな話だと思います。

(サトウ) 告訴の段階、今の段階ではお会いする事は有りません。

(私) いや、だったら不当性、あの、指摘してる不当性に答えて下さい。そうでないと私はあの、不当性を主張しに、直接、上に昇って行かないといけないんですが?

(サトウ) まあ、そうした、そうすると、ええと、イマイさん自身が、ええ、場合によっては、ええ、犯罪者って形になる可能性が有りますよ?

(私) 犯罪者? や、私はあの、不当性を主張しに伺うだけなんですが? そうでなかつたらこちらにあの、会わせて下さい。

(サトウ)★ お会いする事はできません。

(私) なぜ? 繰り返しますが、あの、検察は私が言うまでもなく、起訴独占機関なんですよね? 刑事的な。その機関が犯罪を隠蔽するとゆうことになると、その刑事的責任も独占

的に重いと思うんですが？ それは言うまでもないですよね？ 私はただ、戻していただいた理由をお訊ねしてるだけなんですか？ 直接的には、理由が有るから戻したんですね？ ただ私としては、12もの色々な種類が有る中で、同じようなパターンの理由がまだ残っているとは信じられないんです、率直な話。 それぞれ事情は異なるはずなのに、全てを一緒に戻して來てるってゆうのがおかしいなと感じてます。たぶん、この中には、そのまま通るのも、通ってるのも有るんじゃないか？と、問題の無いのも有るんじゃないか？ と正直、思ってます。これは、正直なところ、その上司のかたのご意見ですか？ この差戻しは。

(サトウ) 檢察庁としての意見です。

(私) それとも担当のお二人だけのご判断ですか？

(サトウ) 担当の二人だけが決めるって事じゃありません。

(私) ああ、ですか？

(イチカワ) それ何回も言ってますよね？

(私) (苦笑) ああそれ、言われてますよ。だ、信じられないからお訊きしてるだけで、

(イチカワ) 何度も訊かないでください、それじゃ。そしたらひとまず、こちらとこちらをお預りするとゆうことでおろしいですか？

(私) いつまでお預りするんですか？

(イチカワ) いつまで？ それは何とも言えません。

(私) お預りされる度に二ヶ月もかかるってたんじゃ、ちょっと困るんですけど？

(イチカワ) うん、あの、こちらもね、あの、業務の都合等もありますので、

(私) だ、これ、一旦見ていただいているはずのものですよ？ 今回出すのは、再提出ですから。

(イチカワ) うん、だけども、いついつとゆうふうに明言はできません。

(私) はい、なるべく急いでください。それから私が生命の危機に有るとゆう、あの、訴えをしてるとゆう認識は持っていただいてますか？

(イチカワ) そちらに書かれてますよね？ うん、読んでいますよ。

(私) (苦笑) 読んでる？ と、だけども、そうは思ってないとゆうことですか？

(イチカワ) ううんと、そうゆう話ではないですよね？ 間違いなく

(私) それと、差戻しの文面、細かい事言いますが、いつもこう書かれてます。あの、貴殿から送付を受けたうんぬんと書いてますが、私は送付した事は、あ、一度くらい有るか？ 追加で、基本的には往訪で出します。これもあの、告訴告発担当としては、要件事実となるような事をあの、あの、間違った事を書くのは止めて欲しいです。ちゃんと正確に書いてください、ご面倒でも。いや、いつも送付を受けたってなってるんですよ、5回とも。私は送付していないんで、いつも直接持参して出します。試しにお見せしましょうか？

(イチカワ) いいですよ、別に、いいですよ。じゃ、よろしいですかね？

(私) わかりました、それとね、

(イチカワ) 少少、確認させてもらっていいですか？

(私) はい、

(イチカワ) 前回の物と全く同じとゆうことですよね？ ううん、

(私) 同じです、全く、はい。ええ、タカハシさんに言われてることではあります、あの、あまり長い期間かかるようでしたら、その間に差替が発生することも否定はできません。私も改訂は進めてます。それはなぜかと言うと、ええ、国連の自由権規約との対応関係を盛り込んだほうが有利かなと考えてるからです。

(イチカワ) イマイさん、それ、4月に、なんかそんなこと言ってましたけれども、うん、で?

(私) 4月9日、

(イチカワ) 4月9日、三ヶ月ぐらいですかね?

(私) うんと、6月初め、6月2日頃、戻って来ましたね?

(イチカワ) うん、で、確か何か電話いただいたことありましたよね? で、何かその、国連がどうこうってゆう、準備を進めるってゆうな話をされてたかと思うんですけども、うん、そのへんはどうなってるんですか?

(私) そのへんはご承知の通りと言っちゃうと、

(イチカワ) お差支えなければなんですか?

(私) 語弊が有るんでしょうからねえ?

(イチカワ) 言いたくなければけっこうですけど?

(私) ええ、ま、言っても無駄でしょうが、

(イチカワ) あ、じゃ、いいですよ、

(私) 一応、着いた事にはなってます。国連への通報は着いた事にはなってますが、途中でどんな加工をされてるかわかりませんので、ええ、その確認をこれから取ろうと思ってます。国内で丸二日かかるってますからね、国際便が。郵便局が何かしての可能性が有ります。

(イチカワ) 国連への通報ですか、は届いたと?

(私) ええ、16日に届いてます、記録では。11日に出して16日に届いてます。かかり過ぎてます、日数が。

(イチカワ) それ今月のってことですか?

(私) ええ、

(イチカワ) 7月の11日に送られたんですか? で届いたのが?

(私) 16日、はい、国内

(イチカワ) その後、何かしらこう、返答といいますか?

(私) 無いです、何も無いです、はい。だから本当に着いているかどうかを含めて確認が必要です。郵便局の記録上はもう配達されたことになってます。でもそれはあくまで日本の郵便局のやっていることなんで、本当に配達されているかどうかがわかりません。ご承知のように郵便局も告訴状Cとして入ってますんで、何をするかわかりません。更に言えばまあ、こんな風に、国連の対応が決まるまでに伺っても無駄なのかな? とは思ってます、正直。全て国連次第でしようから?

(イチカワ) ふうん、そのあたりの状況を見つつってとこなんですか?

(私) (苦笑) そうですね、ただ、あまりにも不当な戻され方だと思って、悔しい気持ちがあるので伺っております。あのう、まあいいか、

(イチカワ) それはそれで、よろしいですか?

(私) そうしますと、もし、今後、こちらの対応では、うう、駄目だと私が判断した場合に、私はこの前橋地検のどこに連絡をすべきなんですか？

(サトウ) 前橋地検では窓口は私達二人になりますので。

(私) (苦笑)それ、変でしょう？ お答えとして。いや、それが問題だったらどうしたらいいですか？ 行政機関として、あの、まっとうなお答えをいただきたいんですが？ 我々にはやましいところはありませんので、

(サトウ) それではあの、上級庁のほうに、

(私) 上級庁？

(イチカワ) えと、イマイさん、それはあれですかね？ 例えば対応に、ま、不適切な面が有って、それを改めて告訴告発したいってゆう趣旨なんですか？ それとも単に、その、職員の対応に不満を抱いているとゆう趣旨なんですか？ どちらなんですか？

(私) ああ、それはもう前者ですね。あの、後者なら行政ふ、ああ、行政法に基く手続が有るはずだっておっしゃりたいんでしょ？

(イチカワ) ん？ ではなく、後者であれば、また然るべき部署は有りますよ。 単にその、職員の対応に対する不満とからってゆうことであればですね。ただ、あと、先ほど前者と言って、要はその、告訴告発ってゆうことなんならばそれは扱う部署はこちらになるので、ええ、こちらしかないとゆう結論にはなります。

(私) 区別は無いです。 あの、告訴しか方法が無いんであれば告訴という形になるし、それ以外に事態を進められる手段が有るんであればそちらを選択します。それだけの話です。国連の規定とゆうのはあの、差別に関する、差別禁止に関するじょうきょうがたいへん豊富なんですよ、条項が。五つも六つも有ります。日本にはたった一つ、14条の法の下の平等しかないと思いますが、それに類するようなものが六つぐらいは有りますね。まあそれも取り込んで主張したほうが何かと便利かな?とは考えております。

(イチカワ) ううんと、国連にはあれですか？ そういう条項に基いて？ ええ

(私) もちろん、はい、国連に合わせて要件事実を書き換えて、全ての告訴状の要件事実を書き換えて出しました。

(イチカワ) じゃ、以上でよろしいですか？

(私) はい、なるべく前向きなご対応をお願いします。

(サトウ) ええと、じゃ、また受付でバッジを返していただいて、

(イチカワ) 先ほどあれでしたっけ？ 二部見せていただいた、

(私) あ、一部は回収した、

(イチカワ) あ、一部は回収したということですね、わかりました。はい、じゃこちらで、失礼します。

以上

20180802 10:30 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から前橋地方検察庁(群馬県前橋市大手町3-2-1)の告訴告発担当のサトウ、イチカワとの通話録音の反訳書

(交換手) です、

(私) あの、告訴告発担当を、

(交換手) はい?

(私) 告訴したいんですけども、

(交換手) あ、はい、あのう、担当に代りますので、

(私) いやいや、そうじゃなくてそ、その、そちらの担当のかたを告訴したいんですよ。

(交換手) ああ、はいはい、

(私) ええ、まあ7月20日に不当性を抗議文書での、提出したんですけども、

(交換手) はいはい、

(私) それらに対して全く改善も無くまた同じ事を繰り返しておりますんで、その場合はあの、ええ、検さ、前橋地検の長の見解を質したいとゆうふうに明記しておりますので、ええ、長のかたをお願いしたいんですが。

(交換手) あ、はい、お待ち下さい、

(私) はい、

(イチカワ) もしもし、代りました、

(私) もしもし、イチカワさんですよね?

(イチカワ) あ、そうです、

(私) あのう、私がお願いしたいのは、あの、組織の長をお願いしますと申し上げたんですが、いきなり何の前触れも無くイチカワさんに代られてもらって困るんですけども?

(イチカワ) ああ、先ほどそのような話をしたんですかね?

(私) ええ、

(イチカワ) うん、あのう、今回、告訴告発についてのお電話ということですよね?

(私) はい、

(イチカワ) うん、であればあの、こちらが窓口になりますので、

(私) いや、戻していただいた文面から察して、もうお話しても無駄だと思うので、あの、う、抗議文書に書いてある通り、組織の長の見解を質したいんですが? 私が指摘した不当性に何一つ答えていただいてませんけども? それで同じ事を繰り返されてますね? その無条件の不当性について組織の長の見解を質したいんですが? もしもし?

(イチカワ) もしもし、

(私) お答えが無いんですが? 少なくとも私はあの、告訴状を提出したいので、ええ、二担当のお二人では、とゆうか告訴告発担当では内部牽制の問題として問題外だと思うんですが?

(イチカワ) うん、あのう、ひとまずですね、窓口こちらですけども、特にですね、担当者限りで判断するわけではありませんので、またあの改めて告訴状等提出されるのであれば、こちらのほうで対応するとゆうことになります。

(私) 答えんなってませんが? 貴方がたを告訴したいと言ってるんです? 貴方がたが受

けたんじや、答えんなってませんけども？ 妨害しないで代って下さい。

(イチカワ) いや、受けると言いますか、ええ、ひとまず窓口として受領するとゆうことですよね、

(私) その窓口が不当だと言ってるんです、ですから他の窓口でないとあのう、形式不備でしょ？

(イチカワ) うん、あのう、先ほども言いましたけれども、ええ、ま、仮にですね、受領しますと、で、その後何らかの判断をするわけじゃないですか？ で、その判断はこちらの告訴告発担当のみでやるわけではないので、窓口としてお預りすると。

(私) それがどうしたんですか？ いや、結果、出て来てるあの、見解が極めて不当だから、貴方がただろうと誰が判断しようと、その判断したかたを告訴しますと言ってるんです？

(イチカワ) うん、あの、今回ですね、告訴状をお返ししますけれども、これは前橋地検としての判断です。

(私) や、それはわかっています、それ以外に、前橋地方検察庁の告訴状を提出したいので、然るべきかたをアサインして下さいと言ってるんです？

(イチカワ) うん、あの、その告訴状を前橋地検に提出されるんであれば、あ、こちらが窓口になります。

(私) それ、日本語としておかしいでしょう？

(イチカワ) おかしくないです、

(私) 貴方がたの告訴状だって言ってるんです？ 貴方がたに出てどうゆう意味が有るんですか？ それでは内部牽制んならないでしょう？

(イチカワ) うん、あの、我々個人に出すわけではないですね？

(私) いや、そ、そうゆう詭弁を使わないで、

(イチカワ) 詭弁じゃないです、

(私) あの、そうしましたら、貴方がたの担当検察官、あの告訴告発担当以外のかたにとりあえずつないでください。それが筋でしょう？

(イチカワ) ★ できかねます、今回、告訴告発に関する電話ということであれば、こちらのほうで承ります。

(私) いやいや、できかねますって、それ、あ、明確な妨害ですよ？

(イチカワ) うん、あの、担当こちらですので、

(私) いや、あの、担当に問題が有るって言ってるんですよ？ 日本語がおかしいでしょう？ 貴方がたに問題が有るんで道を塞がないでください。代って下さい、別のセクションの方に。

(イチカワ) 別のセクションといいますと、どちらになるんでしょうか？

(私) どちらとは？ 私はさ、先ほどから前橋地方検察庁長官を指名してるんですが？

(イチカワ) うん、要件は何ですかね？

(私) 要件は貴方がたの告訴状を提出する為です。

(イチカワ) はい、で告訴ということであればこちらが担当です。ですのでこちらで承ると、何度も説明しております。

(私) 私はあの、不当に妨害されるんであればあの、直接じかに伺って、あの、ええ、提出

あくまで強引に進めるしかないんですが?

(イチカワ) 妨害はしてないですよね?

(私) 妨害してますよね? 貴方がたでは形式不備です。代ってください、他の人に。

(イチカワ) 少々お待ちいただけますか?

(私) はい、

(サトウ) あ、もしもし、はい、お電話代りました、あの、サトウですけども、

(私) あのう、意味がわからないんですけども?

(サトウ) ええ、あの、告訴告発を担当する、担当するのはこちらになりますので、

(私) いや、そうではなくて、告訴告発担当を告、告訴したいので、そ、それは別の部署でなけりや、意味が無いでしょ? 内部牽制として。

(サトウ)★ いや、あのう、前橋地検ではこちらで担当することになりますから、他では担当はできません。

(私) 録音されてますけども、意味無いですよね? それじゃ。それはあの、強盗に襲われてるんで助けてつったら、強盗と相談しなさいつってのと同じ事ですよね?

(サトウ) え、それはあのう、そちら様のほうでどういった受け止めかたをするのかは、ええ、あのう、そちら様の判断になりますけれども、

(私) いや、つべこべ言ってないで、他の担当検察官に少なくとも代ってください、そしたら。

(サトウ) それはできません、

(私) 告訴告発担当以外の検察官に代ってください。

(サトウ) できません、

(私) そうでなければ機能としておかしいでしょ? それ告訴の妨害ですよね? 自分らの。隠蔽そのものですよ? 直接的な隠蔽になりますけども?

(サトウ) それはあの、そちらのほうで、の受け止めかたっていう形になりますので、

(私) いや、できませんという対応自体が不当、極めて不当なんですが、なぜできないんですか?

(サトウ) ええ、告訴告発を担当するのはこちらの部署だからです。

(私) いや、それが機能していないから、あの、ここ、他のかたに見解を求めると言っているんですよ? 邪魔しないでください、これ以上。

(サトウ) あの、いずれにしても、あの、こちら以外の担当で、担当は有りませんので。

(私) いや、私は最初からあの、前橋地検の長のかたをあの、見解を質したいと言っていますが? 今日の電話は。妨害しないで下さい。担当のかたを告訴したいんですよ、担当のかたを経由したって、意味が無いでしょ? それ。何をおっしゃってるんですか?

(サトウ) あの、告訴告発担当はこちらですから、他に、他にですね、

(私) それは通常の窓口ですよね? それを告、告発するとゆう、告訴するとゆうのは非常、非常、非常時とゆうか、非常手段ですよね? そのルートを求めてるんです。

(サトウ)★★ ええ、そのルートは有りません。

(私) 無いはずがないでしょ? 捜査機関でしょ? 何、馬鹿な事言ってるんですか?

(サトウ) ですからこちらで全部あの、窓口んなってますから。

(私) いやいや、別の検察官だって受付ける機能は有るでしょ？ 法律上、受付ちや悪いなんて決まりは無いでしょ？ だから他の、参考までに、参考までにじゃなくて、告訴状に名前を記したいので、サトウさんの上司の担当検察官の名前をおっしゃってください。

(サトウ) 特に伝える必要は有りません。

(私) ええ、告訴状に書きたいんです。隠さないで下さい。

(サトウ)★ ええ、先ほどもお話しましたけれども、特に伝える必要は有りませんので。

(私) 私はあの、組織の長につないで下さいと再三申し上げてるんですが？

(サトウ) それはできません、

(私) なぜですか？

(サトウ) 告訴告発の担当はこちらだからです、

(私) いや、ですから、その担当が機能してないと言ってるんです。その担当を告訴したいんですよ、堂々巡りですね？ 話が。

(サトウ) あの、したければこちらのほうに送ってもらうって形になります。

(私) 切ります。

以上

前橋地方検察庁の不当な対応と思われる点について

届出人

住所 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1
職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生)
電話 090-3087-1577

対象者 前橋地方検察庁 告訴・告発担当 高橋さん 市川さん

事実経過および説明

基本的に検察庁のお世話になるのは初めての素人であり、相談できる弁護士も見当たりません(これも包囲網による被害の一環です)。

ですから対応の不当性と言っても確信はありません。私の誤解もあるかもしれません。

またこれまでの過程に手放しで満足するものではありませんが、ここまで来れたのは基本的に二人のお蔭であるという感謝の気持ちは常にあります。

それはそれとして指摘申し上げます。ご無礼の点はご容赦ください。

I 捜査着手しないことの正当性についてお尋ねします

被害届 2018 の「早急な捜査着手の要請」欄に書いている通り、三県警とも今や完全黙秘の状態にあり銃声の通報すらも無視しております。

告訴人の生命の危機は顕著であり警察の代替機関として捜査による検挙によって生命の保護を求めており警察法第二条の職責も当然に重ねて期待される状況です。

告訴状としては未完成でも、事実経過欄や要件事実欄を見れば掲げた犯罪は推定できるはずです。

さらには「個別に明確な違法行為」として列挙した事実にも目を向けるならば、

第一に、主張通り包囲網が実在するならば公益の侵害が強く懸念されるはずです。

第二に、反射的利益を超えた法律上保護された利益の侵害ではないかと思います。

第三に、検察官の職責として職権認知の要請にも違背するのではないかと思います。

こうした状況において、いつまでも「捜査の必要を認めないこと」は、独任官庁様の裁量の範囲をも越え職権濫用に当るのではないかと感じております。

これまで事件性の認識について訊ねる度に、「まだそれを判断する段階ではありません」との返事を頂いておりますが、そのように段階分けして割り切ることに正当性はありますか?

言い換えると、告訴状が完成するまでは事件性を判断しなくてもよいという根拠はありますか?

また、告訴状の中の一部の罪が要件事実を満たしているだけでは捜査は開始されないのでしょうか?

II 差戻しの理由が漠然としすぎていて形式不備であり正当性を欠いていると思われます

少なくとも 20180205 提出 20180208 差戻し分については、告訴状の全ての罪について共通の問題点があったと確認できましたので、今後の話としてご理解ください。

差戻しの送達状に理由が簡記されていますが、まず、①「どこが」について全く書かれていません。
つまり、不備箇所が全く特定できません。

それから②「どのように」についてもかなり漠然とした書きかたになっています。

具体的には、告訴とは、という総論的説明と、最後に「要件事実としての記載のうち、どの部分が違反に当るのか、具体的犯罪事実が特定されていません」で終わっています。

これでは社会通念上、差戻しの形式要件を欠いていると思われます。

なお、この漠然とした指摘の仕方は往訪開始当初からほぼ一貫しており、特に直近の三回においては其々提出物が異なるのに、三回とも全く同じ文面で差し戻されています。

- ・ 20171114 提出 20171220 差戻し(告訴状 7通)
- ・ 20180117 提出 20180130 差戻し(告訴状 5通)
- ・ 20180205 提出 20180208 差戻し(告訴状 1通)

それから、「検察からこう書けといえるようなものではありません」というお返事をこれまで何度も繰り返しておりますが、その根拠を教えてください。

これは当事者主義の強調、あるいは公訴権濫用論への警戒でしょうか?

立場は理解しますが、どこがどう問題なのか全く触れなければ直しようがありません。

例えば、「無言の脅迫と言えるためには〇〇の観点も必要です」とか、「公務員職権濫用罪と言えるためには濫用した職権内容の特定も必要です」とか、「たとえ全く同じだったとしても要件事実は罪名毎に書くのがルールであり省略できません」とか、「要件事実についての今井さんの理解が不十分であるかぎり、これからも差戻しを繰り返しそうですから、いっそ被害届として作り直して提出されてはいかがですか? そうすれば要件事実の確定は検察の担当になりますから我々としても仕事が効率化できると思います」とか。

これらは職責として差戻しする以上、触れざるをえない範囲の指摘だと思います。

それなのに、「差戻しの送達状の文面を素直に解釈すれば、要件事実の記載が多すぎるので罪状に照らして表現を見直すなり削除するなり整理しなさいという意味に取れますか、そういう意味ですか?」と訊ねても返事がありません。

なお以前、記入例を作って訊ねたことがあります、まだ答える段階ではない、との回答でした。
20171114 以前は主に形式不備を指摘され、その場で差し戻されていたのですが、私がお二人に対する告訴状(案)を提示してからは預かりにするようになり、事態は悪化しており途方に暮れています。

III 差替について

20180117 提出済の告訴状IXにつき要件事実に重要な追加が生じたので 20180125 に差換分を送ったのですが、よほど気に障ったようで、高橋さんは「追加は送らないとの約束を破った」として 20180202 通話および 20180205 においてまるで私の過失であるかのように執拗に抗議しました。

この約束とは、「全ての告訴状について共通の問題があるようなので、それをはっきりさせるまでは残りを送ってもらっても無駄になりますよ」というだけの話です。

それに私が送ったのは差替分であり被害者として当然の行動をしただけで非難されるほどのことではありません、と何度も反論したのですが納得していただけなかったようです。

差換願います、と送達状にも明記したのですが、どうやらこの送達状の同封を私が忘れたようで、20180216の会見では、入っていなかった、とのことですから私の過失のようです。

とにかく差替分であることに気付かず(録音のやりとりからわかります)、おそらくは追加で送られて来たこと自体に腹を立て、内容を見ずにそのまま差戻したのではないかと思われます。

ですから、この件自体を問題にするつもりはありません。

むしろ気になるのは、「告訴状の内容が確定しないうちに提出されても困ります」と前々から言われており要件事実が変わる(増える)ことにかなりご不満のようですが、それについても反論があります。

第一に、事案としてすべからく「継続中の脅迫被害」であり、いつなんどき追加の要件事実が発生するかもしれないし新たな告訴状すら生まれるかもしれない状況だということです。

第二に、事案全体として非常に複雑であり確定を待っていたらいつまでたっても告訴できません。

これらの対応がもし事実であれば、事件性を隠蔽することによる被害者虐待ではないでしょうか?
決して被害者顔するつもりはないのですが、あまり露骨な対応をされると主張せざるを得ません。

IV職責の根拠についてお尋ねします

検察庁のHP内は一通り眺めましたが見当たらないので教えてください。

何度かお二人には尋ねましたが「答える筋合いでないと思います」とのこと。

しかし行政機関としての側面もある以上、問われれば答えるべきものと認識しております。

①検察の理念以外に「職権認知(探知)の要請」に当る条文はありますか?

②「どのような場合に捜査の必要を認めるのか」について(たとえば犯罪捜査規範に当るようなもの)条文はありますか?

これらの質問がIに関連しているものであるのは言うまでもありません。

以上

前橋地方検察庁・告訴告発担当の不当な対応に対する抗議

I 速やかに各告訴状の事件性を認識してください

これまで私は私の告訴状に不備があることを口実に「まだ事件性を判断する段階ではない」という返事を繰り返してきましたが、この返事にはそもそも正当性はありません。

なぜなら、国民の生命を犠牲にして成り立つ国家はありえないからです。

私はいくつもの生命への脅迫被害とそれを摘発すべき警察組織の麻痺を訴え続けてきました。

検察の職責としては直接的に個人の生命の保護を求める規定は無いと思いますが、私の場合の被害を放置すればどうなるかは捜査機関として容易に予見できたはずです。

また、包囲網の存在は公益の侵害そのものです。

私の主張を否定できる根拠があるのなら示してください。

これらは刑事訴訟法第239条違反に基く告訴の妨害であり、私の適正な手続きを受ける権利や生命の権利(憲法第13条または第25条)の侵害として公務員職権濫用罪を構成します。

刑事的起訴独占機関が犯罪を隠蔽すればその刑事責任も独占的に重くなるはずです。

II 差戻した各告訴状について不備箇所をはっきり示してください

要するに、私の告訴状を差し戻した正当な理由が本当にあるのか?ということです

不起訴処分であるなら規定通り告訴人である私にその理由を通知してください

どの部分が不備なのか特定できない文面なので、現実問題として訂正に着手できません。

「我々としてはおかしいとは思っていません」というこれまでの返事では答えになつていません。

しかも特に五回目では丸二ヶ月近くも握り込んでおきながら、この文面では道義的にも極めて無礼です。

これでは社会通念上、極めて不当な差戻し、つまり不法行為だと思います。

これについては過去にも何度も抗議している通りです。

私の適正な手続きを受ける権利(憲法第13条または第25条)の行使の妨害に当たります。

それよりも、不備が無いのなら事件性の判断を先延ばしにする理由もなくなります。

以下のように5回連続の不明瞭な同じ文面による不当な差戻しは脅迫です。

さらに重要なのは、この差戻しが私が過去に主張してきた脅迫の類型そのものだということです。

「ありえないような露骨な脅迫を堂々と繰り返してみせることが包囲網の威力の特徴であり伝統です」

このフレーズを私は今まで全ての告訴状で多用してきましたから知らぬはずはありません。

記

(一回目 20171114 に往訪により提出した告訴状7通を 20171220 付で郵送により差戻)

(二回目 20180117 に往訪により提出した告訴状5通を 20180130 付で郵送により差戻)

- (三回目 20180205 に往訪により提出した告訴状 1 通を 20180208 付で郵送により差戻)
(四回目 20180216 に往訪により提出した告訴状 1 通を 20180226 付で郵送により差戻)
(五回目 20180409 に往訪により提出した告訴状 12 通を 20180531 付で郵送により差戻)

『平成 29 年 12 月 30 日
前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成 29 年 11 月 14 日付け「被害届 2017」と題する書面及び同日付け「告訴状」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。』

いずれの対応もできないというのなら、もはや担当者と話しても無駄だと思います。

まず、行政上の抗告として上司との面会を求めます。

それもできないというのなら前橋地検としての見解を質したいので組織の長との会見を求めます。

カタログ

★20171220GDPP0_too vague remand	1
★20180814SPP0_too vague remand	7
★20210227TDPP0_too vague remand	8

20171220

平成29年12月20日

今 井 豊 殿

1/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成29年11月14日付け「被害届2017」と題する書面及び同日付け「告訴状」と題する書面5通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

remand by MDPPD

20180130

平成30年1月30日

今 井 豊 殿

2/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年1月17日付け「被害届2018」などと題する書面並びに同日付け「告訴状III」と題する書面等5通及び同月25日付け「告訴状IX」と題する書面1通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状III」と題する書面等には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180208

平成30年2月8日

今 井 豊 殿

3/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月5日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180226

平成30年2月26日

今 井 豊 殿

4/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月16日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180531

平成30年5月31日

今 井 豊 殿

5
6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180731

平成30年7月31日

今 井 豊 殿

6/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

最高検刑第100131号
平成30年8月14日

20180814

今 井 豊 殿

最 高 檢 察 庁

書面の返戻について

貴殿から送付された「告訴状等送付のご案内」と題する書面(平成30年8月3日付け)及び添付書類を拝読しました。

貴殿が作成した文書は、具体的な犯罪事実が判然としないことから、返戻します。

remand by SPPG



東地特捜第2161号

令和3年2月25日

今 井 豊 殿

20210227郵送受理

東京地方検察庁

特別捜査部 直告班

貴殿から送付された「告訴状」と題する書面4通（いずれも令和3年2月1日付け）及び添付資料を拝見し、検討しました。

告訴は、刑罰法規に該当する犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものですから、犯罪構成要件に該当する具体的な事実を具体的な証拠に基づいて特定していただく必要があります。

しかしながら、前記書面等では、犯罪構成要件に該当する具体的な事実が具体的な証拠に基づいて記載されておらず、告訴事実が特定されているとは言えません。

また、告訴状等の作成には、刑罰法規について一定程度の理解が必要ですので、弁護士等の法律実務家に相談されることも併せて御検討願います。

以上の点を御検討いただくため、貴殿から送付された前記書面等は返戻します。

remand by TDPPO



東地特捜第2714号

令和3年9月16日

今井 豊 殿

TDPPO-AII6-2th-remand

東京地方検察庁

特別捜査部 直告班

貴殿から提出された「告訴状AII.6」と題する書面（令和3年8月11日付け）1通及び「告訴状B.6」と題する書面（同月18日付け）1通並びに各添付資料を拝見し、検討しました。

告訴は、刑罰法規に該当する犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものですから、犯罪構成要件に該当する具体的な事実を具体的な証拠に基づいて特定していただく必要があります。

しかしながら、前記書面等では、犯罪構成要件に該当する具体的な事実が具体的な証拠に基づいて記載されておらず、告訴事実が特定されているとは言えません。

また、告訴状等の作成には、刑罰法規について一定程度の理解が必要ですので、弁護士等の法律実務家に相談されることも併せて御検討願います。

以上の点を御検討いただくため、貴殿から提出された前記書面等は返戻いたします。



東地特捜第2350号

令和4年5月2日

今井 豊 殿

TDPPQ-AII6-3th-remand

東京地方検察庁

特別捜査部 直告班

貴殿から提出された「告訴状AII6」と題する書面（令和4年4月1日付け）1通及び添付資料を拝見し、検討しました。

告訴は、刑罰法規に該当する犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものですから、犯罪構成要件に該当する具体的な事実を具体的な証拠に基づいて特定していただく必要があります。

しかしながら、前記書面等では、犯罪構成要件に該当する具体的な事実が具体的な証拠に基づいて記載されておらず、告訴事実が特定されているとは言えません。

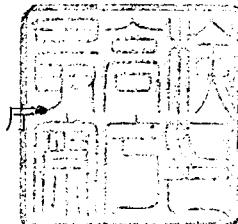
また、告訴状等の作成には、刑罰法規について一定程度の理解が必要ですので、弁護士等の法律実務家に相談されることも併せて御検討願います。

以上の点を御検討いただくため、貴殿から提出された前記書面等は返戻いたします。

最高検刑第100150号
令和4年6月27日

今井 豊 殿

最高検察



書面の返戻について

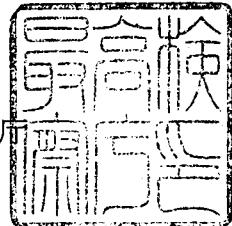
貴殿から送付のあった「告訴状AⅡ6」と題する書面（令和4年6月1日付け）、
「告訴状AⅡ7」と題する書面（令和4年6月6日付け）及び各添付資料を拝見しましたが、いずれも告訴の具体的な犯罪事実が判然としないことから、返戻します。

S P P O - remand

最高検刑第100195号
令和4年8月5日

今井 豊 殿

最高検察



書面の返戻について

貴殿から送付のあった「告訴状AⅡ6」と題する書面（令和4年7月5日付け）、
「告訴状AⅡ7」と題する書面（令和4年7月5日付け）及び各添付資料を拝見しましたが、いずれも告訴の具体的な犯罪事実が判然としないことから、返戻します。

2回目返戻

20220807 郵送受理